

【花巻市まちづくり総合計画】

第3期中期プラン

（令和2年度～令和5年度）

令和2年10月

《 目 次 》

第1章 中期プランとは	1
1 策定趣旨	1
2 期間	1
3 市民との協働による推進	1
4 進行管理	1
第2章 計画を進める上で重視する視点	3
1 重点戦略	
重点戦略1 人口減少対策	4
重点戦略2 市街地の再生	9
重点戦略3 交流人口の拡大	11
重点戦略4 防災力の強化	15
2 SDGsを踏まえた取組の推進	19
3 先端技術を活用した取組の推進	19
第3章 まちづくり総合計画の体系	20
第4章 まちづくりの基本政策	22
「しごと」分野	22
～仕事いっぱい、雇用がいっぱい、活力に満ちたまち～	
(政策別プラン)	
政策1-1 農林業の振興	23
政策1-2 工業の振興	37
政策1-3 商業の振興	42
政策1-4 観光の振興	46
政策1-5 農工商観連携の推進	57
政策1-6 雇用環境の充実	64
「暮らし」分野	70
～自然豊かな地域で共に支え、誰もが安心して、いきいきと快適に暮らすまち～	
(政策別プラン)	
政策2-1 環境の保全	71

政策 2-2	生活基盤の充実	82
政策 2-3	防災危機管理体制の充実	97
政策 2-4	日常生活の安全確保	110
政策 2-5	福祉の充実	116
政策 2-6	健康づくりの推進	126
「人づくり」分野		135
	～郷土を愛し、丈夫な体と深い知性を持つ心豊かな市民が育つまち～	
(政策別プラン)		
政策 3-1	子育て環境の充実	136
政策 3-2	学校教育の充実	146
政策 3-3	生涯学習の推進	158
政策 3-4	スポーツの振興	165
政策 3-5	芸術文化の振興	172
第5章 基盤となる政策		180
「地域づくり」分野		180
	～すべての市民が手と心をつなぐ、個性あふれる自立したまち～	
(政策別プラン)		
政策 4-1	地域主体のまちづくり	181
政策 4-2	参画・協働のまちづくり	187
「行政経営」分野		193
	～市民目線で経営する強くて優しいまち～	
(政策別プラン)		
政策 5-1	効率的・効果的な行政運営	194
政策 5-2	持続可能で健全な財政経営	200
第6章 主要事業計画		205
第7章 財政見通し		209
○用語解説		213

第1章 中期プランとは

1 策定趣旨

中期プランは、花巻市まちづくり総合計画に掲げた将来都市像を実現するため、目標年次までに取り組む施策の基本的な方向性や数値目標、主要事業を示すものです。

2 期 間

社会情勢の変化に柔軟に対応し、実現性の高い計画とするため、花巻市まちづくり総合計画の計画期間である10年間を3年・3年・4年の3期に区分して策定します。

第3期中期プランは、令和2年度(2020年度)から令和5年度(2023年度)の4年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化などにより、特に必要が生じた場合には、計画期間中においても見直しを行うことがあります。



3 市民との協働*による推進

計画の推進にあたっては、市民と将来都市像や「目指す姿」を共有し、一体となって取り組んでいくことが大切です。

そこで、市の施策の方向(市の役割)を示すとともに、市民(地域、市民団体等を含む)、企業(事業所、個人生産者等を含む)に期待される役割を示し、市民との協働*によるプランの推進を図ります。

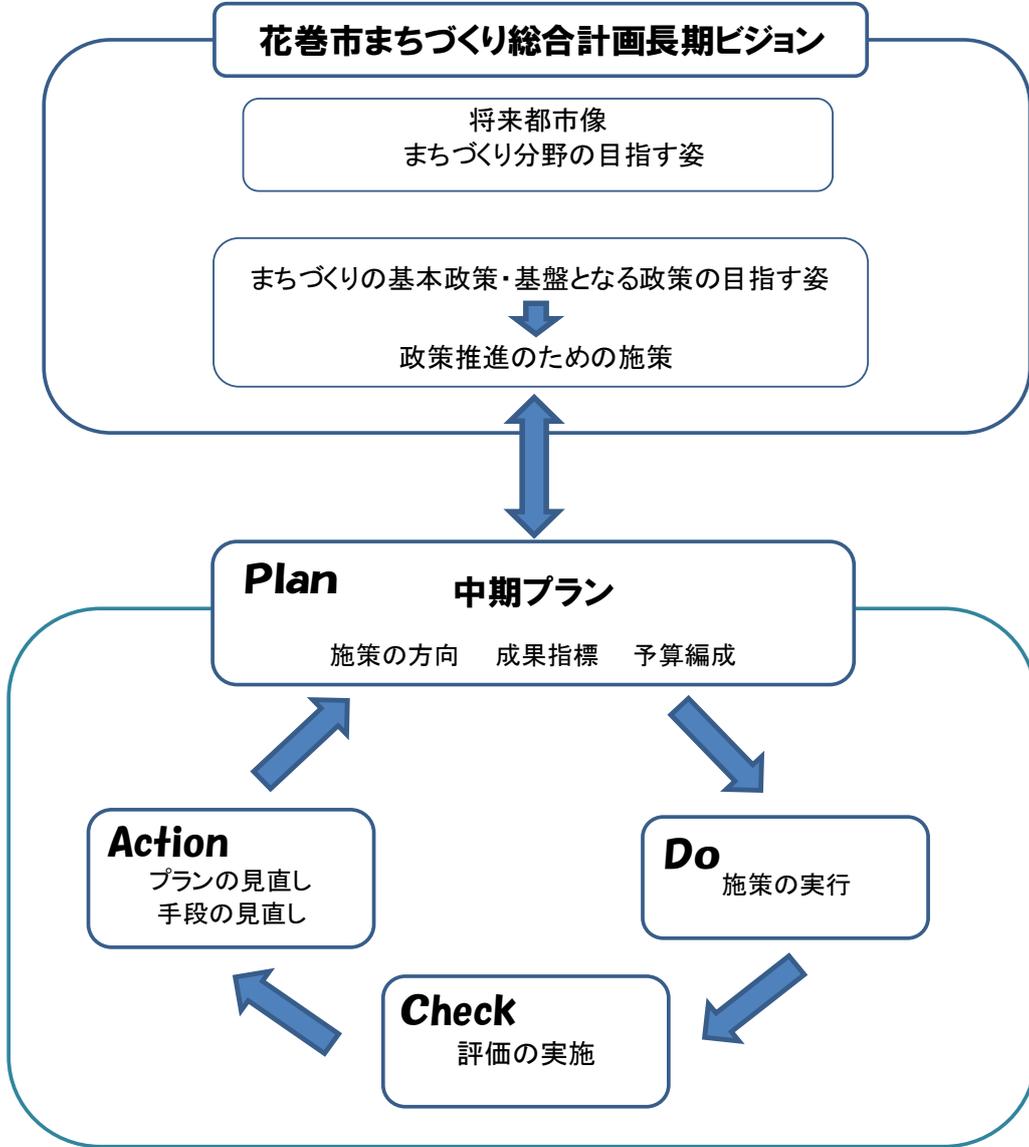
4 進行管理

計画の実効性を高めていくためには、策定した計画に基づき、施策を着実に実施し、その評価を通じて、次に実施する施策の取組内容を見直していくことが重要です。

このため、プランの進行管理にあたっては、政策や施策の評価システムに基づくPlan(計画)⇒Do(実行)⇒Check(評価)⇒Action(改善)のサイクルを確実に機能させることによって、計画の実効性を高め、その着実な推進を図ります。

また、プランの推進に必要な事業については、社会経済情勢や財政状況、課題の緊急度などを踏まえ、毎年度の予算編成の中で具体化を図ります。

【進行管理イメージ図】

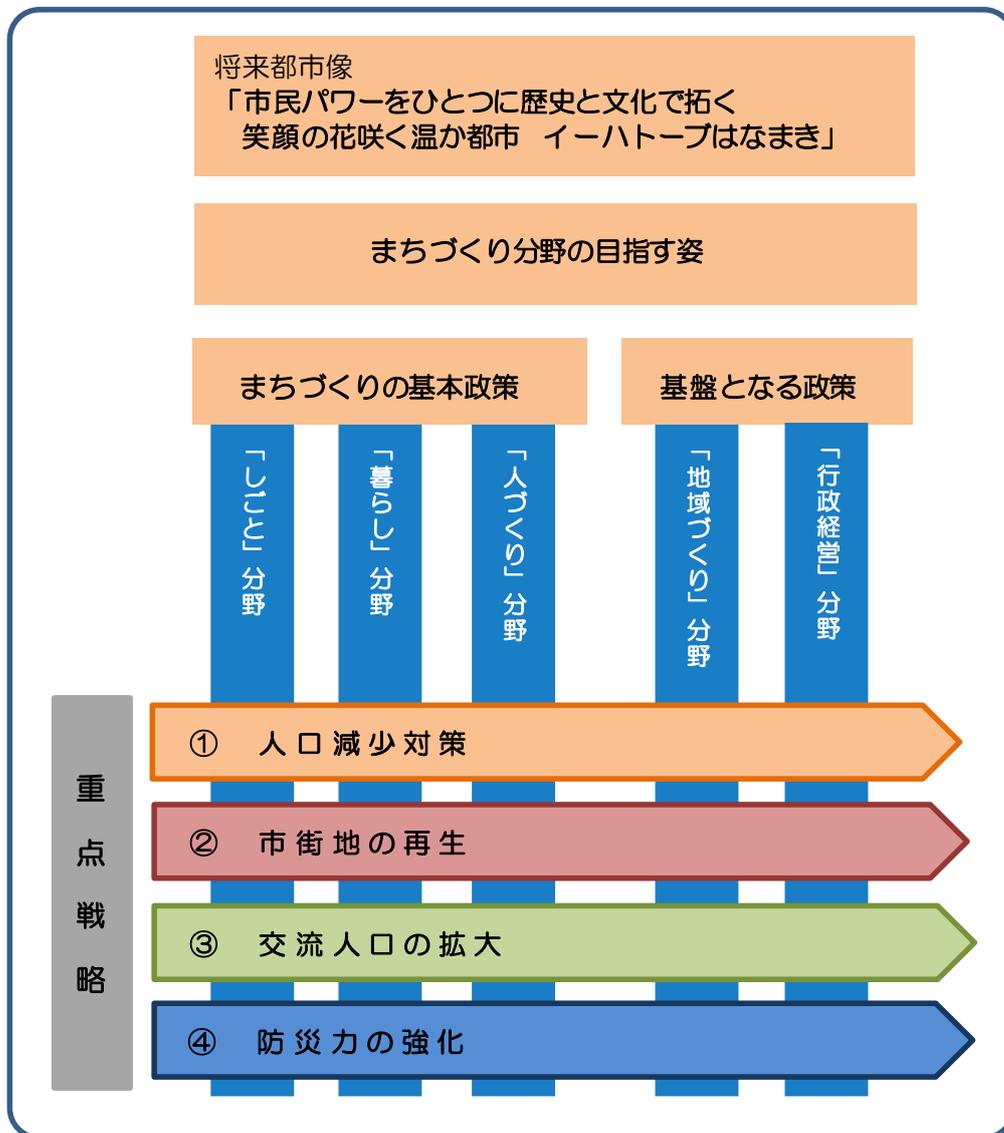


第2章 計画を進める上で重視する視点

1 重点戦略

まちづくり総合計画長期ビジョンでは、将来都市像「市民パワーをひとつに歴史と文化で拓く 笑顔の花咲く温か都市 イーハトーブはなまき」の実現を目指して、5つのまちづくり分野において、21の基本政策と、各基本政策において取り組む施策を示しています。

中期プランでは、まちづくりを進めるための全ての行政分野にわたる基本政策・施策の体系を示すほか、社会環境の変化、地域特性や花巻らしさを踏まえ、長期ビジョンの5つのまちづくりの政策を横断的、有機的に連動させながら、施策事業を重点化して取り組むべき4つのテーマを「重点戦略」として設定し、将来都市像の実現を目指していきます。



人口減少・少子化へ歯止めをかけ、花巻市民が安心して子どもを産み育てることができるよう、「花巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進し、住みたい、住み続けたいと感じるような魅力あるまちづくりを進める必要があります。

妊娠・出産・育児期までの切れ目のない支援、就学前教育*の充実、子どもの医療費助成や保育料の負担軽減策等を進めるとともに、地場産業の育成・支援や安定した雇用の場の確保、結婚支援や住居対策、地域資源を活かした地域おこし活動に対する支援の充実を図ります。

担い手の育成

施策 1-1-2

- 担い手支援アドバイザー設置による担い手育成支援
- 国の新規就農者育成総合対策の活用や移住定住支援による新規就農者の確保と育成
- 女性就農者の活動支援と農業・農村の活性化の推進
- ぶどうやりんご等の生産への新たな参入に対する支援

森林の保全

施策 1-1-5

- 地域にあった自伐型林業*の推進と担い手の育成

技術力・経営力の向上

施策 1-2-1

- 円滑な資金調達の支援
- 経営課題の解決や製品・技術開発の支援

事業分野の拡大

施策 1-2-2

- 製品及び技術開発の支援
- 市場調査、販路開拓の支援
- 本格参入に伴う設備導入の支援

商業形態の多様化

施策 1-3-1

- 移動販売事業者への支援の検討
- キャッシュレス決済などの導入、展開への支援

商店街の再生

施策 1-3-2

- 商店街のイベント支援
- 未利用店舗への新規出店の促進と定着支援
- リノベーション*による空き店舗の活用

起業の推進

施策 1-5-1

- インキュベーション施設*を活用した起業の推進

特産品*の開発

施策 1-5-2

- 6次産業化*に必要な技術・知識の習得支援
- 商品開発や加工技術、販路開拓等の事業者の課題に沿った支援
- 加工・販売施設整備に対する支援
- 醸造技術習得に対する支援
- ワイナリー建設志向者に対する商品開発や販路開拓等に対する支援
- 新規ワイナリー整備や既存ワイナリーの設備導入等に対する支援

企業誘致の推進

施策 1-5-3

- 県南地域において集積が進む半導体・自動車関連産業のほか、2024年問題*を間近に控える運輸・物流企業等の市内への誘致に向けた多分野かつ多面的な企業情報の収集とフォローアップ
- 経済情勢や企業ニーズに対応した支援制度の検討と当該制度を活用した企業立地誘導の実施
- 企業立地に適した空き工場や民有地の情報収集と発信の充実
- 民間事業者による産業用地の開発の支援
- 各分野の展示会への出展による誘致PRと情報収集
- 新たな企業を呼び込むための産業団地の整備

職業人材の育成

施策 1-6-1

- 職業相談やカウンセリング等による若年者等の就労支援
- 事業所説明会やインターンシップ*による企業と求職者のマッチング支援
- 新規学卒者等の地元就職及び定着への取組支援
- 東京圏や県外からの移住者に対し市内事業所への就労を支援
- 高等学校以上の修学及び卒業後の地域への定住に対する支援
- 助産師等の確保対策
- 技能職の育成と就労支援

勤労者福祉の向上

施策 1-6-2

- 中小企業のための退職金共済制度への加入促進
- 勤労青少年のための各種講座の開催
- 勤労者への資金貸付制度の実施
- 勤労青少年のための憩い・交流の場の創出及び利用率向上に向けた取組
- 子育てにやさしい職場づくりへの支援
- ワーク・ライフ・バランス*、働き方改革等の広報・啓発

道路環境の充実

施策 2-2-1

- 主要幹線道路、都市計画道路、生活道路の整備
- 国道、県道の整備要望
- 除雪体制の効率化
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋梁の維持修繕
- 東北自動車道花巻パーキングエリアへのスマートインターチェンジ整備
- 花巻駅東西自由通路（駅橋上化）及び西口広場の整備

公共交通の確保

施策 2-2-2

- 幹線バス路線、観光バス路線の利用促進（周知広報）
- 市街地循環バスの利用促進（周知広報）
- 予約応答型乗合交通*の拡充及び利用促進
- 公共交通事業者（乗合バス、タクシー）に対する事業継続のための支援
- 利用促進策の実施とマイレール意識の醸成
- 鉄道の維持や利便性向上に向けた関係機関への沿線自治体との要望活動

住宅の安定確保

施策 2-2-3

- 花巻市営住宅等長寿命化計画に基づく市営住宅の適正な必要戸数の維持管理
- 子育て世帯や高齢者向けの良好な市街地住宅への家賃支援
- 花巻市空き家バンクによる都市等からの住民の移住及び空家活用の促進
- 良好な宅地開発の促進

高齢者福祉の充実

施策 2-5-2

- 運営組織の拡大と対象者の適正利用による地域支援事業*の充実

障がい者福祉の充実

施策 2-5-3

- 障がい福祉サービスの提供
- 障がい者の生活支援サービスの提供
- 障がい福祉サービス提供施設の整備促進
- 障がい者の就労支援、障がい者雇用の推進

母子保健の推進

施策 2-6-2

- 妊娠期から産後、子育て期まで切れ目ない支援体制の充実
- 妊産婦の不安解消を行う産前・産後サポート*事業、産後ケア*事業の拡充、利用者負担の軽減及び宿泊型の実施に向けた支援の検討
- 妊娠、出産に関する知識の普及啓発
- 妊婦一般健康診査の実施と受診しやすい環境づくり
- 医療機関などと連携した相談、支援体制の充実

- 不妊治療や医療費など経済的負担の軽減
- 妊産婦医療費助成の対象の拡充
- 乳幼児健康診査の実施と受診しやすい環境づくり
- 医療機関、保育園などと連携した相談、支援体制の充実
- 乳幼児の成長、発達に応じた相談支援
- 子育てに関する知識の普及啓発
- 乳幼児の予防接種の実施と普及啓発
- 医療費など経済的負担の軽減

地域医療の充実

施策 2-6-3

- 医師及び助産師等の確保対策
- 岩手中部地域医療情報ネットワーク*による地域包括医療体制の構築
- 高度医療を担う医療機関への交通手段の確保
- 岩手中部保健医療圏*における周産期医療の中核病院の維持
- 市民が周産期医療を受けるための交通手段の確保
- 岩手中部保健医療圏*及び他の二次保健医療圏*の医療施設へ妊産婦を搬送するための救急車両の活用と情報提供

子育て支援の充実

施策 3-1-1

- 子育てや保育施設等の利用に関する総合相談体制の充実
- 子育て家庭等の経済的負担の軽減の拡充
- 子どもの医療費助成の対象の拡充
- 3歳児未満の保育料負担の軽減
- 人員確保による多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実
- 保育施設及び保育環境の整備への補助や保育士確保による待機児童の解消
- 地域全体で子育てを支援する意識の啓発
- 地域における子育て支援活動の推進
- 学童クラブの安定的な運営支援
- 子育てサークル、子育てボランティアの育成支援
- 専門職員の配置による関係機関との連携強化や相談体制の充実

家庭の教育力向上

施策 3-1-2

- 保護者研修会等の学習機会の充実

就学前教育*の充実

施策 3-1-3

- 公立保育所、幼稚園施設の維持管理
- 私立幼稚園の振興に対する支援
- 市内全園の保幼こ一体による就学前教育*の推進
- 保育、教育の充実
- 「保幼こ小接続期カリキュラム*」実践等の保幼こ小の連携推進

- 児童期の発達に対する適切な支援
- 地域の人材の活用促進

学力・体力の向上

施策 3-2-1

- 「学力向上アクションプラン*」の推進

豊かな人間性の育成

施策 3-2-2

- 小・中学生の地域体験学習の充実
- 小・中学生の復興・防災教育の推進

教育環境の充実

施策 3-2-4

- 少子化による児童生徒数の減少に対応した学校統合や学区再編
- 私立高等学校の振興に対する支援
- 高等学校以上の修学及び卒業後の地域への定住に対する支援

自主的学習の推進

施策 3-3-1

- 生涯学習講座の開設

青少年の社会教育*

施策 3-3-2

- 青少年健全育成のための事業の開催及びSNS*等を活用した周知
- 青少年健全育成事業の支援

国際都市の推進

施策 3-3-3

- 日本語講座など外国人市民支援の推進

地域づくりへの参加促進

施策 4-1-1

- 市外からの移住希望者や市内子育て世帯等の移住定住の促進と環境等整備
- 市民と移住希望者の交流の創出
- 地域課題の解決に向けた地域外人材の誘致と定住、関係人口化
- シティプロモーション*による移住先としての認知度向上
- 地域団体等と連携した広域的な婚活支援

コミュニティ会議*の基盤強化

施策 4-1-2

- コミュニティ会議*と各種団体等との関係及び役割の実態把握による負担軽減策の検討と実施
- 若い世代や女性を含めた参画*機会の創出と実践

機能的な組織運営と人材育成

施策 5-1-2

- ILC*誘致に対する協力

重点戦略 2

市街地の再生

市内 4 つの中心市街地の活性化を図るため、立地適正化計画*に基づき医療・生活・商業のサービス機能を維持する必要があります。

予約応答型乗合交通*の拡大を含め、地域ごとの特性に適した公共交通網の整備を図ります。

商業形態の多様化

施策 1-3-1

○キャッシュレス決済などの導入、展開への支援

商店街の再生

施策 1-3-2

- 商店街のイベント支援
- 商店街共同施設の改修支援
- 商店街における憩いの場づくり
- 未利用店舗への新規出店の促進と定着支援
- リノベーション*による空き店舗の活用
- 地域住民による特色を生かした商店街づくりの支援
- 地域の特色や景観を生かしたまちなか誘導への取組支援

観光の魅力向上

施策 1-4-1

- ポストコロナを見据えた魅力あるイベントの開催を支援
- 体験型観光と花巻温泉郷等への宿泊を組み合わせた滞在型メニューの整備
- 計画的な観光施設の整備

道路環境の充実

施策 2-2-1

- 主要幹線道路、都市計画道路、生活道路の整備
- 花巻駅東西自由通路（駅橋上化）及び西口広場の整備

公共交通の確保

施策 2-2-2

- 幹線バス路線、観光バス路線の利用促進（周知広報）
- 市街地循環バスの利用促進（周知広報）
- 予約応答型乗合交通*の拡充及び利用促進
- 公共交通事業者（乗合バス、タクシー）に対する事業継続のための支援
- 利用促進策の実施とマイレール意識の醸成
- 鉄道の維持や利便性向上に向けた関係機関への沿線自治体との要望活動

住宅の安定確保

施策 2-2-3

- 子育て世帯や高齢者向けの良好な市街地住宅への家賃支援
- 花巻市空き家バンクによる都市等からの住民の移住及び空家活用の促進
- 買い物や通院などが不便な地域の高齢者等を対象としたまちなか居住ニーズの調査及び検討
- 良好な宅地開発の促進
- 空家等*の情報把握
- 管理不十分な空家所有者等に対する注意喚起等
- 空家等*対策の推進に関する特別措置法に基づく措置の適切な実施

景観形成の推進

施策 2-2-4

- 地域との協働*による良好な景観の保全
- 市民との協働*による古くからの街並みの景観保全の検討

地域医療の充実

施策 2-6-3

- 岩手中部地域医療情報ネットワーク*による地域包括医療体制の構築

自主的学習の推進

施策 3-3-1

- 新花巻図書館の整備

地域づくりへの参加促進

施策 4-1-1

- 振興センター*の改修整備
- 市外からの移住希望者や市内子育て世帯等の移住定住の促進と環境等整備

定住人口の確保を図るだけでなく、国内はもとより、海外から多くの外国人観光客を呼び込むことにより、地域の活性化を図っていく必要があります。

本市は、県内唯一の空港を有するなど恵まれた高速交通網や温泉、偉人、文化遺産に登録された早池峰神楽をはじめとする民俗芸能*などの豊富な観光資源、大規模スポーツ大会等の誘致が可能なスポーツ施設や大型宿泊施設等を有しているため、その優位性を活かし、交流人口の拡大に努めます。

農業生産の支援

施策 1-1-1

- 市内産地直売所の連携や朝ごはんプロジェクト*等による地産地消*の推進
- 都市消費者との交流の推進

森林の保全

施策 1-1-5

- 植樹、水源地観察、木工教室など森林や木材へ親しむイベントの開催

商店街の再生

施策 1-3-2

- リノベーション*による空き店舗の活用
- 地域の特色や景観を生かしたまちなか誘導への取組支援

観光の魅力向上

施策 1-4-1

- ポストコロナを見据えた魅力あるイベントの開催を支援
- 地域の魅力的な観光コンテンツの創出及び既存の観光コンテンツの磨き上げ
- 計画的な観光施設の整備
- 旅行を検討している方に対する遠野、平泉をはじめとする県内の市町村との連携による花巻温泉郷等への宿泊と組み合わせた広域周遊プランの提案や滞在型メニュー整備の拡充

観光情報の発信

施策 1-4-2

- 花巻観光協会が行うホームページやツイッター、インスタグラム等のSNS*による情報発信への支援
- 魅力的な観光コンテンツを活用した新たな閑散期対策への支援
- 地域資源を活用した観光コンテンツを活用した誘客促進
- SNS*等の情報発信ツールの多言語化
- 多言語ホームページの充実によるインバウンドへの情報発信の強化
- 商談会への参加やセールスコールなど観光関係者による誘客活動への支援
- 外国人観光客の体験型観光へのニーズに対応し、滞在中快適に旅行を楽しめるよう受け入れ環境整備や滞在コンテンツの充実強化
- 新たな海外市場の情報収集、受け入れ環境整備及び現地セールス

移動しやすい観光地

施策 1-4-3

- 観光客にわかりやすい観光案内看板の維持管理
- 駅から温泉、観光施設間の二次交通*の運行支援
- 利用者ニーズに対応した魅力的な二次交通*の運行支援
- 団体貸切バスツアーの運行支援
- レンタサイクル等事業実施の支援

おもてなしの向上

施策 1-4-4

- 市民及び市内団体、郷土芸能等によるおもてなしサービスの実施及び支援
- 観光おもてなしガイド*の育成支援
- 観光関連事業者の観光客へのサービス維持を図るため、デジタル化等に対応するため観光人材の新規登用や育成の支援

特産品*の開発

施策 1-5-2

- 花巻ワインの販路拡大とワイン産地としての認知度向上を目的としたプロモーション活動の実施

自然環境の保全

施策 2-1-2

- 早池峰山等の自然環境保護と利用環境の向上
- 希少生物等の保護への支援、啓発
- 環境学習などを通じた環境保全意識の啓発

花のあるきれいなまちづくり

施策 2-1-5

- 大規模イベント時における花いっぱいのおもてなし
- 環境基本計画の改定

道路環境の充実

施策 2-2-1

- 主要幹線道路、都市計画道路、生活道路の整備
- 国道、県道の整備要望
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋梁の維持修繕
- 東北自動車道花巻パーキングエリアへのスマートインターチェンジ整備
- 花巻駅東西自由通路（駅橋上化）及び西口広場の整備

公共交通の確保

施策 2-2-2

- 幹線バス路線、観光バス路線の利用促進（周知広報）
- 市街地循環バスの利用促進（周知広報）
- 予約応答型乗合交通*の拡充及び利用促進
- 公共交通事業者（乗合バス、タクシー）に対する事業継続のための支援

- 需要の回復に向けたいわて花巻空港利用促進のためのPR
- 航空便の増便に向けた関係機関への要望活動
- 岩手県が行う定期便及びチャーター便*等の誘致促進事業への協力
- 利用促進策の実施とマイレール意識の醸成
- 鉄道の維持や利便性向上に向けた関係機関への沿線自治体との要望活動

景観形成の推進

施策 2-2-4

- 地域との協働*による良好な景観の保全
- 市民との協働*による古くからの街並みの景観保全の検討

国際都市の推進

施策 3-3-3

- 国際理解事業についての積極的なPR
- 多言語による市の情報発信
- 多文化共生*の推進
- 姉妹都市*等との交流事業の実施
- 国際交流事業に関する情報発信
- 国内友好都市*との交流事業の実施
- 国内友好都市*に関する情報発信

競技スポーツの推進

施策 3-4-2

- トップアスリート等を招いた講演会等の開催

大規模スポーツ大会の開催

施策 3-4-3

- はなまきスポーツコンベンションビューロー*を核としたスポーツ大会の誘致と開催支援
- 広域的な連携による国際スポーツ大会の誘致推進
- 関東圏等からのスポーツを含む合宿の誘致推進
- 広域的な連携による合宿の誘致推進
- 大規模大会などに対応した施設の計画的な改修
- 新たなスポーツ施設の整備の調査・検討

芸術文化活動の推進

施策 3-5-1

- 優れた作品の鑑賞機会の提供

先人の顕彰

施策 3-5-2

- 先人顕彰施設の展示内容や企画展の充実
- 先人顕彰施設の環境整備
- 賢治さんを感じることができる場にするための、関連施設の環境整備や関連催事の充実
- 宮沢賢治関連情報発信の充実

文化財の保護と活用

施策 3-5-3

- 説明板や案内板等の改修、設置
- 文化財施設での特別展、企画展の充実

民俗芸能*の伝承

施策 3-5-4

- 民俗芸能*の発表の場や伝承活動の場の確保

地域づくりへの参加促進

施策 4-1-1

- 市外からの移住希望者や市内子育て世帯等の移住定住の促進と環境等整備
- 市民と移住希望者の交流の創出
- シティプロモーション*による移住先としての認知度向上

近年、国内において大規模地震や台風等の集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害が増加していることから、地域の災害特性に応じた情報伝達・避難方法における課題解決に取り組み、災害時における確実な避難体制の構築を目指します。

また、災害発生時に迅速に対応できる危機管理体制の強化を図るとともに、道路・橋りょう、河川、情報基盤等のインフラ整備を推進します。

地球温暖化の防止

施策 2-1-1

○再生可能エネルギー*の利活用の促進と省エネルギーを一層推進するライフスタイルの普及

花のあるきれいなまちづくり

施策 2-1-5

- 遊戯施設の修繕、更新または撤去
- 芝生の整備、樹木の計画的な伐採と植栽
- 環境基本計画の改定

道路環境の充実

施策 2-2-1

- 主要幹線道路、都市計画道路、生活道路の整備
- 舗装修繕等の道路環境の維持
- 長寿命化計画に基づく道路施設修繕
- 国道、県道の整備要望
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋梁の維持修繕

住宅の安定確保

施策 2-2-3

- 良好な宅地開発の促進
- 耐震基準*に満たない危険性のある木造住宅の解消
- 空家等*の情報把握
- 管理不十分な空家所有者等に対する注意喚起等
- 空家等*対策の推進に関する特別措置法に基づく措置の適切な実施

安全な水の安定的供給

施策 2-2-5

- 岩手中部水道企業団による水の安定供給
- 水道給水区域外の浄水施設等設置による生活用水確保支援

汚水の適切な処理

施策 2-2-6

- 公共下水道について、大迫・東和浄化センターの機械、電気設備の改築更新の実施

- 農業集落排水について、公共下水道に接続することの検討、それ以外について処理場の機械、電気設備の改築更新の実施
- 浄化槽の維持管理

情報通信環境の充実

施策 2-2-7

- 情報通信環境整備に向けた情報の収集と事業者との調整
- 5G*などICT*の利活用に向けた検討
- テレビ共同受信施設の更新改修や光情報通信サービスの利用を想定したインターネット等を活用したテレビ難視聴の解消に向けた取組への支援の検討

危機管理体制の強化

施策 2-3-1

- 住民への警戒レベルと取るべき行動の周知
- 避難行動要支援者*名簿*の名簿情報の提供を拒否した方以外の方で、必要とする支援内容等申出書を未提出の方について、避難を支援するために必要な情報の収集・確認と避難行動要支援者*名簿への掲載
- 防災訓練における地域と市、防災関係機関との連携強化
- 避難に関する情報伝達体制、災害の種類に応じた指定緊急避難場所*、避難経路を含めた避難方法の見直し
- 国、県等の防災関係機関とのメール、FAX、ホットラインによる情報伝達体制の活用
- 本庁、支所間の連携体制の強化と訓練の充実
- 災害が発生し指定緊急避難場所*または指定避難所*を開設する場合の万全な感染症対策の実施
- 自主防災組織*リーダー研修による組織の育成、活動支援
- 防災講話や防災訓練等の実施
- 個別避難支援計画の作成による避難行動要支援者*の自助・共助による支援体制の確立
- 自主防災アドバイザー*派遣による組織活動の支援
- 防災士*資格取得に係る補助による組織の強化及び地域のリーダー育成
- コミュニティFM*、緊急速報メール、テレビ等による情報伝達手段の充実
- コミュニティFM*難聴地域の解消の検討

自然災害対策の強化

施策 2-3-2

- 市が管理する水路の氾濫常襲地の計画的改修
- 市管理河川の改修や河川内の樹木伐採、河道掘削
- 国管理河川の堤防整備や国・県管理河川の改修及び河川内の樹木伐採、河道掘削の要望
- 大規模盛土造成地の変動予測調査及び滑動崩落防止対策の実施
- 新た公表された土砂災害が発生する可能性がある個所等の災害危険箇所を周知するため、ハザードマップ*を改訂
- 農業用ため池の氾濫解析結果を掲載した防災重点ため池*用ハザードマップ*の作成・周知

- 防災訓練や防災講話を通じたハザードマップ*等による危険箇所、避難場所の周知及び避難経路の確認
- 防災講話や広報、FM等を通じ、家庭での備蓄の必要性を周知
- 指定緊急避難場所や指定緊急避難場所以外の避難先となりうる施設の整備改修を進めるため、優先度の高いところから、地域の方々との協議・検討を実施
- 市内の小売・流通・運送業者との災害時応援協定の締結等により構築された災害用物資の供給及び受援体制を活用するため、定期的な連絡体制の確認と情報伝達訓練の実施
- 備蓄計画の見直し及び計画的備蓄
- 指定緊急避難場所*等における感染症等対策のために必要な資機材の備蓄・配備
- 効果的な情報発信のための防災行政無線設備と災害FM機器の更新・整備

消防力の強化

施策 2-3-3

- 消防車両、消防施設の保守管理、更新
- 消防施設の非常電源の更新の検討
- 消防指令業務の共同運用化への準備、検討
- 消防水利の新設、更新、修繕
- 消防団員への教育、研修
- 消防演習の実施
- 活動装備品等の更新
- 消防団組織等の再編、消防団活動の負担軽減、活動しやすい環境の整備
- 消防団と事業所との連携体制強化
- 防火対象物等への査察、立入検査、違反是正、防火管理指導の実施
- 市民を対象とした防火意識の普及啓発
- 住宅用火災警報器設置の推進
- 消防学校等への入学、各種研修会への派遣

救急救助体制の強化

施策 2-3-4

- 救急隊の拡充
- 中部医療圏以外への搬送体制の確立
- 分娩時の妊婦の搬送体制の確立
- 救急救命士の養成及び育成
- 救急救命士の乗車体制の充実
- 救急資器材の充実強化
- 各種講習会やコミュニティFM*等を活用した救急車適正利用の普及啓発
- 市民及び事業所等を対象とした応急手当講習の実施
- 応急手当普及員による応急手当講習会の開催
- 応急手当講習用資器材の充実
- 高度な知識と技術を有する消防隊員の養成及び育成
- 大規模災害やテロ災害等における体制の強化

○災害に対応する資機材の充実強化

防犯活動の推進

施策 2-4-2

- 鍵かけ運動、自転車盗難防止の啓発活動の実施
- 防犯協会や関係機関と連携した防犯教室、出前講座の開催
- 市ホームページやSNS*、コミュニティFM*、有線放送などによる防犯に関する情報提供や注意喚起
- 関係機関等と連携した最新の防犯等の情報提供や注意喚起

地域福祉の推進

施策 2-5-1

- 災害時等における要支援者の地域での見守り

豊かな人間性の育成

施策 3-2-2

- 小・中学生の地域体験学習の充実
- 小・中学生の復興・防災教育の推進
- 生徒会におけるボランティア活動に対する支援

教育環境の充実

施策 3-2-4

- 地域の安全指導體制の強化
- 安全安心で快適な学習環境の確保に向けた施設長寿命化の推進

地域づくりへの参加促進

施策 4-1-1

- 振興センター*の改修整備
- 自治公民館等の整備改修支援

2 SDGs*を踏まえた取組の推進

経済・社会・環境の様々な課題を統合的に解決し、持続可能な社会を目指すSDGs*「持続可能な開発目標」の推進につながる取組が、国、自治体、企業等で始まっています。

このSDGs*の考え方と本市の総合計画に掲げる政策は、スケール感や分類等は異なるものの、その目指すべき方向性は同様であることから、総合計画の推進を図ることがSDGs*の達成に寄与するものと考えられます。そのため、本プランではSDGs*の理念や 17 の持続可能な開発目標を踏まえながら、各施策の推進に取り組み、SDGs*の推進につなげていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 先端技術を活用した取組の推進

IoT*やAI*、ビッグデータ*、5G*等の科学技術を活用した超スマート社会 Society5.0*の実現に向けた技術は、生産性や生活の利便性を飛躍的に高めることが期待されており、少子高齢化・人口減少がより進んでいる地方においてこそ、課題解決の有効な手段になることから、このような先端技術を様々な取組に積極的に活用し、将来都市像の実現を目指していきます。

第3章 まちづくり総合計画の体系

【まちづくりの基本政策】

分野	基本政策	施策
1 「しごと」分野	1-1 農林業の振興	1 農業生産の支援
		2 担い手の育成
		3 生産基盤の整備
		4 木材供給体制の構築
		5 森林の保全
	1-2 工業の振興	1 技術力・経営力の向上
		2 事業分野の拡大
	1-3 商業の振興	1 商業形態の多様化
		2 商店街の再生
	1-4 観光の振興	1 観光の魅力向上
		2 観光情報の発信
		3 移動しやすい観光地
		4 おもてなしの向上
	1-5 農工商観連携*の推進	1 起業の推進
		2 特産品*の開発
		3 企業誘致の推進
	1-6 雇用環境の充実	1 職業人材の育成
		2 勤労者福祉の向上
2 「暮らし」分野	2-1 環境の保全	1 地球温暖化の防止
		2 自然環境の保全
		3 公害の防止
		4 循環型社会*の構築
		5 花のあるきれいなまちづくり
	2-2 生活基盤の充実	1 道路環境の充実
		2 公共交通の確保
		3 住宅の安定確保
		4 景観形成の推進
		5 安全な水の安定的供給
		6 汚水の適切な処理
		7 情報通信環境の充実
	2-3 防災危機管理体制の充実	1 危機管理体制の強化
		2 自然災害対策の強化
		3 消防力の強化
		4 救急救助体制の強化
	2-4 日常生活の安全確保	1 生活相談の充実
		2 防犯活動の推進
		3 交通安全の推進
	2-5 福祉の充実	1 地域福祉の推進
		2 高齢者福祉の充実
		3 障がい者福祉の充実
		1 健康づくりの支援
	2 母子保健の推進	

分野	基本政策	施策
3 「人づくり」分野	3-1 子育て環境の充実	3 地域医療の充実
		1 子育て支援の充実
		2 家庭の教育力向上
	3-2 学校教育の充実	3 就学前教育*の充実
		1 学力・体力の向上
		2 豊かな人間性の育成
		3 特別支援体制の充実
	3-3 生涯学習の推進	4 教育環境の充実
		1 自主的学習の推進
		2 青少年の社会教育
	3-4 スポーツの振興	3 国際都市の推進
		1 生涯スポーツの推進
		2 競技スポーツの推進
	3-5 芸術文化の振興	3 大規模スポーツ大会の開催
		1 芸術文化活動の推進
		2 先人の顕彰
3 文化財の保護と活用		
		4 民俗芸能*の伝承

【基盤となる政策】

分野	基本政策	施策
4 「地域づくり」分野	4-1 地域主体のまちづくり	1 地域づくりへの参加促進
		2 コミュニティ会議*の基盤強化
	4-2 参画*・協働*のまちづくり	1 市政への参画*・協働*機会の拡充
		2 公益的活動*への支援
5 「行政経営」分野	5-1 効率的・効果的な行政運営	3 男女共同参画の浸透
		1 窓口サービスの充実
		2 機能的な組織運営と人材育成
		3 わかりやすい市政情報の提供
	5-2 持続可能で健全な財政運営	4 行政評価の活用
		1 適正な財政規模への移行
		2 自主財源*の確保
		3 市有財産の適正な管理

1 しごと

～仕事いっぱい、雇用がいっぱい、活力に満ちたまち～

基本政策
1-1

農林業の振興

～農林業者が安定した所得を確保しています～

政策の方針

就業者の減少やグローバル化による影響が懸念される中、農林業を持続していくためには、農林業に携わる人が安定した所得を確保することが必要です。

そのために、収益性の高い農畜産物などの生産支援を行うとともに、担い手となる後継者の育成、生産基盤や施設の整備による生産性や作業効率の向上に取り組みます。

また、地元産の木材が建築材等として利用されるための供給体制の構築、森林の健全な育成に取り組みます。

（市民や企業に期待される役割）

◇市民の役割（地域、市民団体等を含む）

- ・地産地消*の心がけ
- ・地域農畜産物の贈答品への活用
- ・地元産木材の有効活用・適切な森林管理
- ・植樹育樹活動や里山整備への参加

◇企業の役割（事業所、個人生産者等を含む）

- ・生産者自らが販売できる環境づくりと販売促進
- ・スマート農業*の導入による品質の向上と低コスト化
- ・適地適作による地域の特産物の生産と出荷量の安定確保
- ・環境に配慮した農業への移行
- ・耕作放棄地の解消と発生させない努力
- ・農業の魅力の発信と人材育成
- ・良質な木材の提供
- ・健全な森林育成のための下刈や間伐などの実施
- ・意欲と能力のある林業経営者の育成

成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R5
農業者一人当たりの農業所得金額* (千円)	農業を営むことによる収益の状況を示す指標です。増加を目指します。 出典：総務省（市町村課税状況等の調） 農業所得のみの人、または農業所得以外の所得もあるが農業所得の方が多い人のうち、所得（利益）が出ている人の所得金額	2,339	2,357

関連計画

- 第2次国土利用計画花巻市計画(令和元年度～)
- 花巻農業振興地域整備計画(平成30～令和9年度)
- 花巻市地域農業マスタープラン(平成24年度～)
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(令和3～12年度)
- 花巻市酪農・肉用牛生産近代化計画(令和3～12年度)
- 花巻市森林整備計画(平成30～令和10年度)
- 花巻市市有林経営ビジョン(平成30～令和4年度)
- 花巻市公共建築物等木材利用促進基本方針(平成25年度～)
- 花巻市鳥獣被害防止計画(令和3～5年度)

施策1 農業生産の支援

◇目指す姿

収益性の高い農畜産物を生産しています

◇現状

- ・農業従事者の減少や高齢化に伴い、農畜産物の生産量の減少が懸念されています。
- ・中山間地域等の生産条件不利地を中心に、高収益作物への作付転換が進まず、生産コストの低減が十分に図られていないため、補助金等で農家収入を確保している状況にあります。
- ・農業法人の規模拡大により、作業が同じ時期に重複する状況にあります。
- ・コロナ禍で外食産業を中心に米や牛肉の消費が減少しています。
- ・円安や世界情勢の変化等の影響により肥料原料や飼料等の生産資材が高騰しています。
- ・野生鳥獣の生息区域の拡大とともに、農作物の被害が増加傾向にあります。

◇課題

- ・人手不足に対応した生産コストの低減のため、スマート農業*の導入を図る必要があります。
- ・農地中間管理事業を活用し、集積された農地の地理的な集約化を図る必要があります。
- ・作期分散や所得向上のため新たな品目の導入を図る必要があります。
- ・花巻産農畜産物の優位性や特徴を活かしたPRと消費拡大を図る必要があります。
- ・米や牛肉の価格が下がるとともに、生産資材の高騰や国の交付金制度の見直しにより、農家の収入が減少しているため、経営の安定化を図る必要があります。
- ・野生鳥獣の被害対策を図る必要があります。

◇施策の方向

(1) 農業生産の振興

- ・新技術、新品種の導入実証展示ほ場の設置
- ・スマート農業*を活用した農業経営支援の継続と内容の検討
- ・農地中間管理事業を活用した農地集積・集約化の推進
- ・中山間地域等生産条件不利地の生産活動支援
- ・土壌改良資材の投入による良食味米生産の支援
- ・家畜防疫や優良乳用牛確保による畜産経営基盤整備の確立支援
- ・環境に配慮した農業への移行に対する支援

(2) 農業経営の安定化支援

- ・水田農業を中心に野菜、果樹、花き、雑穀、畜産の生産拡大を図る各種補助制度の周知と利用促進

政策 1-1 農林業の振興

- ・りんごやぶどうをはじめとする収益性の高い振興作物*の生産振興
- ・農業制度資金の利子補給による経営安定化支援
- ・園芸作物、畜産物の出荷販売価格低下時の補償の支援
- ・収入保険制度加入支援による経営安定化支援
- ・資材高騰や国の制度見直しへの支援による経営安定化支援
- ・有害鳥獣の被害防止対策支援、追い払い・捕獲の実施

(3) 農畜産物の消費拡大

- ・市内産地直売所の連携や朝ごはんプロジェクト*等による地産地消*の推進
- ・都市消費者との交流の推進
- ・花巻産農畜産物の安全性のPRと販売促進
- ・県や近隣市町村及び農業関係者等と連携した輸出促進策の検討
- ・ふるさと納税等のECサイト等を活用した販路拡大の支援

◇ 成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
振興作物*の 栽培面積 (ha)	収益性の高い振興作物*の生産状況を示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市農業推進協議会（水田台帳）	3,921	4,000	4,100	4,200	4,300

◇ 主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
有害鳥獣被害 対策事業 (農村林務課)	○実施隊活動経費や研修会等 ○有害鳥獣の追い払い・捕獲等 ○ニホンジカ等による被害防止のための補助 ○電気牧柵設置に対する補助 ○新規に狩猟免許を取得する際に要する経費に対する補助	19.9	33.1	46.5	47.1
園芸品目経営 安定事業 (農政課)	○対象青果物（きゅうり、トマト、ピーマン、ねぎ等）の価格下落時に生産者に対して補給金を交付する ○対象青果物（レタス、えだまめ、アスパラガス、生しいたけ等）の価格下落時に生産者に対して補給金を交付する	1.5	0.4	2.8	3.5
中山間地域農 業支援事業 (農村林務課)	○農業生産条件不利地の生産活動の支援	497.9	501.1	502.9	510.2
農業振興対策 事業 (農政課)	○花巻市農業振興対策本部の運営支援 ○農業者等が借入れた資金の利子の一部を補給	10.2	7.8	10.2	12.5
地産地消*推 進事業 (農政課)	○産地直売所連絡協議会の活動支援	0.3	0.3	0.3	0.3
都市農村交流 推進事業 (農政課)	○はなまきグリーン・ツーリズム推進協議会の運営支援	2.4	—	0.9	0.9

政策1-1 農林業の振興

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
農畜産物生産 向上事業 (農政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○乳用雌牛群の検定支援 ○養豚経営の価格差補てん制度積立金の支援 ○プロイラー経営の価格差補てん制度積立金の支援 ○肉用牛肥育経営の価格差補てん制度積立金の支援 	30.0	4.3	4.4	4.0
スマートアグリ* 推進事業 (農政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○スマート農業*機器を利用した実証や技術研修会の開催 ○先進地視察等旅費 ○スマート農業*機器導入の支援 ○農業用ドローンの技能認定取得に係る費用の補助 	13.3	13.4	21.8	16.6
家畜防疫対策 事業 (農政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○牛呼吸器系及び牛ウィルス性下痢・粘膜炎の予防ワクチン接種した場合の支援 	0.6	0.6	0.6	0.5
優良乳用牛確保 対策事業 (農政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○乳用牛の雄雌性判別精液を利用した場合の支援 	0.9	0.9	0.9	0.9
水田農業経営 安定事業 (農政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○花巻市農業推進協議会が行う米の需給調整事務に係る経費の助成 ○米の需給調整に対応した野菜や果樹、花きの作付けや牛の導入を支援 ○花巻市農業推進協議会が行う経営所得安定対策事務に係る経費の助成 	40.2	38.8	42.4	40.9
花巻米生産確 立支援事業 (農政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○花巻米の生産確立を図るためケイ酸を含む土壌改良剤を投入した場合の支援 	24.6	24.4	24.6	21.9
水産多面的機能* 発揮対策事業 (農政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○漁業者を中心とする組織が実施する活動に支援 ○市が行う水産多面的機能*発揮対策事業に要する経費 ○稚魚放流事業に対する経費の一部を補助 	1.6	1.6	1.6	1.6
肥育経営安定 緊急支援事業 【J叶・物価】 (農政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルスの影響に伴う消費需要の減少により、花巻産の肥育素牛の導入経費を支援 ○新型コロナウイルスの影響に伴い、肉用牛肥育経営の価格差補てん制度積立金の肉用牛生産者負担の一部を支援 	19.7	9.9	4.1	4.1
繁殖経営安定 緊急支援事業 【J叶・物価】 (農政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染拡大による牛肉の枝肉価格の低迷に伴い、国が定める補給金制度の保証基準価格を下回った場合に、肉用子牛の販売価格の一部を支援 	3.6	—	—	—
花巻米生産緊 急支援事業 【J叶・物価】 (農政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症等による米価下落に伴い、主食用米生産農業経営体の出荷に係る経費を支援 ○新型コロナウイルス感染症等による米価下落に伴い、主食用米生産農業経営体の生産資材(肥料基肥)購入経費の一部を支援 ○新型コロナウイルス感染症等による米価下落に伴い、農業経営体が主食用米からの飼料用米等の作付転換(拡大)に取り組んだ場合に支援 ○新型コロナウイルス感染症等による米価下落の影響や国の「水田活用の直接支払交付金」の減額に伴い、転作作物の種子や永年牧草の肥料の購入経費の一部を支援 ○新型コロナウイルス感染症等による米価下落に伴い、主食用米の種子購入経費の一部を支援 	101.0	234.5	118.6	—

政策 1-1 農林業の振興

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
収入保険加入 促進事業 【Jof・物価】 (農政課)	○新型コロナウイルス感染症等による農業収入の減少に備えるための収入保険制度の加入保険料の一部を支援	—	36.7	31.8	24.4
農作物災害復 旧対策事業 (農政課)	○凍霜による農作物の被害を受けた農業経営体に対する支援 ○降雹による農作物の被害を受けた農業経営体に対する支援	—	18.2	—	—
全国和牛能力 共進会出品対 策事業 (農政課)	○第 12 回全国和牛能力共進会の岩手県代表として花巻市から出品する際にかかる経費の一部を補助	—	—	0.5	—
農業資材等高 騰対策事業 【Jof・物価】 (農政課)	○コロナ禍やウクライナ情勢の長期化、円安の影響による原油価格、物価高騰に伴い、園芸作物生産農業経営体の生産資材(肥料基肥、燃油)油購入経費の一部を支援	—	—	9.1	—
農畜産物販路 拡大支援事業 (農政課)	○ふるさと納税等の EC サイトを活用した市内産農産物の販路拡大に対する支援 ○生産者に迅速な情報提供を行うための経費	—	—	—	3.8
有機農業産地 づくり推進事 業 (農政課)	○国の「みどりの食料システム戦略」に基づいた SDGs や環境に配慮した持続可能な農業生産に対する検討会や試行的な取り組みを実施	—	—	—	3.0
飼料購入緊急 支援事業 【Jof・物価】 (農政課)	○国際情勢の変化による飼料高騰の影響を受けている畜産経営体に対する飼料の価格高騰分の一部を支援	—	—	48.2	64.4
乳用子牛等出 荷緊急支援事 業 (農政課)	○市場価格が急激に下落した酪農経営の重要な副産物である乳用子牛等を生産・出荷する際の経費の一部を支援	—	—	1.6	—
水田活用永年 生牧草支援事 業 (農政課)	○水田活用の直接支払交付金の見直しにより永年生牧草生産に対する交付金額が減額となった経営体に対して生産コストの不足分を支援	—	—	24.7	37.4

施策2 担い手の育成

◇目指す姿

農業の担い手が育っています

◇現状

- ・農業従事者、特に地域の担い手となる農業者の減少が顕著であり、法人化に苦慮している営農組織があります。
- ・法人組織での担い手や後継者の確保、法人経営に苦慮している法人があります。
- ・集落営農の進展に伴い土地持ち非農家の増加と地域農業との関係の希薄化が懸念されています。
- ・中山間地域等生産条件不利地において担い手への農地集積が進んでいない状況にあります。
- ・高齢化等により、ぶどうやりんごをはじめとした園芸作物の生産者が減少しています。

◇課題

- ・新規就農者の確保・育成、若手農業者及び女性就農者の活動支援、新たに法人化を目指す集落営農組織への支援が必要です。
- ・法人経営の安定化へ向けた支援が必要です。
- ・農業団体と連携し、地域計画の実行に向けた集落営農ビジョンに基づく地域内での話し合いが必要です。
- ・担い手の経営安定に資する農地集積を加速させ、農地中間管理事業等のさらなる活用に加え、地理的な集約の促進が必要です。
- ・ぶどうやりんごをはじめとした園芸作物の生産者の担い手確保のため、新たな参入に対する支援が必要です。

◇施策の方向

(1) 担い手・新規就農者の育成支援

- ・担い手支援アドバイザー設置による担い手育成支援
- ・地域の話し合いによる集落営農組織の法人化推進
- ・経営安定対策等の活用による法人経営の安定化
- ・地域計画の実行に向けた集落営農ビジョンに基づく地域の話し合いの促進
- ・組織内でのオペレーターや機械等の融通、将来的な集落営農の広域化の支援
- ・国の新規就農者育成総合対策の活用や移住定住支援による新規就農者の確保と育成
- ・女性就農者の活動支援と農業・農村の活性化の推進
- ・ぶどうやりんご等の生産への新たな参入に対する支援

(2) 農地集積の推進

- ・農地中間管理事業により担い手へ集積された農地の面的な集約化の促進
- ・農地の貸し手と借り手のマッチング支援
- ・耕作条件不利地域における農地の集積・集約化の推進
- ・ぶどう園地等の流動化による集積・集約化の推進

◇ 成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
担い手への農地集積率 (%)	全農家の経営面積のうち、担い手による経営の割合を示す指標です。増加を目指します。 <small>出典：花巻市農業推進協議会（水田台帳） 担い手の経営面積 / 全農家の経営面積</small>	68.2	74.0	76.0	78.0	80.0
集落営農組織の法人化率 (%)	任意組織である集落営農組織が法人化により安定した経営体となったことを示す指標です。増加を目指します。 <small>出典：花巻市農業推進協議会（平成 25 年 4 月を基準とし法人化計画を有し経営所得安定対策等に加入している任意の集落営農組織（56 組織）のうち法人化した割合）</small>	60.7	67.8	71.4	75.0	78.5

◇ 主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費 (百万円)			
		R2	R3	R4	R5
担い手育成支援事業 (農政課)	○法人等の設立に対して支援 ○新規就農者（50 歳未満）に対して支援 ○農業経営改善計画の作成支援や目標達成に向けた指導等 ○担い手農業者を対象とした研修会の開催や農政に関する情報提供 ○新・農業人フェアに出席し、花巻市の農業を PR	41.3	43.0	55.5	83.3
農地有効活用事業 (農政課)	○農地中間管理機構を活用した農業者へ協力を交付 ○農地中間管理機構が行う業務の一部を市への委託業務 ○中山間地域等の農地を借り受けた農業者へ交付金を交付 ○花巻農業振興公社の事業目的及び財務状況の検証と健全経営に向けた支援 ○農地の地理的な集約化を進めやすい環境を整える	80.1	34.5	29.8	89.5
農業法人等支援事業 (農政課)	○市内農業法人等の課題の整理・解決に向けたカルテ作成 ○市内農業法人等 PR のパンフレット作成 ○専門家への経営相談等に対する支援	0.4	0.9	0.2	0.4
大迫地域ぶどう産業振興事業 (大迫地域振興課)	○葡萄が丘農業研究所長の配置 ○新規就農者技術指導員の配置 ○ぶどう園地管理耕作事業 ○大迫ぶどう産業振興協議会の支援 ○醸造用ぶどう垣根等改修事業	28.0	9.2	11.5	14.4

施策3 生産基盤の整備

◇目指す姿

農業の生産性や作業効率が向上しています

◇現状

- ・需要に対応した農業生産に必要な低コスト施設や集約化が十分図られていない状況にあります。
- ・中山間地域等生産条件不利地域では、高齢化等により地域での共同活動が厳しい状況となっており、担い手に集約化が進まない状況にあります。
- ・農業生産に活用されてきた農業用ため池の所有者・管理状況をすべて把握できていない状況にあります。

◇課題

- ・消費者ニーズに即し需要に対応した農業生産を行うため、低コスト施設の導入や集約化に伴う機械導入を進める必要があります。
- ・農地中間管理事業等を活用した圃場整備事業により、一部畑地化を含めた新たな作物導入や畜産との連携を図るなど地域の話し合いを加速させ条件整備を進める必要があります。
- ・農業用ため池の所有者や管理状況などについて把握し、適正な管理の指導を行っていく必要があります。

◇施策の方向

(1) 農業生産基盤・生産施設の整備

- ・水田や農業用水路等の基盤整備
- ・農業用ため池の実態把握と住民への周知
- ・生産施設や機械等の整備支援

(2) 農村環境の保全支援

- ・地域共同の農村環境保全支援
- ・既存農業施設の長寿命化支援

政策1-1 農林業の振興

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
水田整備率 (%)	農業の生産性向上のための基盤整備状況を示す指標です。増加を目指します。 出典：岩手県（希望郷いわての農業農村整備計画） 整備済みの水田面積（30a以上）／市内の全水田面積	68.2	68.9	68.9	68.9	68.9
地域共同による農業資源管理面積*の割合 (%)	農振農用地における地域共同による農業資源管理面積*の割合を示す指標です。現在の水準の維持を目指します。 (農地・水保全管理支払活動面積＋中山間地域協定面積)／農振農用地面積	89.0	90.0	90.0	90.0	90.0

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
生産施設等整備事業 (農政課)	○機械・施設整備を支援(県単事業) ○機械・施設整備を支援(国庫事業) ○野菜の生産、出荷調整に係る機械・施設整備を支援	411.8	180.2	19.5	45.2
畜産基盤強化対策事業 (農政課)	○畜産関連の施設整備・生産機械導入等を支援	16.6	3.8	3.8	5.3
農村環境保全事業 (農政課)	○農地等の機能を維持する活動を支援 ○活動組織に対する事業の支援 ○環境保全に効果の高い農業生産活動を支援	909.7	885.5	826.2	1,064.7
土地改良事業 (農村林務課)	○土地利用調整の促進による担い手への農地集積を支援 ○土地改良区が行う施設管理を国県市で支援 ○実施済み土地改良事業費負担 ○県営土地改良事業の事業費を負担 ○国営土地改良事業償還基金の利子繰出金 ○ため池の地震・豪雨時の防災点検業務他	179.1	256.0	221.1	256.1

施策 4 木材供給体制の構築

◇目指す姿

地元産木材が建築物や燃料等に利用されています

◇現状

- ・民有林のうち、人工林の約 50%が主伐期を超えている中で、森林所有者の不在村化、高齢化が進み、計画的に森林施業を行うための森林経営計画が低迷している状況にあります。
- ・効率的で持続的な森林経営を実現するための再生林や間伐、林道の整備が進んでいない状況にあります。

◇課題

- ・市有林を中核として、民有林も含めた共同による森林経営計画を推進し、災害防止や水源涵養などの森林の多面的機能*の十分な発揮や林業・木材産業の成長産業化に向け積極的に取り組む必要があります。
- ・森林の境界を明確化するとともに、森林資源の解析情報を森林所有者、林業事業体に提供し、森林の適切な管理を推進する必要があります。
- ・木材の生産から流通、供給までの体制づくりが必要です。

◇施策の方向

(1) 良質な木材生産の振興

- ・森林資源の解析情報を活用したスマート林業の構築
- ・森林経営計画策定の支援
- ・皆伐後の再生林や作業道整備に対する重点的支援
- ・里山整備の促進
- ・基幹林道の整備
- ・人材育成の支援

(2) 木材有効活用の支援

- ・バイオマス発電*等への木材の安定供給体制の推進
- ・自伐型林業*の推進と松くい虫被害木の資源活用
- ・木材の生産から流通、供給までの体制づくりの推進
- ・特用林産物*の生産振興

◇ 成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
森林経営計画の策定面積 (ha)	森林施業の効率化とコスト低減、安定した木材供給のために森林所有者が計画する策定面積を示す指標です。増加を目指します。 花巻市農村林務課調べ	5,289	5,900	6,500	7,300	8,300
素材生産*量 (m)	製材として活用されるための素材の生産量を示す指標です。増加を目指します。 出典：岩手県（素材生産*量調査）	30,428	31,000	31,310	31,620	31,930

◇ 主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
森林資源活用事業 (農村林務課)	○生産用ほだ木の購入に対する補助 ○安全なきのこ原木の導入に対する補助 ○自伐型林業*や松くい虫被害木活用に対する支援 ○原木しいたけ生産再開のための環境整備支援	6.0	6.0	5.5	6.4
森林整備事業 (農村林務課)	○市有林の整備と管理 ○森林経営計画や施業集約化に対する支援 ○森林整備事業のかさ上げ補助	56.4	75.3	50.4	40.2
森林経営支援事業 (農村林務課)	○スマート林業の構築 ○森林経営の推進 ○人材の確保育成 ○里山整備の促進 ○木材活用の推進 ○森林の保全	49.3	49.3	63.3	160.2

施策5 森林の保全

◇目指す姿

森林が健全に育っています

◇現状

- ・当市の松くい虫による被害については、一部の地域を除き蔓延化し、高被害地域に位置付けられたことにより、駆除に係る国からの支援が少なくなっています。
- ・林業への関心低下、地域の過疎化、高齢化により里山環境の管理を行う地域住民が減少し、適切な管理が行われていない森林が増加しています。
- ・ナラ枯れ被害が県内で拡大しており、当市の周辺で被害が確認されています。

◇課題

- ・松くい虫による被害については、観光地等の周辺や特用林産物*の生産地である森林の保護のため官民一体となった計画的な駆除と防除の対策を講じる必要があります。
- ・適切な里山環境を維持するため、里山整備を進める必要があります。
- ・ナラ枯れ被害状況を確認し、ナラ枯れに強い森づくりを推進する必要があります。市内で被害が発生した場合は早急に駆除する必要があります。

◇施策の方向

(1) 森林保全の推進

- ・観光地等の周辺やマツタケなど特用林産物*の生産地である森林の保護
- ・松くい虫被害木のバイオマス燃料*としての活用
- ・隣接自治体、国有林との連携による保全対策
- ・樹種転換の推進
- ・ナラ枯れの被害監視の徹底と被害拡大防止のための防除対策

(2) 森林の多面的機能*への意識啓発

- ・地域にあった自伐型林業*の推進と担い手の育成
- ・地域住民による里山保全活動の支援
- ・植樹、水源地観察、木工教室など森林や木材へ親しむイベントの開催

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
植樹、森林作業の講座等の総参加人数 (人)	植樹、森林作業の講座等の総参加人数です。現状の参加人数より高い水準を目指します。 <small>花巻市農村林務課調べ</small>	224	310	310	310	310
里山保全活動が行われた面積 (ha)	里山保全活動が行われた面積です。増加を目指します。 <small>出典：岩手県（森林・山村多面的機能*発揮対策交付金を活用した取り組み面積）</small>	61.1	64.8	66.7	68.7	70.8

政策 1 - 1 農林業の振興

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
森林保全啓発 事業 (農村林務課)	○修学旅行等の森林体験支援 ○木工体験教室、自然観察会、植樹体験の開催 ○森林保全活用、自伐型林業*の講座開催 ○里山林の保全活用等の取組に対する支援	6.7	6.8	6.9	6.4
森林環境保全 事業 (農村林務課)	○赤松枯損木の伐倒駆除及び被害防除 ○赤松林の樹種転換 ○私有林の巡視	50.8	41.3	34.4	42.6

基本政策
1-2

工業の振興

～企業が高い競争力を持ち、生産活動を活発に行っています～

政策の方針

経済のグローバル化により、地方においても国内外からの様々な影響を直接受けることとなり、その中で、地場企業の生産活動が活発に行われていくためには、他の企業に負けない高い競争力が必要です。

そのために、企業の生産技術向上や経営課題の解決など総合的な支援を行うとともに、新分野や成長分野*への進出を促進します。

(市民や企業に期待される役割)

◇市民の役割(地域、市民団体等を含む)

- ・地元企業、企業の技術・製品などに対する理解

◇企業の役割(事業所、個人生産者等を含む)

- ・自社の生産性向上と技術力の強化に対する取組の実施
- ・保有する技術の知的財産権*の取得
- ・取引の拡大と新規事業の立ち上げ

成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R5
岩手県全体に占める本市の製造品出荷額等*の割合(%)	岩手県全体に占める花巻市の事業者等が製造した製品の出荷額を示す指標です。増加を目指します。 出典：経済産業省(工業統計調査) 花巻市の製造品出荷額等* / 岩手県全体の製造品出荷額等*	7.64	7.90

関連計画

- 北上川流域地域産業活性化基本計画(平成29～令和3年度)
- いわて県民計画(平成31～令和10年度)北上川バレープロジェクト
- 第2次国土利用計画花巻市計画(令和元年度～)

施策1 技術力・経営力の向上

◇目指す姿

企業の技術力や経営力が向上しています

◇現状

・市内企業の設備投資については、人手不足の状況もあり、省力化ニーズやスマート工場への対応といった動きもみられる一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大や原油高の影響などによる海外経済の減速に伴う景気の足踏みや増税による消費の冷え込みを懸念し慎重な姿勢が続いています。

◇課題

・国内外の競争に打ち勝つためには、地域企業の競争力を高める必要があり、新たな事業展開や新分野参入、またモノのインターネット(IoT*)や人工知能(AI*)を活用した労働生産性の向上により人手不足に対応する必要があります。

◇施策の方向

(1) 技術力・経営力の向上支援

- ・産学官金連携の推進
- ・円滑な資金調達の支援
- ・経営課題の解決や製品・技術開発の支援
- ・商品・サービス・企業のブランド化推進
- ・企業の情報発信力強化と企業間ネットワークの構築
- ・新型コロナウイルス感染症の影響から脱却を図る業態・業種転換等の取組支援

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
市の支援により技術力・経営力の向上に取り組んでいる企業数(社)	企業が抱える経営課題の解決や競争力の強化のため、市の制度を活用して取組を行っている企業の数を示す指標です。現状維持を目指します。 <small>花巻市商工労政課調べ</small>	134	123	123	123	123
融資実行件数【設備投資】(件)	市内企業の資金需要における設備投資資金の融資状況を示す指標です。現状維持を目指します。 <small>花巻市商工労政課調べ</small>	66	63	63	63	63

政策 1-2 工業の振興

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
技術力・経営力向上支援事業 【一部叩・物価】 (商工労政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○市内中小事業者の展示会出展による販路拡大や人材育成等の企業競争力に資する自立的活動及び新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、業態・業種転換等を図る取組に対して補助金を交付 ○花巻工業クラブへの運営費補助 ○市と関係機関の各種支援施策等を市内企業及び支援機関へ周知するため、産業支援施策制度説明会を開催 ○花巻工業クラブが創立30周年記念事業として開催する「テクノフェア」に対して補助金を交付 	11.3	13.8	19.3	18.3
中小企業振興融資事業 【一部叩・物価】 (商工労政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○市の中小企業振興融資に係る原資を金融機関に預託し、中小企業の円滑な事業資金の調達を支援 ○市の中小企業振興融資に係る利子・保証料を補助 ○県の中小企業振興融資に係る利子・保証料を補助 ○東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業者に対し、保証料を補助(平成26年度貸付分まで) 	346.5	294.4	230.0	213.5

施策2 事業分野の拡大

◇目指す姿

新分野や成長分野*への進出を盛んに行っています

◇現状

・人口減少や高齢化に伴う国内の市場規模の縮小という経済環境の中、産業の持続的な成長を目指すためには、新分野や成長性が見込まれる分野への参入が必要です。

◇課題

・成長分野*への参入促進に不可欠な人材の育成・確保のほか、関連企業の集積や誘致による環境づくりが必要です。

◇施策の方向

(1)成長分野*への参入促進

- ・製品及び技術開発の支援
- ・市場調査、販路開拓の支援
- ・本格参入に伴う設備導入の支援
- ・産学官金連携の推進
- ・プロジェクトマネージャー*の配置による成長分野*への参入支援

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
市の支援により成長分野*に取り組んだ件数 (件)	市の補助を利用し成長分野*に取り組んだ件数を示す指標です。毎年3件程度の取組を目指します。 花巻市商工労政課調べ	2	3	3	3	3
成長分野*への参入を目的としてプロジェクトマネージャー*の派遣及び起業化支援センターの支援を受けた企業の件数 (件)	成長分野*への参入のための取組が行われている件数を示す指標です。毎年4件程度の取組を目指します。 花巻市商工労政課調べ	2	4	4	4	4

政策 1-2 工業の振興

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
成長分野*参 入促進事業 (商工労政課)	<p>○市内事業者が新たに成長分野*（エネルギー・環境、医療・福祉、食品、自動車、航空機、バイオ・新素材、AI*、IoT*等）において行う製品開発・技術開発に対し補助金を交付</p> <p>○成長分野*に進出しようとする市内事業者に対し、プロジェクトマネージャー*を派遣</p>	5.5	5.4	5.2	5.3

基本政策
1-3

商業の振興

～商業機能を充実し、人とモノの流れを活発にしています～

政策の方針

人口減少により、市内消費の縮小も懸念される中、商店街など市内の商業を活性化させていくためには、消費者(人)と商品(モノ)の流れが活発になるよう商業機能を充実させる必要があります。

そのために、消費者ニーズに対応した多様な商業形態の形成を図るとともに、既存の商店街が、歴史と景観が調和した魅力ある商店街として再生できるよう支援します。

(市民や企業に期待される役割)

◇市民の役割(地域、市民団体等を含む)

- ・市内商業施設の積極的利用
- ・商店街などが実施するイベントへの参画*
- ・まちなか活性化策を考える

◇企業の役割(事業所、個人生産者等を含む)

- ・消費者のニーズに対応した商業サービスの提供
- ・地域の特性を生かした企画、イベントの実施
- ・市民からの商店街活性化策の取り入れ

成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R5
日常の買い物を市内で行う市民の割合(%)	市民の市内での買い物の状況を示す指標です。現状の高い水準の維持を目指します。 出典：花巻市(市民アンケート)	90.2	90.2

関連計画

○花巻市立地適正化計画(平成 28～令和 17 年度)

施策1 商業形態の多様化

◇目指す姿

消費者ニーズに対応した多様な商業形態が形成されています

◇現状

- ・大規模小売店の立地やドラッグストア、コンビニエンスストアが増加している一方で、地域の小売店は減少しています。
- ・インターネット販売やキャッシュレス決済の普及など消費スタイルが変化し、ニーズの多様化に対応した新しい商業形態が消費者に受け入れられています。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための外出自粛やステイホームなどにより人流が停滞し、飲食店や小売業、サービス業など多くの業種にわたり売上げが減少している事業者が増えています。

◇課題

- ・日常的に食料品等の買い物が困難な市民への対策が求められています。
- ・キャッシュレス決済の利用店舗や利用者の拡大が求められています。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑制しながらも地域内消費を喚起するなど、地場事業者の事業継続支援が求められています。

◇施策の方向

(1) 商業機能の充実

- ・宅配、移動販売などの商業サービスの市民への情報提供
- ・移動販売事業者への支援の検討
- ・キャッシュレス決済などの導入、展開への支援
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した市内事業者に対する継続的な経営支援

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
市内での買い物に満足している市民の割合 (%)	市内での買い物における市民満足度を示す指標です。現状の水準を維持します。 出典：花巻市（市民アンケート）	59.1	60.0	60.0	60.0	60.0

施策2 商店街の再生

◇目指す姿

地域の景観を生かした賑わいのある商店街となっています

◇現状

- ・商業機能の郊外化や後継者の不在により、空き店舗が増加するなど、市街地の商業機能が低下し、買い物客などの人々が行き交う場が少なくなり、まちなかで人々が交流する機会が失われています。

◇課題

- ・まちなかの利便性を活かし、商業機能の維持と交流機会の創出のため、遊休不動産の活用、新規出店者や既存事業者への支援が求められています。

◇施策の方向

(1) 商店街の賑わいづくり支援

- ・商店街のイベント支援
- ・商店街共同施設の改修支援
- ・商店街における憩いの場づくり
- ・未利用店舗への新規出店の促進と定着支援
- ・リノベーション*による空き店舗の活用

(2) 地域の特色や景観を生かした商店街づくりの推進

- ・地域住民による特色を生かした商店街づくりの支援
- ・地域の特色や景観を生かしたまちなか誘導への取組支援

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
市街地における一日当たりの歩行者数 (人)	市街地の集客力を示す指標です。現状の水準を維持します。 出典：花巻商工会議所（花巻市街地通行量及び交通量調査）	5,845	6,000	6,000	6,000	6,000
市街地の新規出店数 (店)	市街地における未利用店舗解消の度合いを示す指標です。廃業店舗数を考慮しつつ、毎年5店の新規出店を目指します。 花巻市商工労政課調べ	6	5	5	5	5

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
商店街賑わい づくり事業 (商工労政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○各種商業団体への事業支援 ○商店街団体等が行うイベント活動への支援 ○まちなかに新たに創業する事業者への創業支援 ○日本ワインフェスティバル花巻大迫の開催支援 	119.6	41.4	49.3	51.9
商店街利便性 向上事業 (商工労政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○商店街の憩いの場として市民ふれあい広場の運営 ○商店街団体等への商店街共同施設の改修支援 ○商店街利用者のため大迫地域の公共駐車場を確保 	11.0	11.2	11.1	11.4
商店街景観形 成事業 (商工労政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の特色や歴史、先人を活かした商店街づくりとまちなか誘導のため、中心商店街の顔づくりへの取組を支援 ○大迫地域の古い街並みを活かした景観づくりに向けた調査検討 	8.3	6.0	7.9	8.3
リノベーション*まちづくり推進事業 (都市政策課)	<ul style="list-style-type: none"> ○遊休不動産と公共空間の効果的な活用に向けた所有者と事業者のマッチング ○リノベーション*まちづくり構想の策定 	11.0	1.0	0.6	5.8
中小企業持続 支援事業 【J叶・物価】 (商工労政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者に対する地代・家賃支援 ○新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の支援金事業(持続化給付金、家賃支援給付金、月次支援金)のオンライン申請支援 ○県が実施する地域企業経営支援金に対する上乗せ補助 ○新型コロナウイルス感染症拡大により低迷した消費意欲を喚起するために、キャッシュレス決済サービス(PayPay)を活用したポイント付与キャンペーンの実施 ○キャッシュレス決済サービス未利用者の補完事業として、商工会議所が発行する「はなまき小判」を65歳以上の高齢者へ配布 ○県独自の岩手緊急事態宣言発令に伴う、飲食店等に対する緊急経営支援 ○利用者が安心して飲食できる環境を提供している飲食店を県が認証する「いわて飲食店安心認証」を取得している事業者に対する奨励金 ○運輸事業者を対象とする燃料費緊急対策支援 ○電気料金高騰の影響を受けている事業者への補助 	568.4	632.2	760.0	200.7

基本政策
1-4

観光の振興

～国内外から多くの観光客を誘引し、賑わいを創出しています～

政策の方針

人口減少の中で、まちの賑わいを創出するためには、国内外からより多くの観光客を誘引する必要があります。

そのために、豊富な観光資源を活用し観光地としての魅力を向上させるとともに、国内外に効果的な情報発信を行います。また、観光客が目的地にスムーズに移動できるように環境整備を進めるとともに、まちぐるみで観光客を歓迎できるようにおもてなしの向上を図ります。

（市民や企業に期待される役割）

◇市民の役割（地域、市民団体等を含む）

- ・観光地であるという認識
- ・住んでいる地域の観光資源の理解
- ・市外への観光PR
- ・観光客への声かけ、観光案内
- ・登録観光地域づくり法人（登録DMO）*が行う観光振興事業への協力

◇企業の役割（事業所、個人生産者等を含む）

- ・イベントの開催
- ・滞在型観光の推進
- ・観光資源の宣伝活動
- ・特産品*を活かした観光資源の創出
- ・登録観光地域づくり法人（登録DMO）*が行う観光振興事業への協力

成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R5
観光客入込数 (万人)	観光資源に魅力を感じ、訪れた観光客数を示す指標です。増加を目指します。 <small>花巻市観光課調べ</small>	201	212
観光客宿泊者数 (万人)	観光資源に魅力を感じ、訪れた観光客数のうち、宿泊者数を示す指標です。増加を目指します。 <small>花巻市観光課調べ</small>	79.7	83.8

施策1 観光の魅力向上

◇目指す姿

花巻にしかない魅力ある観光資源がたくさんあります

◇現状

- ・市内には 12 の温泉群があり、大規模な施設から小規模な施設まで、個性の異なる様々な温泉宿泊施設があります。
- ・当市は、宮沢賢治、新渡戸稲造、高村光太郎、萬鉄五郎など、全国的に有名な偉人のゆかりの地であり、それぞれの記念館などの施設があります。
- ・世界文化遺産に登録された早池峰神楽、鹿踊などの郷土芸能、日本 3 大杜氏の 1 つである南部杜氏や国際的なコンクールで数々の受賞歴のあるワインや伝統的なまつりなど、多くの観光資源があります。
- ・市内には、東北新幹線新花巻駅、東北自動車道花巻インターチェンジ、花巻南インターチェンジ、岩手県の空の玄関口であるいわて花巻空港などがあるほか、釜石自動車道に接続する三陸沿岸道路(仙台～八戸)の全線開通により、高速交通網の結節点としての利便性がさらに向上しています。
- ・日本人観光客を中心として、旅行形態が団体型旅行から個人型旅行へ変化しており、広域的な周遊観光や滞在型観光等、観光客のニーズが多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、ワーケーション*やブレジャー*等の新たな旅行形態に関心が高まっています。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客は減少しており、本格的な観光客数回復が遅れています。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染対策を行いながら、多くの市内イベント等が開催されています。
- ・当市の観光においては、花巻温泉郷等への宿泊者を増加させることが市内への経済波及効果の観点から最も重要となっています。
- ・国庫補助事業等の導入により、ポストコロナを見据え、市内宿泊施設が新たな魅力を追加する高付加価値化に取り組んでいます。
- ・観光施設等の見学以外の様々な体験型観光の需要が増していますが、市内では色々な体験メニューを実施する体験事業者が増えています。

◇課題

- ・花巻温泉郷等への宿泊を促すため、宮沢賢治や花巻まつり、自然体験等の豊富な観光資源の組合せによる魅力的で多様なニーズに対応できる滞在型観光プラン(ワーケーション*等も含む)の提案が必要です。
- ・高速交通の結節点としての利便性を活かし、花巻への宿泊を含めた広域周遊観光ルートの提案が必要です。
- ・国の観光施策が、登録観光地域づくり法人(登録DMO)*による取組に対する支援へシフトしてきていることから、観光地域づくりのかじ取り役を担う観光地域づくり法人

政策1-4 観光の振興

(登録DMO)*である花巻観光協会を中心とした観光振興が必要となっています。

- ・新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等の影響により、経営に深刻な影響を受けている温泉宿泊施設等の観光関連事業者に対する事業継続のための支援が必要です。
- ・イベント等の開催にあたっては、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する必要があります。

◇施策の方向

(1)観光資源の充実

- ・ポストコロナを見据えた魅力あるイベントの開催を支援
- ・地域の魅力的な観光コンテンツの創出及び既存の観光コンテンツの磨き上げ
- ・体験型観光と花巻温泉郷等への宿泊を組み合わせた滞在型メニューの整備
- ・計画的な観光施設の整備

(2)広域観光の推進

- ・旅行を検討している方に対する遠野、平泉をはじめとする県内の市町村との連携による花巻温泉郷等への宿泊と組み合わせた広域周遊プランの提案や滞在型メニュー整備の拡充
- ・JR釜石道と接続する三陸沿岸道路(仙台～八戸)を活用した交流人口の拡大のため、県内外の新たな市町村との連携も視野に入れた周遊プランの検討

(3)登録観光地域づくり法人(登録DMO)*との連携

- ・登録観光地域づくり法人が国や関係機関の観光支援メニューの活用にあたって、関係機関を巻き込んだ連携の実施

(4)観光関連事業者への支援

- ・新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等の影響により、経営に影響を受けている温泉宿泊施設等の観光関連事業者に対する事業継続のための支援
- ・国補助金等の活用を希望する観光関連事業者への申請等の支援

政策1-4 観光の振興

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
観光施設の入館者数 (万人)	市が管理する施設等への入館者数を示す指標です。増加を目指します。 花巻市観光課調べ	55.5	56.6	56.7	56.9	57.5
イベントの来場者数 (万人)	市内で開催されるイベントへの来場者数を示す指標です。増加を目指します。 花巻市観光課調べ	48.1	55.4	55.5	55.7	53.7
広域(花巻・遠野・平泉)観光客入込者数 (万人)	周遊観光のため連携している花巻、遠野、平泉を訪れる観光客数を示す指標です。増加を目指します。 出典:岩手県(岩手県観光統計概要)	574.6	586.2	587.2	588.3	576.6

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
農村施設維持事業 (大迫地域振興課)	○大迫ふるさとセンター空調更新等	49.7	2.1	—	8.6
観光イベント開催事業 (観光課)	○まつり、イベントの開催経費一部負担	0.2	6.1	65.3	60.9
広域観光推進事業 (観光課)	○釜石線沿線広域エリア活性化委員会への負担金支出 ○花巻・遠野・平泉観光推進への支援	0.7	1.3	1.0	1.0
観光施設維持事業 (観光課)	○観光施設の大規模改修	28.0	—	16.4	14.4
道の駅「石鳥谷」施設再編事業 (石鳥谷地域振興課)	○道の駅「石鳥谷」関連施設の魅力アップを図るための再編整備	97.0	126.9	234.2	5.4
地域産業安定化事業 (東和地域振興課)	○株式会社とうわ地域資源開発公社経営改善のためのコンサルティング費用に対する支援	—	0.8	—	—
東北デスティネーションキャンペーン推進事業 (観光課)	○市内事業者と連携した観光コンテンツの拡充 ○受入れ環境の整備	—	1.7	—	—
観光・物産事業者等緊急対策事業 【】叶・物価 (観光課)	○温泉宿泊施設等利用促進事業補助金 ○宿泊施設等関連事業者事業継続支援金 ○観光関連施設事業者事業継続支援金 ○貸切バス事業者事業継続支援金 ○まつり山車団体継続支援事業補助金 ○物産関連業者支援 ○宿泊施設等燃料高騰緊急対策支援 ○貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金	714.4	834.9	203.4	—

政策 1 - 4 観光の振興

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
観光施設等感染症予防対策事業 【J04・物価】 (観光課)	○感染拡大防止協力金 ○宿泊施設感染症対策等整備事業補助金 ○貸切バス事業者感染症予防対策事業補助金	21.7	11.0	—	—
イベント開催時感染症対策支援事業 【J04・物価】 (観光課)	○イベント中止等に伴う準備経費支援金 ○イベント開催時感染症対策支援事業	2.4	—	—	—

施策2 観光情報の発信

◇目指す姿

観光資源が国内外で有名になっています

◇現状

- ・日本人観光客の旅行形態は、団体型旅行から個人型旅行に変化してきており、インターネットなど、オンラインによる予約が主流になってきています。
- ・観光客が情報を入手する方法としては、従来型の手法に加えインターネットやSNS*等、その手段が多様化しています。
- ・地元経済への波及効果が大きい温泉施設等への宿泊客数については、季節によって増減の差が大きい状況です。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客は減少しており、特に訪日外国人観光客の本格的な回復が遅れています。
- ・令和3年に開催された東北デスティネーションキャンペーンに向け特別に企画した宮沢賢治関連の観光コンテンツがあります。
- ・SDGs*について学ぶことを目的とする教育旅行が増加しています。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響やテレワーク等による働き方の多様化を踏まえ、ワーケーション*やブレジャー*等の新たな旅行形態に関心が高まっています。

◇課題

- ・国の観光施策が、登録観光地域づくり法人*による取組に対する支援へシフトしてきていることから、観光地域づくりのかじ取り役を担う観光地域づくり法人*である花巻観光協会を中心とした観光振興が必要となっています。
- ・豊富な観光資源の効果的な周知のため、観光客が必要な時に必要な情報を入手できるようにホームページやSNS*等を活用した魅力的で新しい情報の発信が必要です。
- ・年間を通じ温泉施設等への宿泊者数が平準化し、通年観光が図られるよう、宿泊閑散期の魅力向上に取り組み、情報発信していくことが必要です。
- ・訪日外国人観光客の回復に向けて、新型コロナウイルス感染症感染拡大前に重要な市場であった台湾、香港において、さらに効果的な情報発信を図る必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、新たな海外市場の開拓に向けた情報発信等をしていくことが必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により教育旅行の目的地を花巻市以外とした学校を感染症収束後には呼び戻すとともに、新たな学校に来ていただく取り組みが必要です。
- ・コロナ禍で変化した旅行者の個人化や長期化などのニーズに対応する必要があります。
- ・市内で行われるロケ回数を増やすとともに、ロケ後の効果を市内に波及する取組が必要です。

◇施策の方向

(1)登録観光地域づくり法人*等への支援

- ・花巻観光ビジョンによる観光振興の取組を進める登録観光地域づくり法人である花巻観光協会への支援

(2)効果的な観光情報の発信

- ・花巻観光協会が行うホームページやツイッター、インスタグラム等のSNS*による情報発信への支援
- ・魅力的な観光コンテンツを活用した新たな閑散期対策への支援
- ・地域資源を活用した観光コンテンツを活用した誘客促進
- ・コロナ禍で変化した、旅行者の個人化や長期化などのニーズにあった情報の発信等

(3)外国人観光客の誘致促進

- ・SNS*等の情報発信ツールの多言語化
- ・多言語ホームページの充実によるインバウンドへの情報発信の強化
- ・商談会への参加やセールスコールなど観光関係者による誘客活動への支援
- ・外国人観光客の体験型観光へのニーズに対応し、滞在中快適に旅行を楽しめるよう受け入れ環境整備や滞在コンテンツの充実強化
- ・新たな海外市場の情報収集、受け入れ環境整備及び現地セールス

(4)教育旅行の誘致促進

- ・観光協会等の関係機関と連携し、SDGs*推進メニューなどの教育旅行向けコンテンツの強化充実及び情報発信により、目的地として選ばれる観光地を目指す。

(5)ロケ誘致による花巻市の魅力発信

- ・制作会社と本市のロケ地との事前調整及び本市にロケ地として滞在する際の滞在経費の支援
- ・全国ロケーションデータベースの画像更新及び追加によるロケ地としてのPR

政策 1-4 観光の振興

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
観光協会ホームページのアクセス件数 (万件)	観光客が花巻に関心を持った回数を示す指標です。増加を目指します。 出典：(一社)花巻観光協会(ホームページアクセス件数)	43.9	44.4	44.5	44.6	108.9
訪日外国人観光客入込数 (万人)	国外への情報発信が進んでいるかを示す指標です。増加を目指します。 花巻市観光課調べ	5.0	7.5	8.0	8.5	4.8

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
観光情報発信事業 【一部口・物価】 (観光課)	<ul style="list-style-type: none"> ○観光協会が行う誘客や宣伝等への支援 ○関係団体への負担金支出 ○観光協会が行う閑散期誘客キャンペーンへの支援 ○イーハトーブ大使によるPR ○体験型観光推進事業支援 ○観光パンフレット、ポスター等の作製 ○教育旅行用パンフレット作製 ○滞在型観光プログラム造成促進事業の実施 ○ワーケーション観光支援事業補助金 ○東北デスティネーションキャンペーンで整備した観光コンテンツを活用した誘客促進 ○映画・ドラマ等のロケ誘致 ○電照広告掲出 ○コンベンション開催支援 	66.1	58.5	64.2	57.1
外国人観光客誘致促進事業 (観光課)	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体への負担金支出 ○観光協会が取り組む外国人観光客誘致事業への支援 ○商談会等への参加 ○市町連携による外国人観光客広域誘致事業の実施 ○外国人観光客受入環境整備 	15.2	5.7	5.1	6.0

施策3 移動しやすい観光地

◇目指す姿

観光客がスムーズに移動しています

◇現状

- ・日本人の旅行形態は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、従来からの団体旅行は大きく減少し、個人旅行が大幅に増加しています。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客は減少しており、本格的な観光客数の回復が遅れています。
- ・令和3年12月18日に三陸沿岸道路(仙台～八戸)が全線開通したことにより、沿岸方面から内陸部へ周遊する新たなルートを活用した観光が見込まれます。
- ・温泉、宮沢賢治、まつり等、多くの観光資源がありますが、それぞれの観光施設や資源は広範囲に点在しており、施設間を移動するための二次交通*は十分とはいえない状況にあります。

◇課題

- ・個人旅行で訪れる観光客がスムーズに移動できるように、観光施設等の改廃や道路改良、路線変更に対応した適切な箇所への観光案内看板の設置及び適正な維持管理が必要です。
- ・市内の広範囲に及ぶ観光施設を巡る周遊バスについて、魅力的なコース設定と適切な料金体系の検討が必要です。
- ・主要交通拠点(いわて花巻空港や新花巻駅)と観光施設等を結ぶ二次交通の検討が必要です。
- ・当市は大型宿泊施設が多く団体客は貴重であるため、教育旅行を含めた団体客を的確に取り込むことが必要です。
- ・三陸沿岸道路(仙台～八戸)が全線開通したことによる、沿岸部から内陸方面へ観光する際の周遊ルート造成や市内宿泊利用を結びつける取り組みが必要です。
- ・観光地をつなぐ公共交通が少ないことから、代替としてレンタサイクル等の活用により、効率的な市内観光を推進する必要があります。

◇施策の方向

(1) 観光案内表示の充実

- ・観光客にわかりやすい観光案内看板の維持管理

(2) 観光施設間の移動手段の確保

- ・駅から温泉、観光施設間の二次交通*の運行支援
- ・利用者ニーズに対応した魅力的な二次交通*の運行支援
- ・団体貸切バスツアーの運行支援
- ・レンタサイクル等事業実施への支援

政策 1 - 4 観光の振興

◇ 成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
案内板表示に満足した観光客の割合 (%)	目的地に迷うことなく到着することができたかを示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（観光客アンケート）	87.0	90.0	90.0	90.0	91.0
観光環状バス*等の利用者数 (万人)	二次交通*である観光バス等の利用状況を示す指標です。増加を目指します。 花巻市観光課調べ	5.5	5.6	5.6	5.6	5.1

◇ 主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費 (百万円)			
		R2	R3	R4	R5
観光ルート整備事業 (観光課)	○花巻温泉郷共同送迎バス運行支援 ○どんぐり号、やまねこ号運行支援 ○団体旅行貸切バスツアー支援	19.9	25.1	22.6	30.4
観光案内板整備事業 (観光課)	○観光案内標識等整備	5.0	5.0	4.9	1.9

施策4 おもてなしの向上

◇目指す姿

まちぐるみで観光客を歓迎しています

◇現状

- ・新型コロナウイルス感染症の影響から、市民及び市内団体等によるおもてなしサービスや郷土芸能による観光客へのおもてなしを行う回数が減少しています。
- ・おもてなしを行う観光おもてなしガイド*等の後継者不足が懸念されています。
- ・観光事業の求人に応募する方々が少なく、観光従事者の不足が懸念されています。

◇課題

- ・観光客に満足してもらうためのおもてなしサービスを継続していくために支援が必要です。
- ・観光おもてなしガイド*については、ガイドの後継者確保に加え、ガイド内容の質の向上の意味からも見直しの検討が必要となっています。
- ・宿泊施設等での人材が不足する傾向が強まる中、サービス維持のためデジタル化等に取り組む観光関連事業者への支援が必要です。

◇施策の方向

(1)おもてなしの向上

- ・市民及び市内団体、郷土芸能等によるおもてなしサービスの実施及び支援
- ・観光おもてなしガイド*の育成支援
- ・観光関連事業者の観光客へのサービス維持を図るため、デジタル化等に対応するため観光人材の新規登用や育成の支援

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
観光施設等での対応やおもてなしに満足した観光客の割合 (%)	観光客に対するおもてなしの満足度を示す指標です。現在の高い水準の維持を目指します。 出典：花巻市（観光客アンケート）	95.1	96.0	96.0	96.0	97.0

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
まちぐるみ観光推進事業 (観光課)	<ul style="list-style-type: none"> ○同心屋敷での湯茶サービスの実施 ○郷土芸能による歓迎おもてなしへの支援 ○観光案内所の運営支援 ○花巻温泉郷観光推進事業への支援 ○観光おもてなしガイド*への支援 ○賢治の産湯の井戸公開事業への支援 	10.8	11.2	11.0	11.0

基本政策
1-5

農工商観連携*の推進

～多様な産業が連携し、高付加価値を創出しています～

政策の方針

市内の産業振興を図るためには、多様な産業が互いに連携し、高付加価値を生み出す必要があります。

そのために、多様な分野において、起業や新たな事業展開への支援、企業誘致を推進するとともに、地場産品*を活用した特産品*の開発を促進します。

(市民や企業に期待される役割)

◇市民の役割(地域、市民団体等を含む)

- ・地場産品*の積極的な消費
- ・地域資源及び地域資源を活用した商品贈答品への活用

◇企業の役割(事業所、個人生産者等を含む)

- ・地域資源を活用した商品開発、販売促進、情報発信
- ・地域資源及び地域資源を活用した商品の地域ブランド*化への取組

成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R5
岩手県全体に占める本市の粗付加価値額*の割合(%)	岩手県全体に占める花巻市の、生産活動によって新たに生み出される価値総額の割合を示す指標です。増加を目指します。 出典：経済産業省(工業統計調査) 花巻市の粗付加価値額* / 岩手県全体の粗付加価値額*	8.34	8.80

関連計画

- 花巻市創業支援事業計画(平成27～令和8年度)
- いわて県民計画(平成31～令和10年度)
- 第2次国土利用計画花巻市計画(令和元年度～)

施策1 起業の推進

◇目指す姿

多様な分野で起業や新事業展開を活発に行っています

◇現状

- ・中長期的な経済状況の低迷による倒産や事業の再編・集約化、地方拠点の統廃合等により、市内の事業所数が減少しています。
- ・経済活動のグローバル化の進展や経済情勢の急速な変化が見られる中、社会ニーズに対応した高付加価値の製品開発には膨大な時間と労力が必要です。
- ・市内の製造業は受託製造が多く、取引先企業からの発注に影響を受けやすい事業所が多い状況です。
- ・新たな産業創出や地域企業の商品開発、新事業展開への取組を支援するためのインキュベート施設*において、起業化支援センター工場棟及びビジネスインキュベータの入居率が高い一方で、起業化支援センター研究室の活用が進んでいない状況にあります。
- ・起業化支援センターの開放試験機器が老朽化していることから、修繕頻度が多い状況です。

◇課題

- ・市内事業者・事業所を増加させるため、インキュベート施設*を効率的に活用し多様な新規創業・起業を促進する必要があります。
- ・市内事業所が安定した操業を継続するために、自ら行う新たな取組や事業拡大が図られるようインキュベート施設*の活用や産業間連携を促進していく必要があります。
- ・起業化支援センター研究室の活用を図るため、必要とされる活用方法や入居要件を見直すなど検討する必要があります。
- ・起業化支援センターの開放試験機器の活用を図るため、利用率の高い設備について更新する必要があります。

◇施策の方向

(1) 起業・新事業展開の推進

- ・インキュベート施設*を活用した起業の推進
- ・コーディネーター*による産業間連携の拡大支援
- ・大学が保有するシーズ*を活用した地域産業の高度化の推進
- ・起業化支援センター研究室の活用検討による入居促進

政策 1-5 農工商観連携*の推進

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
インキュベーター施設*の入居率 (%)	起業や新たな事業展開を行うために、市の支援施設に入居している企業の状況を示す指標です。現在より高い水準を目指します。 入居企業数/花巻市起業化支援センターと花巻市ビジネスインキュベーターの貸工場・貸研究室・貸事務所総数(27か所)	70.3	74.1	77.8	81.5	85.2
インキュベーター施設*を卒業して事業所を開設した企業数 (社)	市の支援施設入居を経て、事業所展開に結びついた企業数を示す指標です。毎年2社の事業所展開を目指します。 花巻市商工労政課調べ	0	2	2	2	2

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
起業・新事業展開推進事業 (商工労政課)	○新事業創出基盤施設の指定管理 ○一般社団法人ビジネスサポート花巻へ業務委託による市内事業所の課題解決やインキュベーター施設*入居事業所への助言・指導 ○岩手大学と連携した生産技術研究開発の推進	47.5	48.4	48.8	49.5
地域総合整備資金貸付事業 (商工労政課)	○地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)	97.0	—	—	—
起業化支援センター機能強化事業 (商工労政課)	○起業化支援センター開放試験機器の更新	—	—	—	5.9

施策2 特産品*の開発

◇目指す姿

地場産品*を活用し、付加価値の高い多くの商品を開発しています

◇現状

- ・農業者等が6次産業化*に取り組むには、生産、加工、販売、経営の全てを行う必要があることから、加工・販売施設整備には初期投資の負担が大きいため、6次産業化*に取り組むことを躊躇している事業者がみられる状況です。また、既存事業者においては、消費者ニーズに即した商品開発や販路開拓に苦慮している状況です。
- ・全国的なコンクールにおいて賞を受賞するワインや自らが栽培したぶどうを使用したレーズンなど、付加価値の高い商品やサービスを生み出そうとする取組が行われているほか、市内で生産されたぶどうやりんご等を原料とした果実酒製造への新規参入や果実の高付加価値化のため、平成 28 年度に国の構造改革特区*「花巻クラフトワイン・シードル特区」の認定を受けており、平成 31 年 4 月に特区制度を活用したワイナリーが設立されています。
- ・大迫地域のワインは 50 年以上の歴史があるものの、日本ワインの産地としての岩手県、花巻市の認知度は、首都圏をはじめとする県外においてはまだまだ低い状況です。

◇課題

- ・6次産業化*に必要な技術・知識の習得や商品開発、販路開拓、加工・販売施設整備など、事業者によって様々な課題を有していることから、事業者の課題に沿った支援が必要です。
- ・花巻産ワインの販路拡大とワイナリーの新規参入を促進するため、ワイン産地としての認知度向上を図る必要があります。

◇施策の方向

(1) 特産品*開発と販路拡大の支援

- ・6次産業化*に必要な技術・知識の習得支援
- ・商品開発や加工技術、販路開拓等の事業者の課題に沿った支援
- ・加工・販売施設整備に対する支援

(2) ワイン・シードル等果実酒の製造支援

- ・醸造技術習得に対する支援
- ・ワイナリー建設志向者に対する商品開発や販路開拓等に対する支援
- ・新規ワイナリー整備や既存ワイナリーの設備導入等に対する支援
- ・花巻ワインの販路拡大とワイン産地としての認知度向上を目的としたプロモーション活動の実施

政策 1-5 農工商観連携*の推進

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
市の支援により地域資源の高付加価値化に取り組んでいる事業件数 (件)	地場産業の活性化のため、地域資源を活用した高付加価値化への取組状況を示す指標です。毎年5件の取組を目指します。 花巻市定住推進課調べ	3	5	5	5	5
市の支援が終了後も地域資源の高付加価値化への取組を継続している事業件数 (件)	高付加価値化への取組の継続状況を示す指標です。取組の全ての継続を目指します。 花巻市定住推進課調べ	15	22	24	26	28

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
6次産業化* 推進事業 (定住推進課)	○6次産業化*セミナー・個別相談会の開催 ○農商工連携補助金の交付等	2.4	2.4	2.4	2.4
花巻クラフト ワイン・シードル ブランド 化推進事業 (定住推進課)	○いわてワインヒルズ推進協議会負担金等 ○ワイン・シードル醸造志向者に対する支援 ○花巻ワインプロモーションイベント開催	15.3	13.7	15.0	14.9

施策3 企業誘致の推進

◇目指す姿

多様な分野の多くの企業が立地しています

◇現状

・県南地域における半導体・自動車産業の集積や運輸・物流企業の 2024 年問題*に起因する物流拠点の整備の加速化が想定されることから、新たに関連企業を市内へ誘導する好機を迎えています。

◇課題

- ・市の産業団地はほぼ完売しており、新たな産業団地の整備が求められています。
- ・市内への誘致に向けた新規折衝企業の開拓のほか、関係企業や団体等への訪問を通じた積極的な情報収集が必要です。

◇施策の方向

(1) 企業誘致の推進

- ・県南地域において集積が進む半導体・自動車関連産業のほか、2024 年問題*を間近に控える運輸・物流企業等の市内への誘致に向けた多分野かつ多面的な企業情報の収集とフォローアップ
- ・経済情勢や企業ニーズに対応した支援制度の検討と当該制度を活用した企業立地誘導の実施
- ・企業立地に適した空き工場や民有地の情報収集と発信の充実
- ・民間事業者による産業用地の開発の支援
- ・各分野の展示会への出展による誘致PRと情報収集

(2) 産業団地の整備

- ・新たな企業を呼び込むための産業団地の整備

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
新規誘致企業数 (社)	誘致施策によって市外から誘致した企業数を示す指標です。毎年3社の新規誘致を目指します。 <small>花巻市商工労政課調べ</small>	3	3	3	3	3
操業継続社数 (社)	誘致企業の事業継続状況を示す指標です。既存事業所全ての事業継続を目指します。 <small>花巻市商工労政課調べ</small>	89	92	95	98	101

政策1-5 農工商観連携*の推進

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
企業誘致推進事業 (商工労政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○企業情報の収集、訪問活動及び市企業誘致促進協議会等への参画による誘致活動の展開 ○工業団地の除草、緑地保全等の実施 ○企業ニーズに対応した優遇措置制度を活用した企業立地誘導の実施 ○民間開発による企業誘致を誘引するための事業者へのインフラ整備への支援 	22.7	154.3	112.2	358.2
新事業創出基盤施設改修事業 (商工労政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○起業化支援センター工場棟照明設備更新 	5.8	5.3	—	—
産業団地整備事業 (商工労政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○二枚橋地区産業用地の整備(～R2) ○新たな産業団地整備に係る基本計画の策定及び埋蔵文化財調査などの事前調査の実施(～R7) 	315.6	105.4	425.3	708.3

基本政策
1-6

雇用環境の充実

～希望する仕事に就き、安心して働いています～

政策の方針

市民が希望する仕事に就き、安心して働くためには、雇用環境の充実を図る必要があります。

そのために、企業が必要とする技術や能力を身につけるための人材育成に取り組むとともに、働きやすい就労環境づくりへの支援を行うなど勤労者福祉の向上を図ります。

(市民や企業に期待される役割)

◇市民の役割（地域、市民団体等を含む）

- ・勤労意欲を高める
- ・積極的な企業情報の収集
- ・自己分析・適性職業の把握

◇企業の役割（事業所、個人生産者等を含む）

- ・地元からの積極的雇用
- ・労働環境の向上
- ・福利厚生制度の充実
- ・人材育成のための研修会の実施
- ・インターンシップ*の実施

成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R5
求職者の就職率 (%)	新規求職申込者が有効期限内（2ヶ月）に就職できた割合を示す指標です。現在の高い水準の維持を目指します。 出典：花巻公共職業安定所（雇用のうごき） 就職件数／新規求職申込件数	48.6	52.0

施策1 職業人材の育成

◇目指す姿

企業が必要とする技術や能力を身につけています

◇現状

- ・有効求人倍率*は高い水準で推移しており、市内事業所は人材確保に苦慮しています。
- ・新規高卒者の管内就職率は高い水準にありますが、市内事業所のニーズは高く人材不足となっています。
- ・求職者の求める職種と求人にかい離が見られ、また、就職活動に際し市内にどのような事業所があるか知らない学生が多い状況です。
- ・熟練の技術者・技能者が引退することにより、次世代への技術・技能継承が困難になっています。

◇課題

- ・市内事業所への就職活動のきっかけとなるため、学生に市内にはどのような事業所があるか知ってもらうことが必要です。
- ・管内就職率のより一層の向上のためには、他地域の高校への働きかけが必要です。
- ・新卒者、転職・再就職希望者等幅広く人材を確保するための支援をする必要があります。
- ・事業所が必要とする技術・技能を習得するための人材育成支援が必要です。

◇施策の方向

(1) 就労支援

- ・職業相談やカウンセリング等による若年者等の就労支援
- ・事業所説明会やインターンシップ*による企業と求職者のマッチング支援
- ・新規学卒者等の地元就職及び定着への取組支援
- ・高齢者の就労支援
- ・東京圏や県外からの移住者に対し市内事業所への就労を支援
- ・高等学校以上の修学及び卒業後の地域への定住に対する支援
- ・助産師等の確保対策

(2) 技能職の人材育成支援

- ・技能職の育成と就労支援

政策1-6 雇用環境の充実

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
ジョブカフェはなまき*登録者の就職決定率 (%)	市の支援主体であるジョブカフェはなまき*を利用して、就業するための技術や能力を身に付けた登録者が、どの程度就職することができたかを示す指標です。45%の維持を目指します。 年度の就職者数(内職者を除く)/登録者数	45.2	45.0	45.0	45.0	45.0
従業員を対象としたスキルアップセミナー等の受講者数 (人)	企業における従業員等の技術や能力の向上を示す指標です。増加を目指します。 出典：一般社団法人ビジネスサポート花巻 スキルアップセミナー受講者数+人材育成事業補助対象受講者数	469	470	490	510	530

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
就労支援事業 【一部財・物価】 (商工労政課)	○ジョブカフェはなまき*を設置し、求職者に対するキャリアカウンセリング、セミナー、講習会等を実施 ○シルバー人材センターが実施する高齢者・現役世代雇用サポート事業等に対して補助金を交付 ○花巻雇用開発協会が実施する雇用安定事業等に対して負担金を交付 ○県外から市内へ移住・就業した方へ奨励金を交付 ○東京圏から市内へ移住・就業した方へ支援金を交付 ○新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、就労の場を失った方の再就職を支援するため、正規雇用として雇用した市内事業所に対して奨励金を交付	43.4	40.9	43.6	43.3
技能人材育成事業 (商工労政課)	○南部杜氏協会が実施する杜氏講習会及び杜氏後継者育成事業に対して補助金を交付 ○南部杜氏の酒造育成等に資するため、南部杜氏協会各支部に対して補助金を交付 ○花巻職業訓練協会が実施する技能職種人材の育成に係る事業に対し補助金を交付	3.7	3.6	3.6	3.7
職業人材育成事業 【一部財・物価】 (商工労政課)	○学生向けに市内事業所の見学会を開催し、市内企業と学生とのマッチングを図る ○学生を対象とした市内事業見学バスツアーの実施 ○市内企業が実施するインターンシップ*へ参加する学生に対し、交通費及び宿泊費を助成 ○新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、インターンシップの中止や延期を余儀なくされた市内高校生を対象に市内事業所の紹介動画を制作	3.9	1.8	1.9	3.9

政策 1 - 6 雇用環境の充実

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
失業者支援事業 【J叶・物価】 (商工労政課)	○新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、事業主都合により失業した方に対する見舞金	15.0	10.0	3.4	—
職業人材確保 対策事業 (商工労政課)	○市内事業所の人材不足対策のため、人事担当者及び経営者を対象としたセミナーの実施 ○市内事業所の情報発信ツールの一つとして企業検索サイトの運営	—	—	3.8	2.3

施策2 勤労者福祉の向上

◇目指す姿

安心して働ける環境が整っています

◇現状

- ・従業員規模が 5 人以下の小規模な事業所(法人)は、市内の全事業所の 64%を占めており、単独で充実した福利厚生を整備することが困難な状況にあります。
- ・勤労青少年ホーム施設は老朽化していることに加え、会員の利用が減少しています。
- ・人々の働き方や生活に関する意識や環境が変化している中、ワーク・ライフ・バランス*に満足している勤労者の割合は低い状況です。

◇課題

- ・小規模事業所(法人)の従業員が安心して働けるように、勤労者貸付資金融資制度や中小企業退職金共済制度の活用など、福利厚生を充実させる支援が必要です。
- ・勤労青少年ホーム施設の耐震診断結果を踏まえ、利用者の安全性確保のための耐震補強工事の実施が必要です。
- ・ワーク・ライフ・バランス*や働き方改革の取組について市内事業所に浸透するように周知・広報していく必要があります。

◇施策の方向

(1) 勤労者福祉の向上

- ・中小企業のための退職金共済制度への加入促進
- ・勤労青少年のための各種講座の開催
- ・勤労者への資金貸付制度の実施
- ・勤労青少年のための憩い・交流の場の創出及び利用率向上に向けた取組
- ・子育てにやさしい職場づくりへの支援
- ・ワーク・ライフ・バランス*、働き方改革等の広報・啓発
- ・雇用維持と事業継続への支援

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
職場の福利厚生やワーク・ライフ・バランス* (仕事と生活の調和)に満足している勤労者の割合 (%)	勤労者が職場における十分な福利・厚生を受けており、安心して働いているか示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	48.5	48.0	49.0	50.0	51.0

政策 1 - 6 雇用環境の充実

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
勤労者福祉向上事業 【一部財・物価】 (商工労政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○協同組合花巻総合卸センターに対して、施設管理運営補助金を交付 ○中小企業退職金共済又は特定退職金共済に加入した市内中小企業者に対し、補助金を交付 ○東北労働金庫へ預託し、花巻市勤労者貸付資金貸付を実施 	105.3	107.8	106.4	95.8
勤労青少年講座開催事業 (商工労政課)	○花巻市勤労青少年ホームにて、教養、趣味講座、スポーツ講座などの実施	3.1	2.8	2.8	2.7
勤労青少年ホーム改修事業 (商工労政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○花巻市勤労青少年ホームの耐震補強工事 ○花巻市勤労青少年ホームのLED化 	9.4	—	—	—
雇用維持緊急対策事業 【財・物価】 (商工労政課)	○国の雇用調整助成金の対象とならない自己負担分を補助	10.1	—	—	—

2 暮らし

～自然豊かな地域で共に支え、誰もが安心して、
いきいきと快適に暮らすまち～

基本政策
2-1

環境の保全

～豊かな自然と生活環境を守り暮らしをしています～

政策の方針

地球規模の環境問題が深刻化している中、本市の豊かな自然環境を守り、次世代に引き継いでいく必要があります。

そのために、市民が地球温暖化の防止や自然保護について理解と関心を持って行動できるように啓発を進めるとともに、リサイクルやごみの減量化など循環型社会*の構築に取り組みます。また、公害の未然防止に向けた対策やまちの美化を推進します。

(市民や企業に期待される役割)

◇市民の役割(地域、市民団体等を含む)

- ・省エネルギーの取組の実践と周辺環境と調和のとれた再生可能エネルギー*導入への理解
- ・自然環境への理解と保護活動
- ・ごみの分別徹底による減量化とリサイクルへの取組
- ・清掃活動への積極的な参加など自主的な地域の環境美化の取組
- ・花苗の植栽や緑化の推進

◇企業の役割(事業所、個人生産者等を含む)

- ・省エネルギー化の取組と周辺環境と調和のとれた再生可能エネルギー*の導入
- ・自然環境への理解と保護活動
- ・ごみの分別徹底による減量化とリサイクルへの取組
- ・汚染物質の適正処理と法令遵守
- ・花苗の植栽や緑化の推進

成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R5
自然環境と生活環境が守られていると感じる市民の割合(%)	市の自然環境・生活環境の保全状況を示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市(市民アンケート)	37.0	50.0

関連計画

- 第2次国土利用計画花巻市計画(令和元年度～)
- 第2次花巻市環境基本計画(平成28～令和5年度)
- 岩手中部広域行政組合一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(令和元～10年度)
- 岩手中部広域行政組合一般廃棄物処理施設基本計画(平成26～令和7年度)
- 第2次花巻市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成28～令和7年度)
- 花巻市公共建築物等木材利用促進基本方針(平成25年度～)
- 花巻市公園等施設長寿命化計画(令和2～9年度)

施策1 地球温暖化の防止

◇目指す姿

温室効果ガス*の排出に配慮した生活をしています

◇現状

- ・地球温暖化を防止するためには、温室効果ガス*の削減が必要です。
- ・自然環境や景観などに影響を与えかねない太陽光発電用パネルの設置が見受けられます。

◇課題

- ・地球温暖化を防止するためには、温室効果ガス*削減に向けた市民一人ひとりの取組が大切であることから、継続的に啓発していく必要があります。
- ・温室効果ガス*の排出削減を図るためには再生可能エネルギー*の導入は必要です。
- ・再生可能エネルギー*の設備設置については、周辺環境との調和などに配慮する必要があります。

◇施策の方向

(1) 地球温暖化対策の意識啓発

- ・日常生活や事業活動における温室効果ガス*排出削減に対する効果的・継続的な意識啓発

(2) 省エネルギー型の暮らしへの転換

- ・市設置防犯灯のLED化の推進
- ・公共施設等におけるLED照明など高効率機器の導入推進
- ・再生可能エネルギー*の利活用の促進と省エネルギーを一層推進するライフスタイルの普及
- ・公共施設への再生可能エネルギー*の導入の検討
- ・民間による小水力発電など再生可能エネルギー*導入への支援
- ・周辺環境との調和のとれた再生可能エネルギー*の設置に関する条例の検討
- ・断熱性能に優れた住宅建築の普及促進に向けた検討

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
環境にやさしい取組を行っている市民の割合 (%)	市民自らが環境にやさしい生活をしているかどうかを示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	58.3	63.0	65.0	67.5	70.0

施策2 自然環境の保全

◇目指す姿

自然への理解を深め、自然を保護する活動を行っています

◇現状

- ・早池峰山の一部は、「早池峰自然環境保全地域」として指定され、野生動植物等の捕獲や採取等が禁止されています。
- ・急激に増殖しているニホンジカによる高山植物等の食害が懸念されています。
- ・早池峰山の河原の坊登山道は、平成 28 年 5 月に発生した山腹崩落により閉鎖措置が続いています。
- ・特定外来生物*の生息域の拡大等により、希少動植物を含む在来種の減少など、生態系への影響が懸念されています。

◇課題

- ・高山植物の保護など早池峰山地域における自然環境を守る必要があります。
- ・ニホンジカによる高山植物等の食害を防止する必要があります。
- ・早池峰山登山者の安全確保が必要です。
- ・特定外来生物*の駆除に向けた対策が必要です。

◇施策の方向

(1)自然保護の推進

- ・早池峰山等の自然環境保護と利用環境の向上
- ・国や県が実施しているニホンジカ食害の防止対策への支援
- ・希少生物等の保護への支援、啓発
- ・環境学習などを通じた環境保全意識の啓発
- ・特定外来生物*の駆除に向けた広報、啓発

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
自然環境を守るための行動を実際に行っている市民の割合 (%)	市民の自然環境を守る活動状況を示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	71.8	75.0	77.0	79.0	80.0

政策 2-1 環境の保全

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
環境学習推進事業 (生活環境課)	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が自主的に行う学習会等への環境マイスターの派遣 ○環境学習講座の実施 ○水生生物調査などの環境教育の推進 ○希少生物(ゼニタナゴ)保護活動団体に対する活動支援 	0.5	0.3	0.5	0.4
河原の坊施設管理事業 (大迫地域振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ○河原の坊総合休憩所や避難小屋などの維持管理 	0.8	0.8	0.8	1.6
早池峰自然環境保全活動推進事業 (大迫地域振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ○自然公園保護管理員の設置 ○早池峰国定公園地域協議会が行う自然保護活動事業への負担金 ○早池峰環境保全バス運行事業への支援 	4.2	4.2	5.1	5.4

施策3 公害の防止

◇目指す姿

公害から生活が守られています

◇現状

- ・市内の大気汚染、河川の水質汚濁、道路騒音等の測定値は、おおむね環境基準を達成していますが、獣畜の肉、骨などを原料として肥料、飼料、油脂などを製造する施設である化製場の事業活動に伴う悪臭の発生により市民生活に悪影響を受けている地域があります。
- ・公害防止協定基準・公害関係法令の基準が遵守されていない事業所等があります。
- ・東日本大震災に伴う食品等への放射能の影響に対する市民等の不安を払拭するため実施している食品等の持込み検査の件数が減少してきていますが、まだ完全には解消されていません。

◇課題

- ・化製場の事業活動に伴う悪臭苦情が多く発生していることから、悪臭発生を防止させるための対策を講じさせる必要があります。
- ・事業者等に公害防止協定基準・公害関係法令の基準を遵守させる必要があります。
- ・東日本大震災に伴う放射能の影響に対する市民等の不安の解消に努める必要があります。

◇施策の方向

(1) 公害対策の推進

- ・公害に対する事業者への指導と各種検査の実施
- ・悪臭に対する監視体制、改善指導の強化

(2) 放射能測定体制の維持

- ・持込み食品等の放射性物質濃度測定の継続
- ・空間放射線量の定期測定の継続・監視
- ・市民への正確な情報伝達

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
悪臭モニターの年間感知日数 (日)	市の主な公害である悪臭の状況について示す指標です。減少を目指します。 花巻市生活環境課調べ	256	180	180	180	180

政策 2 - 1 環境の保全

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
公害防止対策 事業 (生活環境課)	<ul style="list-style-type: none"> ○各種公害関係の測定、調査の実施 ○公害防止関係法令対象事業所への立入調査、改善指導 ○測定結果に基づく公害防止協定締結事業所への改善指導 ○水質事故及び水質異常への対応 ○公害防止パトロールの実施 ○公害に対する苦情相談 ○放射性物質濃度の測定、空間放射線量の測定 	13.8	14.1	15.3	15.8

施策4 循環型社会*の構築

◇目指す姿

物を大切に使い、ごみの減量化に取り組んでいます

◇現状

- ・本市におけるごみの市民一人当たりの年間排出量は平成 30 年までは減少傾向にありましたが、令和元年以降はほぼ横ばいから微増で推移しています。
- ・本市で排出される燃やせるごみは、岩手中部広域行政組合(岩手中部クリーンセンター)で広域処理が行われています。
- ・不燃ごみ・粗大ごみについては、岩手中部広域行政組合で広域処理及び処理施設の整備が検討されています。
- ・資源集団回収による資源回収は、市内全域で実施されていますが、資源集団回収による資源回収量が減少傾向にあり、また、少子高齢化による実施団体の減少が懸念されています。
- ・不法投棄によるごみの回収量は、ほぼ横ばいで推移しており、不法投棄が後を絶たない状況です。

◇課題

- ・燃やせるごみは、岩手中部クリーンセンターにおいて広域処理を行っており、構成市町からのごみの搬入量に応じた処理経費の負担が発生することから、ごみの減量対策や再資源化によりごみ排出削減を図る必要があります。
- ・燃やせるごみの広域処理に伴い、使用されなくなった市の清掃センターのごみ焼却施設の解体及び跡地利用を検討する必要があります。
- ・不燃ごみ・粗大ごみの広域処理について検討する必要があります。
- ・資源ごみの今後の処理方法について検討する必要があります。
- ・今後の資源化の推進のため、現行の資源回収の体制維持を図る必要があります。
- ・不法投棄が後を絶たない状況であり、防止のための啓発及びパトロールを実施する必要があります。

◇施策の方向

(1)ごみの減量対策

- ・ごみの分別啓発
- ・3R(ごみの発生抑制、再利用、再生利用)の推進
- ・生ごみの減量推進
- ・事業系一般廃棄物のリサイクル化の推進
- ・ごみ減量アドバイザー*を活用したごみ減量の推進
- ・小学校における出前授業
- ・ごみの有料化を含めた減量化施策の調査研究

政策 2-1 環境の保全

(2) 廃棄物の適正な処理

- ・近隣市町との安定的かつ経済的な廃棄物の処理
- ・清掃センターのごみ焼却施設等の解体及び跡地利用の検討
- ・資源ごみの処理方法の検討
- ・清掃センターと最終処分場の適正な管理

(3) 不法投棄の防止

- ・啓発活動と不法投棄監視員などによるパトロール体制の強化

◇ 成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
市民一人当たりの一般廃棄物排出量【家庭系】 (kg)	家庭ごみの排出状況を示す指標です。減少を目指します。 花巻市生活環境課調べ	166.2	157.4	153.4	149.2	145.0
市内全事業所の一般廃棄物排出量【事業系】 (t)	事業所ごみの排出状況を示す指標です。減少を目指します。 花巻市生活環境課調べ	11,021.0	11,467.0	11,073.0	10,680.0	10,286.0
一般廃棄物のリサイクル率【家庭系】 (%)	家庭での分別・リサイクルの取組を示す指標です。現状の水準を維持します。 (資源集団回収量+資源ごみ) / 総排出量 (家庭系排出量+資源集団回収量)	28.5	28.5	28.5	28.5	28.5

◇ 主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
清掃センター改修事業 (清掃センター)	○最終処分場のキュービクル更新	9.8	20.0	—	—
不法投棄防止事業 (生活環境課)	○不法投棄防止パトロールの実施 ○不法投棄防止啓発看板の配布等 ○不法投棄ごみの撤去 ○不法投棄対策研修会への参加	2.0	1.9	1.9	1.9
再資源化推進事業 (生活環境課)	○資源集団回収奨励金の交付 ○資源集団回収運動優秀団体の表彰 ○生ごみのたい肥化(大迫地域) ○生ごみの水切り啓発 ○ごみ減量アドバイザー*の設置	20.4	19.9	19.5	26.9
ごみ処理事業 (生活環境課)	○家庭ごみ分別表及びカレンダーの作成 ○花巻温泉郷廃棄物処理組合への活動支援 ○岩手中部広域行政組合への負担金	79.5	84.2	78.2	90.9
ごみ収集運搬事業 (清掃センター)	○家庭系ごみの収集運搬	214.0	214.7	218.0	231.7

施策5 花のあるきれいなまちづくり

◇目指す姿

身近な暮らしの中に花が取り入れられ、清掃が行き届いています

◇現状

- ・花いっぱい運動を支えてきた花壇等実践者の高齢化と減少が進んでいます。
- ・市民総参加早朝一斉清掃など、地域の美化運動に参加している市民の割合は横ばい(市民アンケート)と伸び悩んでいます。
- ・公園の遊戯施設は大規模な修繕や更新を必要とする施設が多くなっています。また、一部の小規模な公園は利用されず使われていない遊具が存在します。
- ・公園内に樹木の伐採後の切り株が放置された状況が見受けられます。また、芝草の維持管理が十分でないとの声があります。
- ・高齢化や生活様式の変化に伴い、トイレの洋式化の要望があります。
- ・市営墓園の利用状況は、高木墓園以外は9割以上の高い水準にありますが、市営墓園の中には管理が行き届いていない墓地があります。また、市営火葬場は、年間合計500件以上の利用がありますが、建設から30年を経過している火葬場があります。
- ・本市では花巻市環境基本計画を定め、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

◇課題

- ・花壇づくりや花壇等実践者の担い手の発掘や育成を図る必要があります。
- ・市内一斉清掃などの参加促進のために引き続き啓発が必要です。
- ・公園の遊戯施設は利用者の安全を確保するため計画的な修繕や更新、また利用の少ない公園の老朽化した遊戯施設については撤去を進める必要があります。
- ・公園を快適に利用できるよう芝生の整備と樹木や芝草の管理を継続的に実施する必要があります。
- ・トイレの水洗化及び洋式化を進める必要があります。
- ・市営墓園や火葬場の適正な維持管理が必要です。
- ・花巻市環境基本計画(第2次)の計画期間は平成28年度から令和5年度までとなっていることから、次期計画を改定する必要があります。

◇施策の方向

(1) 環境美化意識の向上

- ・花いっぱい運動の推進
- ・花壇等実践者の発掘及び支援
- ・大規模イベント時における花いっぱいのおもてなし

(2) 環境衛生の推進

- ・市内一斉清掃の参加促進
- ・河川清掃活動の参加促進
- ・環境基本計画の改定

(3) 公園環境の整備

- ・遊戯施設の修繕、更新または撤去
- ・芝生の整備、樹木の計画的な伐採と植栽
- ・公園トイレの水洗化及び洋式化

(4) 墓園・火葬場の維持管理

- ・市民ニーズに対応した市営墓園の適正な維持管理
- ・火葬場の計画的修繕と適正な管理運営

◇ 成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
地域の中で花による美化が進められていると感じる市民の割合 (%)	花による美化推進の状況を示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	60.5	67.0	68.0	69.0	70.0
住んでいる地域の清掃や美化活動に参加している市民の割合 (%)	清掃が行き届いたまちづくりに向けた市民の活動状況を示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	65.7	64.0	66.0	68.0	70.0

◇ 主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費（百万円）			
		R2	R3	R4	R5
花と緑の創出事業 (公園緑地課)	○花と緑のまつりの開催 ○花と緑の会への活動支援 ○花いっぱい運動の支援 ○公共的な場所にある花や木の名所や緑化区域の管理	10.8	10.8	10.6	14.8
環境衛生活動推進事業 (生活環境課)	○衛生害虫駆除の支援 ○一斉清掃の実施 ○環境審議会の開催 ○岩手県食品衛生協会花巻支会への活動支援 ○公衆衛生組合連合会への活動支援 ○環境基本計画の改定	3.8	3.8	7.8	4.2
生活環境保全活動推進事業 (生活環境課)	○河川清掃業務の委託 ○豊沢川活性化・清流化事業推進協議会への活動支援	0.9	0.9	0.9	0.9

政策 2 - 1 環境の保全

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
公園整備事業 【一部口・物価】 (公園緑地課)	○遊戯施設の修繕、更新あるいは撤去の実施 ○芝生の整備、樹木管理の実施 ○公園の維持管理団体への支援 ○公園トイレの水洗化及び洋式化 ○公園等施設長寿命化計画の実施	56.7	56.1	35.9	66.7
石鳥谷斎場施設改修事業 (石鳥谷市民サービス課)	○石鳥谷斎場の改修工事に必要な調査、検討及び設計 ○石鳥谷斎場の屋根及び外壁等の改修工事	—	4.2	40.3	—

基本政策
2-2

生活基盤の充実

～生活に必要な基盤が整い、快適に暮らしています～

政策の方針

市民が快適な生活を送るためには、道路や住宅、水道など生活に必要な基盤が整備されていることが必要です。

そのために、安全で利便性の高い道路の整備をはじめ、利用しやすい公共交通の確保、安心して生活できる住宅の確保、地域の特色を活かした景観の形成、安全でおいしい水の安定的な供給、汚水の適切な処理、さらには、快適な情報通信環境の整備促進に取り組めます。

(市民や企業に期待される役割)

◇市民の役割(地域、市民団体等を含む)

- ・除雪や草刈りなどの道路環境維持への協力
- ・公共交通の積極的な利用
- ・住宅の耐震化
- ・地域で取り組む景観の形成・維持
- ・宅地内の水道給水装置の適切な管理
- ・汚水処理施設*への接続
- ・情報通信サービスの積極的な利用

◇企業の役割(事業所、個人生産者等を含む)

- ・除雪や草刈りなどの道路環境維持への協力
- ・公共交通の利便性の向上
- ・快適な集合住宅の提供
- ・地域の景観にあった建物・看板の設置
- ・敷地内の水道給水装置の適切な管理
- ・汚水処理施設*への接続
- ・情報通信サービスの利便性の向上

成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R5
生活基盤整備に満足している市民の割合(%)	<p>普段の生活の中で利用する道路や上下水道、公共バス、情報通信環境などの基盤整備状況の市民満足度を示す指標です。増加を目指します。</p> <p>出典：花巻市(市民アンケート)</p>	72.7	73.9

関連計画

- 第2次国土利用計画花巻市計画(令和元年度～)
- 花巻市都市計画マスタープラン(平成22年度～)
- 花巻市橋梁長寿命化修繕計画(令和元～5年度)
- 岩手中部水道企業団水道ビジョン(平成28～令和7年度)
- 第2次花巻市一般廃棄物(し尿)処理基本計画(平成28～令和8年度)
- 花巻市地域公共交通網形成計画(平成29～令和5年度)
- 花巻市営住宅等長寿命化計画(平成30～令和9年度)
- 花巻市立地適正化計画*(平成28～令和17年度)
- 花巻市空家等*対策計画(令和3～7年度)
- 花巻市舗装長寿命化修繕計画(平成30～令和4年度)
- 第2期花巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和3～5年度)
- 花巻市過疎地域持続的発展計画(令和3～7年度)
- 辺地総合整備計画(令和4～8年度)

施策1 道路環境の充実

◇目指す姿

安全で利便性の高い道路が整備されています

◇現状

- ・橋梁や舗装、土木構造物など、建設後長期間経過した施設が数多くあります。
- ・国道4号山の神・村崎野間はボトルネック*となっていて、企業立地が活発化している北上工業団地へのアクセス道路は狭いことから、慢性的な渋滞が起きており、救急搬送や通院、工業・流通団地への通勤や流通に支障をきたし、交通量の増加に伴い歩行者の安全も脅かされています。
- ・JR花巻駅は西口に改札がないため、駅西地域に住む市民をはじめ、駅西側の事業所や高校などへ通う駅利用者も必ず公共地下道を通る必要があります。また、公共地下道はバリアフリー化されておらず、距離が長く閉鎖的な空間で暗い印象があるため、利用者から不安の声が寄せられています。

◇課題

- ・道路法に基づく5年に1回の定期点検(橋梁、トンネルなど)の点検経費や修繕経費が増加しており、将来を見据えた計画的で効率の良い修繕と財源の確保が必要です。
- ・北上工業団地周辺では企業立地も活発化し、国道4号の渋滞がさらに深刻化することが懸念され、周辺市道における歩行者の安全対策も急務であることから、早期の整備が必要です。
- ・駅西地域に住む市民をはじめとする駅西口利用者の利便性を図り、安全安心に駅東西を行き来できるよう、東西自由通路と橋上駅を整備する必要があります。

◇施策の方向

(1)道路の整備・維持管理

- ・主要幹線道路、都市計画道路、生活道路の整備
- ・舗装修繕等の道路環境の維持
- ・交通安全環境の整備
- ・長寿命化計画に基づく道路施設修繕
- ・国道、県道の整備要望
- ・除雪体制の効率化

(2)橋梁の維持管理

- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋梁の維持修繕

(3)スマートインターチェンジの整備

- ・東北自動車道花巻パーキングエリアへのスマートインターチェンジ整備

政策 2-2 生活基盤の充実

(4) 花巻駅東西自由通路（駅橋上化）等の整備

・花巻駅東西自由通路（駅橋上化）及び西口広場の整備

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
市道の改良率 (%)	道路整備の状況を示す指標 です。増加を目指します。 改良延長/市道延長	56.2	56.8	56.9	57.0	57.1
市道の舗装率 (%)	道路整備の状況を示す指標 です。増加を目指します。 舗装延長/市道延長	52.5	53.0	53.2	53.4	53.6
歩道の整備延 長 (km)	道路整備の状況を示す指標 です。増加を目指します。 花巻市道路課調べ	180.9	188.0	189.6	191.2	192.8

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
生活道路維持 事業 (道路課)	○舗装修繕 ○除雪 ○融雪施設改修 ○道路付属物点検	1,536.8	1,532.1	1,695.6	1,235.0
生活道路整備 事業 (道路課)	○山の神諏訪線などの幹線道路整備 ○生活道路の改良舗装 ○舗装新設 ○側溝整備 ○防雪柵整備	1,854.6	1,520.2	1,141.5	1,193.9
花巻スマート インターチェ ンジ整備事業 (道路課)	○スマートインターチェンジの整備 ○埋蔵文化財調査の実施	252.8	25.9	32.0	63.8
橋梁維持事業 (道路課)	○橋梁点検 ○橋梁の修繕設計や工事	489.6	521.2	579.0	502.3
交通安全環境 整備事業 (道路課)	○上町成田線などの交通安全施設(歩道等) 整備	191.5	299.5	399.4	369.6
道の駅整備事 業 (道路課)	○建築、電気設備、機械工事などの新築工事 ○駐車場舗装などの土木工事 ○EV充電器の設置	232.6	—	—	—
都市再生推進 事業【一部再 掲】 (都市機能整備 室)	○花巻駅東西自由通路(駅橋上化)等の整備 の検討	—	26.0	—	—
道の駅「はな まき西南」駐 車場整備事業 (道路課)	○臨時駐車場の追加整備	—	32.3	—	—
JR花巻駅東 西自由通路等 整備事業 (都市機能整備 室)	○JR花巻駅東西自由通路整備基本設計負担 金 ○西口駅前広場整備に伴う用地測量	—	—	—	3.1

施策2 公共交通の確保

◇目指す姿

公共交通が利用しやすくなっています

◇現状

- ・幹線バス路線、観光バス路線の利用者数が減少し、路線ごとの赤字額が増加しており、民間バス事業者の負担も増加しています。
- ・市街地循環バスによるまちなかの移動の利便性について周知が不足しています。
- ・予約応答型乗合交通*は利用者が固定化されてきており、新規の利用者が増えていません。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通の利用者が大幅に減少し、公共交通事業者の経営環境が急激に悪化しています。
- ・いわて花巻空港の利用状況は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年3月に大きく落ち込んだ以降、回復まで至っていません。また、国際定期便は、令和2年2月より運休が続いていた台北線が運航再開の予定であることが公表されましたが、上海便については、引き続き運休しています。
- ・いわて花巻空港と新幹線新花巻駅やJR在来線各駅までの2次交通が不足しています。
- ・利用者の少ないローカル鉄道について、国の有識者会議では、国が主体的に関与し、鉄道事業者又は沿線自治体の要請を受けて、沿線自治体などにより構成される協議会を設置し、鉄道の存続策や運行見直しなどを協議することを提言しており、当市ではJR釜石線が該当しています。

◇課題

- ・幹線バス路線、観光バス路線の利用者を増やすためさらなる利用促進策を講じる必要があります。
- ・市街地循環バスの利便性について、市民に対し一層周知を図る必要があります。
- ・予約応答型乗合交通*の新規利用者が増えない理由を分析し利用促進策を講じるとともに、地元へのPRに取り組む必要があります。
- ・地域公共交通の維持確保のため、公共交通事業者(乗合バス、タクシー)を支援する必要があります。
- ・いわて花巻空港既存路線の利用者数回復、乗り継ぎの利便性を向上させるための新たな国内主要空港との路線誘致並びに海外定期便の運航再開へ向けた取り組みや、いわて花巻空港とJR新幹線・在来線との2次交通の充実について、岩手県と連携し取り組む必要があります。
- ・JR釜石線の存続のため利用促進策を講じるとともに、市民自らが地域の鉄道を守り育てていく意識(マイレール意識)を醸成する必要があります。

◇施策の方向

(1) 利便性の高い公共交通の確保

- ・幹線バス路線、観光バス路線の利用促進(周知広報)
- ・市街地循環バスの利用促進(周知広報)
- ・予約応答型乗合交通*の拡充及び利用促進
- ・公共交通事業者(乗合バス、タクシー)に対する事業継続のための支援

(2) 航空便の利用促進

- ・需要の回復へ向けた、いわて花巻空港利用促進のためのPR
- ・航空便の増便に向けた関係機関への要望活動
- ・岩手県が行う定期便及びチャーター便*等の誘致促進事業への協力

(3) 鉄道の維持・確保

- ・利用促進策の実施とマイレール意識の醸成
- ・鉄道の維持や利便性向上に向けた関係機関への沿線自治体との要望活動

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
公共バス(市運営、民間運営)の利便性に満足している市民の割合(%)	市民の身近な公共交通であるバス(市運営、民間運営)の利便性満足度を示す指標です。満足度の増加を目指します。 出典：花巻市(市民アンケート)	42.7	45.0	47.0	49.0	50.0
いわて花巻空港年間利用者数(万人)	いわて花巻空港の利用状況を示す指標です。岩手県で掲げる空港利用促進の目標値達成を目指します。 出典：岩手県(いわて花巻空港の利用実績)	48.2	52.5	52.7	53.4	53.4

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
空港利用促進事業 (観光課)	○空港利用促進関係団体への支援 ○要望活動・PR活動	2.3	2.3	2.7	2.7
公共交通確保対策事業 (都市政策課)	○路線バス・予約応答型乗合交通運行事業補助 ○予約応答型乗合交通*システムの運用管理 ○市街地循環バス(星めぐり号)の更新車両購入 ○交通結節点バス待合所の整備	153.7	183.1	163.9	172.5
公共バス支援事業 (東和地域振興課)	○株式会社東和町総合サービス公社経営改善のためのコンサルティング費用に対する支援	—	0.8	—	—

政策 2 - 2 生活基盤の充実

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
都市施設機能 改善事業 【一部〆叶・物価】 (都市政策課)	○新花巻駅駐車場の拡張整備 ○花巻駅駐車場のキャッシュレス決済機能導入	4.0	—	—	—
公共交通事業者 緊急対策事業 【〆叶・物価】 (都市政策課)	○新型コロナウイルス感染症の影響を受けている公共交通事業者(乗合バス・タクシー)に対する事業継続のための支援	59.0	5.0	6.7	—

施策3 住宅の安定確保

◇目指す姿

安心して生活できる住宅を確保しています

◇現状

- ・昭和 56 年以前に建築された木造住宅について、災害に備え、安心して生活できる住宅を確保するため、耐震診断を推奨してきましたが、耐震診断後、耐震補強工事の着手まで進まない状況が続いています。
- ・市営住宅の老朽化や入居者の減少により、市営住宅の余剰数が増えています。
- ・災害公営住宅*の入居者は、ひとり暮らしの高齢者が多くなっています。
- ・相続問題や高額な解体費によって放置されている空家等*や所有者の居住地が遠方であるなど、適正に管理されていない空家等*が増加傾向にあります。
- ・高齢化に伴い、買い物や通院などの不便な地域に住んでいる高齢者が増加しています。

◇課題

- ・木造住宅の耐震化を推進するため、耐震改修工事の必要性や補助事業について、継続して周知する必要があります。
- ・市営住宅の余剰数について、入居者に配慮しながら老朽化が進んでいる市営住宅の用途廃止が必要です。
- ・災害公営住宅*で配慮が必要なひとり暮らしの高齢者等に向け、個別訪問などにより居住状況の確認をする必要があります。
- ・高齢社会・人口減少対策に対応した居住環境の整備が求められています。
- ・空家等*を適正に管理できないことにより、近隣住民への迷惑、車両通行への影響、動物の侵入など、防犯上の問題が発生するおそれがあります。
- ・空家の有効な活用を進める必要があります。
- ・買い物や通院などが不便な地域に住んでいる高齢者等に対し、利便性の良いまちなかの住宅確保などの検討が必要です。

◇施策の方向

(1)市営（公営）住宅の整備・維持管理

- ・花巻市営住宅等長寿命化計画に基づく市営住宅の適正な必要戸数の維持管理

(2)まちなか居住の推進

- ・災害公営住宅*入居者等を対象とした交流会の開催と個別訪問の実施
- ・子育て世帯や高齢者向けの良好な市街地住宅への家賃支援
- ・花巻市空き家バンクによる都市等からの住民の移住及び空家活用の促進
- ・買い物や通院などが不便な地域の高齢者等を対象としたまちなか居住ニーズの調査及び検討

政策 2-2 生活基盤の充実

- ・良好な宅地開発の促進

(3) 安全な建築物の整備促進

- ・耐震基準*に満たない危険性のある木造住宅の解消

(4) 管理不十分な空家等*の対策

- ・空家等*の情報把握
- ・管理不十分な空家所有者等に対する注意喚起等
- ・空家等*対策の推進に関する特別措置法に基づく措置の適切な実施

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
市営住宅大規模改修計画に対する進捗率 (%)	市営住宅の長寿命化改修の進捗状況を示す指標です。増加を目指します。 実施戸数 / 計画戸数	73.0	84.1	87.3	90.5	93.7
住宅の耐震化率 (%)	市内全住宅に占める耐震住宅の割合を示す指標です。増加を目指します。 耐震化住宅数 / 市内全住宅数	72.7	77.8	78.7	79.4	80.2

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費 (百万円)			
		R2	R3	R4	R5
建築物耐震対策促進事業 (建築住宅課)	○ブロック塀等安全確保対策支援	4.0	2.0	2.0	2.0
木造住宅耐震化推進事業 (建築住宅課)	○木造住宅の耐震診断、耐震補強工事及び簡易耐震補強工事支援	1.5	1.6	1.9	1.6
都市再生推進事業 (都市再生室)	○花巻市立地適正化計画*の見直しの検討 ○花巻市都市再生協議会の運営	0.6	37.3	3.4	0.5
市営住宅環境改善事業 (建築住宅課)	○市営住宅の改修 ○旧教員住宅を改修し、定住促進住宅としての活用	152.8	119.7	103.1	269.4
住宅確保要配慮者*支援事業 (建築住宅課)	○住宅確保要配慮者*専用賃貸住宅改修支援 ○住宅確保要配慮者*への家賃低廉化支援 ○高齢者等のまちなか居住ニーズの調査及び検討	2.4	—	4.0	3.9
地域優良賃貸住宅*等支援事業 (建築住宅課)	○子育て世帯向け地域優良賃貸住宅*の家賃減額支援 ○高齢者向け優良賃貸住宅*の家賃減額支援	16.7	16.7	16.7	16.7
空家等*対策事業 (建築住宅課)	○空家等*対策協議会の開催 ○空家等*無料相談会の開催 ○老朽危険住宅の除去や空家等解体活用支援・代執行等	1.6	9.2	10.9	139.2
移住・定住促進等対策事業 【再掲】 (定住推進課)	○空き家バンクの運用 ○移住に関する支援情報の専用ホームページによる発信 ○首都圏でのPR活動や体験ツアーの実施	6.7	12.1	12.1	12.6
民間宅地開発支援事業 (都市政策課)	○対象区域において行われる優良な宅地開発に対する補助	—	7.0	11.0	11.0

施策4 景観形成の推進

◇目指す姿

地域の特色を活かした景観が形成されています

◇現状

・古くからの街並みの衰退や遊休地、農地山林の荒廃が進む可能性があります。

◇課題

・古くからの街並みや遊休地、農地山林の適切な維持・管理・保全など多様な取組が必要です。

◇施策の方向

(1) 景観形成の推進

- ・地域との協働*による良好な景観の保全
- ・市民との協働*による古くからの街並みの景観保全の検討

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
地域の景観に愛着を持っている市民の割合 (%)	地域の景観に愛着を持っている市民の割合を示す指標です。現在の高い満足度の維持を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	70.9	70.0	70.0	70.0	70.0

施策5 安全な水の安定的供給

◇目指す姿

安全でおいしい水をいつでも利用しています

◇現状

- ・給水管や浄水施設など水道施設(管理者:岩手中部水道企業団)の適切な管理を行うため、国の補助金を活用しながら耐用年数を経過した施設の更新や給水改善のための工事を行っています。
- ・上水道が整備されていない水道未普及地域では、井戸水や沢水を生活用水として利用しており、場所によっては気象等に伴い水質の悪化や濁水が生じています。
- ・各家庭の事情や生活条件などの要因により、浄水施設等の設置が進まない世帯があります。

◇課題

- ・老朽化した給水管などの施設は、計画的な更新が必要です。
- ・水道未普及地域における安全な水の安定的な確保が必要です。
- ・浄水施設等の導入推進のため、継続的な補助金制度のPRが必要です。

◇施策の方向

(1)安定した水の供給

- ・岩手中部水道企業団による水の安定供給
- ・岩手中部水道企業団による水道施設の適切な維持管理や計画的な施設更新

(2)水道未普及地域の支援

- ・水道給水区域外の浄水施設等設置による生活用水確保支援
- ・浄水施設導入に向けた補助金制度のPR

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
浄水施設等設置率 (%)	水道未普及地域における浄水施設等の設置状況を示す指標です。増加を目指します。 浄水施設設置基数/浄水施設設置検討世帯数(96世帯)	49.0	58.3	61.5	64.6	67.7

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
水道未普及地域対策事業 (生活環境課)	○水道未普及地域の世帯で、浄水施設等の設置を希望する世帯の水質検査を実施 ○水道未普及地域の世帯を対象に、浄水施設等の設置に対する補助 ○補助金制度の周知	6.2	5.4	8.9	2.7

施策6 汚水の適切な処理

◇目指す姿

下水利用環境が整っています

◇現状

- ・公共下水道の整備は令和 2 年度でおおむね完了し、汚水処理人口普及率は、平成 30 年度末で 90.2%となっています。
- ・汚水処理施設*を利用できる状態にある市民のうち、実際に接続して利用している市民の割合を示す水洗化率は、平成 30 年度末で 79.9%となっています。
- ・公共下水道の大迫・東和浄化センターや農業集落排水の処理場の老朽化が進んでいます。

◇課題

- ・公共下水道や農業集落排水の処理場の機械・電気設備の老朽化が進んでおり、計画的な改築更新による長寿命化対策が必要です。
- ・経済的な理由により水洗化が進んでいない世帯もあり、支援制度の周知が必要です。
- ・下水道整備区域外の浄化槽の整備が進んでおらず、補助制度の周知が必要です。

◇施策の方向

(1) 汚水処理施設*の整備と機能維持

- ・公共下水道について、大迫・東和浄化センターの機械、電気設備の改築更新の実施
- ・農業集落排水について、公共下水道に接続することの検討、それ以外について処理場の機械、電気設備の改築更新の実施
- ・浄化槽の維持管理

(2) 水洗化の推進

- ・公共下水道や農業集落排水の未接続者への支援制度の周知
- ・水洗化に係る補助金の支援
- ・浄化槽の設置に係る補助制度のPR

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
汚水処理人口普及率 (%)	汚水処理施設*の整備状況を示す指標です。増加を目指します。 整備区域内人口 / 市全人口	90.2	92.2	92.6	93.1	93.5
水洗化率 (%)	汚水処理施設*への接続状況を示す指標です。増加を目指します。 汚水処理施設*利用人口 / 市全人口	79.9	83.8	84.7	85.4	85.8

政策 2-2 生活基盤の充実

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
浄化槽事業(個人設置型) (下水道課)	○宅内の排水設備設置に対する補助 ○浄化槽の設置及び維持管理に対する補助 ○水洗便所改造資金融資に係る利子に対する補助	63.0	66.3	68.0	96.5
し尿処理事業 (生活環境課)	○し尿汲取りの実施 ○北上地区広域行政組合への分賦金	299.1	294.0	308.4	346.8
下水道管路整備事業 (下水道課)	○公共下水道の管路の整備(R2面整備終了)	831.1	—	—	—
汚水処理施設長寿命化事業 (下水道課)	○公共下水道大迫・東和浄化センターの機械、電気設備の改築更新 ○農業集落排水各処理場の機械、電気設備の改築更新	199.4	280.5	131.5	178.6

施策7 情報通信環境の充実

◇目指す姿

情報通信サービスを快適に利用しています

◇現状

- ・市内の光通信サービス可能世帯の割合は、平成 30 年度末現在で約 96%となっており、一部地域においてサービスが受けられない状況です。
- ・国は、平成 30 年度に今後の光ファイバの整備方針について、山間地等の条件不利地域の光ファイバ整備を進めるため、民間事業者が行う整備について補助対象とし、5G*を見据えた無線の活用を前提に、地域の活性化や課題解決に有効な、効率的かつ効果的な光ファイバ網の構築を推進すること等を示しています。
- ・地理的な制約等からテレビ地上波放送を受信できないため、地域住民がテレビ共同受信施設組合を組織し、組合ごとに受信施設を設置して放送を受信しています。

◇課題

- ・国の支援を得て事業者が行う光通信サービスが受けられない地域における光ファイバ整備に対する補助について検討していく必要があります。
- ・令和 2 年からサービスが開始される 5G*の高度な無線環境は、産業活性化や地域課題の解決に有効であると期待されており、市においても、その利活用について検討を進める必要があります。
- ・テレビ共同受信施設組合が行う共同受信施設の更新等に対する支援など、テレビ難視聴の解消に向けた取組の支援を検討する必要があります。

◇施策の方向

(1) 情報通信環境の整備促進

- ・情報通信環境整備に向けた情報の収集と事業者との調整
- ・テレビ共同受信施設の更新改修や光情報通信サービスの利用を想定したインターネット等を活用したテレビ難視聴の解消に向けた取組への支援の検討

(2) ICT*の利活用

- ・5G*などICT*の利活用に向けた検討

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
光通信エリア普及率 (%)	市内で高速光通信が利用できる世帯の状況を示す指標です。普及率 100%を目指します。 光通信利用可能エリア世帯数 / 市内世帯数	95.4	100.0	100.0	100.0	100.0

政策 2-2 生活基盤の充実

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
情報通信基盤 導入支援事業 (秘書政策課)	○インターネット接続環境の向上を図るため、光サービス未提供地域を対象に交付する補助金(R2終了)	0.2	—	—	—
地域情報化調 査検討事業 (秘書政策課)	○国の支援を得て事業者が行う光ファイバ整備に対する補助に向けた調査・検討 ○テレビ共同受信施設の老朽化対策に向けた調査・検討	—	—	—	—
光情報通信環 境整備事業 【J1・物価】 (秘書政策課)	○光通信サービスが受けられない地域の解消を図るため、国の補助事業を活用し、光ファイバを整備する民間電気通信事業者に対し、市が整備費等の費用を負担	349.6	—	—	—
テレビ共同受 信施設更新等 支援事業 (秘書政策課)	○テレビ共同受信施設組合が所有するテレビ共同受信施設の更新等に対する支援の検討	—	—	—	—

基本政策
2-3

防災危機管理体制の充実

～災害や様々な危険から守られ、暮らしています～

政策の方針

地震や風水害をはじめとした自然災害のほか、事故や火災など予期せぬ様々な危険から市民の生命や財産を守るためには、東日本大震災の経験を生かすなど、日頃からの備えが必要です。

そのために、地域と行政が連携した危機管理体制を強化するとともに、水害や土砂災害など自然災害防止のための対策を進めます。また、消防、救急救助体制の強化を図ります。

（市民や企業に期待される役割）

◇市民の役割（地域、市民団体等を含む）

- ・災害に備えての非常食や資機材等の備蓄
- ・災害発生時に備え、避難方法や連絡方法の確認
- ・地域での防災訓練や防災に関する研修会の実施など、自主防災組織*活動の活性化と市民の積極的な参加
- ・家庭や地域、職場等で身近にいる人同士が助け合う共助の意識の向上
- ・災害危険箇所等の地域内点検及び行政への的確な伝達
- ・防火意識の向上と消火器や住宅用火災警報器の設置と維持管理
- ・防火講話会及び応急手当講習会への参加
- ・消防団活動への理解と協力
- ・救急車の適正利用

◇企業の役割（事業所、個人生産者等を含む）

- ・災害に備えての非常食や資機材等の備蓄
- ・防災訓練や防災に関する研修会の実施など、企業における防災組織活動の企画・実施や従業員の積極的な参加
- ・災害時の地域への支援と協力
- ・所有する建築物等の耐震化
- ・消防団活動への理解と協力
- ・安全な職場環境の整備
- ・消防関係法令の遵守

成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R5
防災面で安全・安心 であると考えている 市民の割合 (%)	防災対策に対する市民満足度を示す 指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	49.3	64.0

関連計画

- 花巻市地域防災計画(平成 26 年度～)
- 花巻市水防計画(平成 26 年度～)
- 花巻市消防計画(平成 18 年度～)

施策1 危機管理体制の強化

◇目指す姿

様々な危機に迅速に対応しています

◇現状

- ・気候変動で災害が増えており、大雨・洪水・土砂災害等の際の国の避難情報に関する発令方法や住民の行動が見直されています。
- ・住民や自主防災組織*に対し、広報や防災講話等で情報伝達方法や避難場所、避難方法について周知しているほか、緊急時はコミュニティFM*・緊急速報メール・広報車等で情報伝達を行っています。
- ・国や県等関係機関とメール、FAX、ホットライン等を使用して連携し、災害時は本庁と各総合支所において、それぞれ本部を設置し、テレビ会議・無線・庁内LAN等を活用して情報共有と連携を図っています。
- ・防災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしへの関心や意識が、日常生活の中で高まることによって、自主防災活動が活性化するとともに、希薄になりつつある地域社会での連帯意識が醸成されていくことも期待されています。
- ・地域の安心・安全な暮らしを守るため、自主防災組織*の活性化が期待されますが、自主防災組織*の構成員の高齢化が急速に進み、訓練等の参加者の固定化や参加者数の減少が見られ、次世代を担うリーダー等の人材が不足しています。また、活動費・資機材が不足しています。
- ・市内にコミュニティFM*の難視聴地域が存在します。
- ・花巻市には東日本大震災による被災者が移住しており、生活に不安を感じています。
- ・花巻市避難行動要支援者*名簿に関する条例を制定し、名簿情報の提供を拒否する方以外の方々の情報を提供しています。
- ・災害時の指定緊急避難場所*及び指定避難所*において、新型コロナウイルス感染症等に対応した運営を行っています。

◇課題

- ・警戒レベルと住民がとるべき行動が十分に理解されておらず、周知が必要です。
- ・自主防災組織*や住民への情報伝達や避難場所、避難方法、連携体制について、避難行動要支援者*の避難方法が十分に確保されていないことや、指定緊急避難場所*への避難経路に危険箇所が含まれる地域があるなど見直しが必要です。
- ・災害時、国や県等防災関係機関との複数の連絡手段を用いた連携体制と、本庁・各総合支所間の正確で速やかな情報伝達と情報共有など、連携強化が必要です。
- ・自主防災組織*の次世代を担うリーダー等の人材育成が進んでいないこと、高齢化等から活動に参加するマンパワーが不足しているため、消防団などの様々な地域活動団体との連携を図りながら、地域のすべての力を集結した取組が必要です。また、自主防災組織*が行う訓練等が毎回同じような内容となっているため、練度に応じた訓練メニューへの取り組みと住民の参加者が増えるよう支援する必要があります。

政策 2-3 防災危機管理体制の充実

- ・コミュニティFM*による災害時の情報が伝わらない地域の解消について検討する必要があります。
- ・東日本大震災により市内へ移住した被災者への生活支援が必要です。
- ・避難行動要支援者名簿*の名簿情報の提供を拒否した以外の方で、必要とする支援内容等申出書を未提出の方について、避難を支援するために必要な情報を収集する必要があります。
- ・指定緊急避難場所*及び指定避難所*における新型コロナウイルス感染症等対策として、(1)マスクの着用、手指の消毒を徹底、(2)体調不良者と一般避難者の接触を避けるためのゾーニング、(3)感染予防のため避難者同士の間隔の確保、施設の消毒、換気等を実施する必要があります。

◇施策の方向

(1) 危機管理体制の確立

- ・住民への警戒レベルと取るべき行動の周知
- ・避難行動要支援者*名簿*の名簿情報の提供を拒否した方以外の方で、必要とする支援内容等申出書を未提出の方について、避難を支援するために必要な情報の収集・確認と避難行動要支援者*名簿への掲載
- ・防災訓練における地域と市、防災関係機関との連携強化
- ・避難に関する情報伝達体制、災害の種類に応じた指定緊急避難場所*、避難経路を含めた避難方法の見直し
- ・国、県等の防災関係機関とのメール、FAX、ホットラインによる情報伝達体制の活用
- ・本庁、支所間の連携体制の強化と訓練の充実
- ・災害が発生し指定緊急避難場所*または指定避難所*を開設する場合の万全な感染症対策の実施

(2) 自主防災組織*の活動促進

- ・自主防災組織*リーダー研修による組織の育成、活動支援
- ・防災講話や防災訓練等の実施
- ・個別避難支援計画の作成による避難行動要支援者*への自助・共助による支援体制の確立
- ・自主防災アドバイザー*派遣による組織活動の支援
- ・防災士*資格取得に係る補助による組織の強化及び地域のリーダー育成

(3) 市民への確実な情報伝達

- ・コミュニティFM*、緊急速報メール、テレビ等による情報伝達手段の充実
- ・コミュニティFM*難聴地域の解消の検討

(4) 震災被災者の生活支援

- ・被災者の生活や交流活動、住宅再建を支援

政策 2 - 3 防災危機管理体制の充実

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
自主防災組織*の結成割合(%)	災害時における地域の防災力を示す指標です。市内全域での結成に向け、増加を目指します。 組織内世帯数/市内世帯数	94.1	95.0	97.0	99.0	97.0
防災訓練を実施した自主防災組織*数(組織)	自主防災組織*の活動の度合いを示す指標です。防災活動を実施した組織数の増加を目指します。 花巻市防災危機管理課調べ	111	130	140	150	100

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
自主防災組織*支援事業 (防災危機管理課)	○自主防災組織*リーダー研修会開催 ○地域防災組織育成事業 ○防災士*資格取得支援事業 ○自主防災アドバイザー*の派遣	1.0	3.0	0.6	1.9
被災者支援事業 (防災危機管理課)	○被災者交流活動支援事業 ○被災者生活支援事業 ○被災者支援タクシー事業	2.0	2.0	4.8	4.4
生活再建住宅支援事業 (建築住宅課)	○災害復興住宅利子補給・被災住宅補修等支援補助 ○被災宅地復旧支援補助 ○被災者住宅再建支援補助	49.4	10.8	8.0	0.7

施策2 自然災害対策の強化

◇目指す姿

水害や土砂災害から守られています

◇現状

- ・市内の河川には無堤区間や河道断面不足の箇所が多くあります。
- ・市内には、谷や沢を大規模に埋めた宅地や、傾斜地に盛土した大規模な宅地（大規模盛土造成地）が19箇所存在します。
- ・葛丸川、瀬川、豊沢川ほか県管理河川について、令和7年度末までに洪水浸水想定区域*指定される見込みです。
- ・新たに土砂災害が発生する可能性のある個所を県が公表しています。
- ・新たな防災重点ため池*が県に指定されています。
- ・指定緊急避難場所までの距離が遠く、土砂災害が発生した場所に孤立する可能性のある地区が存在します。
- ・災害時に地域に十分な物資を速やかに供給するため、市内の小売・流通・運送業者と結ぶ災害時応援協定締結先を増やしています。
- ・災害時に必要な水やアルファ米等の食料と、毛布やダンボールベッド等の生活に必要な物品は、備蓄計画に基づき指定緊急避難所等に一定数備蓄しています。現物備蓄の不足分は流通備蓄*により確保しています。
- ・東日本大震災の経験を踏まえ、大規模災害に備えるため、各家庭での水や食料の備蓄を呼び掛けています。
- ・指定緊急避難場所*等における新型コロナウイルス感染症等対策を実施するために必要な資機材を備蓄しています。

◇課題

- ・降雨期の増水による河川決壊や浸水を防ぐため、河川改修が必要です。
- ・河川からの溢水による道路や農地の冠水を防ぐため、河道断面不足の解消が必要です。
- ・大規模盛土造成地において、安全性を確認し、必要に応じて対策工事を実施する必要があります。
- ・新たに浸水想定区域*が指定された場合、現在のハザードマップ*の改訂が必要です。
- ・新たに土砂災害が発生する可能性がある個所に該当する地域のハザードマップ*の改訂が必要です。
- ・新たに指定された防災重点ため池*の地域のハザードマップ*の作成が必要です。
- ・稗貫川の洪水浸水想定区域の指定に伴い、八重畑・新堀地区の指定緊急避難場所を変更し、必要な物品等を準備する必要があります。
- ・土砂災害が発生する可能性がある個所に位置する好地・小山田地区の指定緊急避難場所を変更し、必要な物品等を準備する必要があります。
- ・指定緊急避難場所までの距離が遠く、土砂災害により孤立する可能性がある地区で

政策 2-3 防災危機管理体制の充実

は、指定緊急避難場所以外の避難先となりうる施設の改修や整備が必要です。

- ・災害時に地域に十分な物資を速やかに供給するため、市内の災害時応援協定締結先の企業や団体と、窓口担当者の人事異動の有無を確認することや供給可能な品目に変更がないかなど、調達体制について毎年定期的な連絡をとる必要があります。
- ・災害時に必要な備蓄食料や備蓄物資の計画的な更新・購入と、新たに必要とする品目の有無についての確認が必要です。
- ・個人の備えとして、食料や飲料水などを備蓄している世帯の割合を増やす必要があります。
- ・指定緊急避難場所*等における新型コロナウイルス感染症等対策のために必要な衛生設備、感染対策物品等の資機材を備蓄・配備する必要があります。

◇施策の方向

(1) 災害危険箇所の解消

- ・市が管理する水路の氾濫常襲地の計画的改修
- ・市管理河川の改修や河川内の樹木伐採、河道掘削
- ・国管理河川の堤防整備や国・県管理河川の改修及び河川内の樹木伐採、河道掘削の要望
- ・大規模盛土造成地の変動予測調査及び滑動崩落防止対策の実施

(2) 災害危険箇所・避難場所の周知

- ・新たに公表された土砂災害が発生する可能性のある箇所等の災害危険箇所を周知するため、ハザードマップ*を改訂
- ・農業用ため池の氾濫解析結果を掲載した防災重点ため池*用ハザードマップ*の作成・周知
- ・防災訓練や防災講話でのハザードマップ*等を活用した危険箇所、避難場所の周知及び避難経路の確認
- ・防災講話や広報、FM等を通じ、家庭での備蓄の必要性を周知

(3) 防災施設整備の充実

- ・指定緊急避難場所や指定緊急避難場所以外の避難先となりうる施設の整備改修を進めるため、優先度の高いところから、地域の方々との協議・検討を実施
- ・市内の小売・流通・運送業者との災害時応援協定の締結等により構築された災害用物資の供給及び受援体制を活用するため、定期的な連絡体制の確認と情報伝達訓練の実施
- ・備蓄計画の見直し及び計画的備蓄
- ・指定緊急避難場所*等における感染症等対策のために必要な資機材の備蓄・配備
- ・効果的な情報発信のための防災行政無線設備と災害FM機器の更新・整備

政策 2 - 3 防災危機管理体制の充実

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
水や食料、備品等を備蓄している市民の割合 (%)	災害に対する市民の備えを示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	38.2	43.0	46.0	49.0	45.0
自然災害時における避難場所を把握している市民の割合 (%)	災害に対する市民の備えを示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	89.5	92.0	93.0	94.0	90.0

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
災害用物資備蓄事業 【一部財・物価】 (防災危機管理課)	○避難所等で使用する災害用物資の備蓄・配備	66.6	6.8	2.7	6.5
避難対策事業 (防災危機管理課)	○避難行動要支援者*名簿*の整備 ○ハザードマップ*の作成・配布 ○指定緊急避難場所*看板設置業務 ○避難所環境整備 ○災害FM機器等更新 ○FMアンテナ設置補助金 ○災害時の対応 ○災害情報管理システムの更新	37.1	31.4	30.2	92.2
河川排水路改修事業 (道路課)	○二枚橋排水路などの河川改修工事 ○護岸工事 ○排水路工事 ○河川排水路内の浚渫や樹木伐採	330.7	328.6	328.3	389.0
宅地耐震化推進事業 (都市政策課)	○大規模盛土造成地における地盤調査や安定解析などの変動予測調査	9.0	24.0	—	—
自然災害防止対策事業 (道路課)	○岩手県単独急傾斜地崩壊対策事業への負担金	—	3.0	5.5	—

施策3 消防力の強化

◇目指す姿

火災から守られています

◇現状

- ・消防車両や消防施設等の老朽化に伴う故障などにより、維持費が増加しています。
- ・地震や風水害等によって、受電設備等が被災し停電が発生した場合においても、消防活動拠点として機能の確保ができるよう、消防署・所等に非常用電源設備の設置していますが、設置から20年が経過し更新の時期を迎えています。
- ・消火栓や防火水槽などの消防水利が不足している地域や老朽化が進んでいる設備があり、水利の新設、更新及び修繕を進めています。
- ・各種災害が複雑多様化しており、職員の対応力向上が求められています。
- ・土日を含めた訓練や活動の多さから、消防団への新規入団者が減少しており、組織体制の維持が困難な地区があることから、消防団組織等の再編を進めています。
- ・被雇用者の増加により、平日日中における災害時の消防団員の参集率が低下しています。
- ・火災件数の約40%が「たき火」や「枯草焼き」などを原因とする野火火災となっています。
- ・設置から10年が経過した住宅用火災警報器の取り換えが必要となっています。

◇課題

- ・消防車両や消防施設等は、計画的な修繕によりコストの削減を図りつつ、複雑多様化する各種災害に対応するため、定期的に更新する必要があります。
- ・災害時に消防活動拠点として72時間以上の機能の確保ができるよう、非常用電源設備を更新する必要があります。
- ・通信指令施設は、令和8年度からの消防指令業務の共同化に向けて整備を進める必要があります。
- ・消防水利不足地域の解消と老朽化している水利の維持管理を計画的に行う必要があります。
- ・複雑多様化する各種災害に対応するため、各種研修により消防職員の対応力向上を図っていく必要があります。
- ・消防団員の職業や勤務実態等を考慮した各種訓練や活動のあり方、また、参加回数などを含めた検討と地域の理解を得ながら消防団組織等の充実強化を図る再編が必要です。
- ・消防団員の初動体制の強化と活動に対する事業所の理解、協力が必要です。
- ・火災の多くは不注意や誤った火の取扱いから発生しているため、正しい火の取扱いや消火方法などの火災予防指導を強化し、市民各々の防火意識の向上を図ることが必要です。

政策 2-3 防災危機管理体制の充実

- ・住宅用火災警報器の効果を維持するため、点検と取り換えについて周知が必要です。

◇施策の方向

(1) 消防力の維持

- ・消防車両、消防施設の保守管理、更新
- ・消防施設の非常電源の更新の検討
- ・消防指令業務の共同運用化への準備、検討
- ・消防水利の新設、更新、修繕

(2) 地域防災力の充実強化

- ・消防団員への教育、研修
- ・消防演習の実施
- ・活動装備品等の更新
- ・消防団組織等の再編、消防団活動の負担軽減、活動しやすい環境の整備
- ・消防団と事業所との連携体制強化

(3) 防火意識の啓発と安全管理の強化

- ・防火対象物等への査察、立入検査、違反是正、防火管理指導の実施
- ・市民を対象とした防火意識の普及啓発
- ・住宅用火災警報器設置と維持管理の推進

(4) 職員の教育・研修

- ・消防学校等への入学、各種研修会への派遣

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
人口1万人当たりの出火件数(出火率)(%)	火災による被害件数(割合)を目指す指標です。岩手県の水準への低減を目指し、その水準を維持します。 火災件数/人口×10,000	4.3	3.7	3.7	3.7	3.7
消防団員数の充足率(%)	地域における消防力を示す指標です。増加を目指します。 消防団員数/条例で定める定数	86.8	93.5	94.0	94.5	95.0

政策 2-3 防災危機管理体制の充実

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
火災予防充実 強化事業 (消防本部予防 課)	○防火対象物等への査察、防火管理指導の実 施 ○防火管理者新規講習、再講習 ○市民を対象とした防火意識の普及啓発の推 進 ○消防フェスティバル等火災予防啓発イベン トの実施 ○幼年少年消防クラブ防火活動の推進 ○職員の教育研修(県消防学校への入校)	1.5	1.4	1.9	1.9
消防拠点施設 等整備事業 【一部財・物価】 (消防本部警防 課)	○消防署所の管理 ○消防車両等の管理 ○消防指令体制の管理	289.8	95.6	42.5	129.4
消防団員育成 強化事業 【一部財・物価】 (消防本部総務 課)	○消防団への教育、研修 ○消防演習の実施 ○活動装備品等の更新 ○消防団と事業所の連携体制強化	6.2	7.9	16.1	13.5
消防団施設等 整備事業 (消防本部総務 課)	○ドライブレコーダーの整備 ○消防団施設の整備 ○公共下水道への接続 ○消防団車両等の整備	1.8	57.5	35.7	77.6
消防水利維持 管理整備事業 (消防本部警防 課)	○消火栓の維持管理 ○既存防火水槽の調査	24.1	56.8	54.9	49.6
消防指令業務 共同運用事業 (消防本部警防 課)	○消防指令業務の共同運用に係る通信指令施 設の設計業務及び庁舎の改修設計業務 ○いわて消防指令業務共同運用推進室の運営 に対する支援	—	—	15.9	49.0

施策4 救急救助体制の強化

◇目指す姿

迅速な救命・救助が行われています

◇現状

- ・地域医療の偏在化、医師不足による搬送先の広域化が見込まれます。
- ・少子高齢化による人口構造の変化、在宅介護やひとり暮らしの高齢者世帯割合の増加などにより、今後さらに救急需要の増加が見込まれます。
- ・緊急度及び重症度の低い救急事案が増加傾向にあります。
- ・各種災害等に対して、迅速な対応が求められています。

◇課題

- ・救急隊の拡充や中部医療圏以外への搬送体制が必要です。
- ・救急車が到着するまでの間に、家族等による応急手当が重要となることを市民に理解してもらおうとともに、高度な処置を行える救急救命士の養成及び育成を行い、病院に到着するまでの救護体制の確保を図ることが必要です。
- ・救急車の適正利用に向けた広報等を行い、市民へ救急体制に対する理解を促していく必要があります。
- ・多種多様な災害に対応するため、より高度な救助技術を身につける必要があります。

◇施策の方向

(1) 救急体制の整備及び市民への広報

- ・救急隊の拡充
- ・中部医療圏以外への搬送体制の確立
- ・分娩時の妊婦の搬送体制の確立
- ・救急救命士の養成及び育成
- ・救急救命士の乗車体制の充実
- ・救急資器材の充実強化
- ・各種講習会やコミュニティFM*等を活用した救急車適正利用の普及啓発

(2) 応急手当の普及

- ・市民及び事業所等を対象とした応急手当講習の実施
- ・応急手当普及員による応急手当講習会の開催
- ・応急手当講習用資器材の充実

(3) 各種災害等を見据えた災害対応力の強化

- ・高度な知識と技術を有する消防隊員の養成及び育成
- ・大規模災害やテロ災害等における体制の強化
- ・災害に対応する資器材の充実強化

政策 2 - 3 防災危機管理体制の充実

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
応急手当講習受講者数(暦年) (人)	市民への応急手当の普及状況を示す指標です。高い水準を維持します。 花巻市消防本部警防課調べ	5,501	5,200	5,200	5,200	5,200
救急車が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合(暦年) (%)	実際の救急現場で心肺蘇生を実施した市民の割合を示す指標です。増加を目指します。 家族等により応急手当が実施された傷病者数/救急搬送された心肺停止傷病者数	48.6	50.0	50.0	50.0	50.0

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
消防・救急救助充実強化事業 【一部財・物価】 (消防本部警防課)	○救急体制の整備及び市民への広報 ○各種災害を見据えた災害対応力の強化	62.2	32.3	29.8	34.5
応急手当普及事業 (消防本部警防課)	○市民及び事業所等を対象とした応急手当講習の実施 ○応急手当普及員による応急手当講習会の開催 ○応急手当講習用資器材の充実	0.8	0.8	1.2	0.8

基本政策
2-4

日常生活の安全確保

～安全・安心な日常生活を送っています～

政策の方針

市民が日常生活を安全に安心して送るためには、悩みや問題の解決に向けた支援や地域と連携した安全確保の取り組みが必要です。

そのために、市民の生活相談に的確に対応できる体制を充実させるとともに、地域と連携した防犯活動や交通安全活動を推進します。

（市民や企業に期待される役割）

◇市民の役割（地域、市民団体等を含む）

- ・消費トラブルを未然に防ぐための知識の習得
- ・日頃からの防犯意識の保持と地域の防犯活動への参加
- ・地域活動を通じた地域とのコミュニケーションの形成
- ・法令の遵守と交通マナーの向上

◇企業の役割（事業所、個人生産者等を含む）

- ・事業所等の防犯機能の強化
- ・振り込め詐欺などの被害を未然に防ぐための顧客への啓発や従業員への教育
- ・従業員に対する交通安全教育と自社車両の適切な整備

成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R5
消費者トラブル相談 件数 (件)	消費者トラブル被害の状況を示す指標 です。減少を目指します。 花巻市市民生活総合相談センター調べ	775	750
侵入窃盗件数(暦 年) (件)	侵入窃盗被害の状況を示す指標です。低 い水準である現状の維持を目指します。 出典：岩手県警察本部(統計資料)	24	35
交通事故負傷者数 (暦年) (人)	交通事故(人身事故)被害の状況を示す 指標です。負傷者の減少を目指します。 出典：岩手県警察本部(統計資料)	209	177

関連計画

○第11次花巻市交通安全計画(令和3～7年度)

施策1 生活相談の充実

◇目指す姿

日常生活の悩みや問題を解決できる相談体制が充実しています

◇現状

- ・高齢者等が特殊詐欺*などのトラブルに巻き込まれるケースが依然としてあります。
- ・インターネット等による通信販売、電話勧誘・訪問販売による悪質商法などの消費者契約に関するトラブルが複雑化しています。
- ・消費生活に関する啓発広報を行っているものの、全ての住民に伝わらない状況にあり、特に高齢者への周知が行き届いていません。

◇課題

- ・啓発情報の効率的な発信と、高齢者への情報提供の方法など検討する必要があります。
- ・複雑な相談に対応するため、消費生活相談員等のスキルを向上させる必要があります。

◇施策の方向

(1) 日常生活でのトラブル防止に向けた意識啓発

- ・市ホームページやSNS*、コミュニティFM*、有線放送などによる啓発活動
- ・高齢者が集まる機会を捉えた出前講座などの開催
- ・関係機関等との連携による消費者トラブル等の最新情報の提供や注意喚起

(2) 生活相談の充実

- ・消費生活相談員等のスキル向上のため、国民生活センター等が主催する研修会などへの派遣実施
- ・法的解決等が必要な相談に対応する専門家相談の実施

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
消費者トラブルに遭わないように注意している市民の割合 (%)	消費生活情報に関心を寄せてトラブルに遭わないよう注意している市民の割合を示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	58.2	58.5	59.0	59.5	60.0

政策 2-4 日常生活の安全確保

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
消費生活相談 体制整備事業 (市民生活総合 相談センター)	○消費生活相談 ○日常生活でのトラブル防止に向けた意識啓 発 ○消費者行政団体と連携	10.4	10.6	10.9	11.1
専門家相談会 開設事業 (市民生活総合 相談センター)	○専門家相談会の開設 ○消費者救済資金貸付金預託金 ○人権擁護団体及び犯罪被害者支援団体への 支援	27.5	27.5	27.5	27.5
人権啓発活動 事業 (市民生活総合 相談センター)	○人権に係るイベントの開催(岩手県よりの 人権啓発活動地方委託事業) ※本事業は、法務省から委託を受けた岩手 県より再委託事業として本市と北上市が 隔年で実施(隔年開催)	—	—	0.7	—

施策2 防犯活動の推進

◇目指す姿

犯罪に遭う人が少なくなっています

◇現状

- ・無施錠による住宅侵入窃盗や、自転車盗難などの被害が依然としてあります。
- ・市や防犯協会から啓発情報を発信しているものの、全ての住民に伝わらない状況にあり、特に高齢者への周知が行き届いていません。

◇課題

- ・住宅や自転車などに普段から鍵かけをするといった防犯意識の啓発を継続して行う必要があります。
- ・啓発情報の発信と、高齢者への効率的な情報提供の方法を検討する必要があります。

◇施策の方向

(1) 防犯意識の啓発及び生活安全対策の推進

- ・鍵かけ運動、自転車盗難防止の啓発活動の実施
- ・防犯協会や関係機関と連携した防犯教室、出前講座の開催
- ・市ホームページやSNS*、コミュニティFM*、有線放送などによる防犯に関する情報提供や注意喚起
- ・関係機関等と連携した最新の防犯等の情報提供や注意喚起

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
外出時に施錠している市民の割合 (%)	侵入窃盗等の犯罪に遭わないよう注意している市民の割合を示す指標です。現状の高い水準を維持します。 出典：花巻市（市民アンケート）	82.5	86.0	86.0	86.0	86.0

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
防犯推進事業 (市民生活総合相談センター)	○花巻市防犯協会の活動支援 ○空港周辺地下道防犯対策	5.5	5.9	6.5	6.0

施策3 交通安全の推進

◇目指す姿

交通事故が少なくなっています

◇現状

- ・交通事故(人身)件数全体の50%前後は高齢者が関係しており、高齢者の事故が多いと言えます。
- ・高齢者等の道路横断中の交通事故がなくなる状況にあります。
- ・次世代を担う子どもを交通事故から守ることが求められています。
- ・働き方の多様化などにより交通指導員を新たに務める人が少なくなっています。

◇課題

- ・交通事故をなくすため、高齢者の交通安全対策を講じることが求められています。
- ・子どもを交通事故から守るため、交通ルールを理解と交通マナーの習慣付けを図る必要があります。
- ・運転者の交通安全意識と道路横断者の交通マナーの向上を図る必要があります。
- ・交通指導員の負担を軽減し、新たな担い手の確保が必要です。

◇施策の方向

(1)交通安全意識の啓発

- ・交通指導員等による街頭啓発活動、子ども、高齢者等を対象とした交通安全教室の開催
- ・高齢者世帯への訪問活動などによる交通安全啓発活動の実施
- ・高齢者の運転免許返納者への支援
- ・交通安全対策協議会や関係機関等と連携した交通安全運動の実施
- ・交通安全コンクール「チャレンジ100」の参加促進
- ・交通安全推進モデル地区指定による交通安全の推進
- ・交通指導員養成講座の実施

政策 2-4 日常生活の安全確保

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
交通安全コンクール「チャレンジ100」参加者数 (人)	交通安全推進活動への市民参加状況を示す指標です。現状の水準を維持します。 出典：花巻市交通安全対策協議会（統計数値）	2,712	2,650	2,650	2,650	2,650
交通事故（人身）件数（暦年） (件)	交通事故の発生状況を示す指標です。減少を目指します。 出典：花巻警察署（統計数値）	176	168	165	162	160
高齢ドライバー事故（人身）率（暦年） (%)	高齢者が当事者となった交通事故の発生状況を示す指標です。減少を目指します。 出典：岩手県警察本部（統計資料）	30.1	29.0	28.0	27.0	25.0

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費（百万円）			
		R2	R3	R4	R5
交通安全推進事業 (市民生活総合相談センター)	○交通指導員による街頭指導、交通安全教室の開催 ○交通安全関係団体の活動支援	29.1	25.8	24.6	25.6
高齢者運転免許返納支援事業 (市民生活総合相談センター)	○高齢者運転免許返納支援	3.9	3.9	3.6	3.1

基本政策
2-5

福祉の充実

～慣れ親しんだ地域で、共に支え合い、安心していきいきと暮らしています～

政策の方針

少子高齢化が進行する中、誰もが慣れ親しんだ地域で安心していきいきと生活を送るために、地域の住民が共に助け合う体制を確立するとともに、高齢者の生きがいづくりや障がい者の自立への支援を進めます。また、福祉サービスを必要としている人が適切にサービスを受けられるよう相談・支援体制や施設の充実を図ります。

（市民や企業に期待される役割）

◇市民の役割（地域、市民団体等を含む）

- ・地域内における課題の発掘や課題解決に向けた取組
- ・地域支え合い体制*づくりへの参画*
- ・ボランティア活動、地域内グループ活動、研修会等への積極的な参加による生きがいづくり
- ・高齢者や障がい者など誰もが参加しやすい地域行事の企画、開催
- ・障がいに対しての理解促進

◇企業の役割（事業所、個人生産者等を含む）

- ・地域内における課題解決に向けての助言と援助
- ・地域支え合い体制*づくりへの参画*
- ・ユニバーサルデザイン*の推進
- ・高齢者、障がい者雇用の促進
- ・各種事業や研修会等への積極的な参加
- ・良質な福祉サービスの提供

成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R5
住民同士で助け合える風土があると感じる市民の割合（％）	各地域の実情に合わせた自主的な助け合い体制の構築がなされ、住民同士が共に支え暮らす風土となっているかを示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	55.2	80.0

関連計画

- 花巻市保健福祉総合計画（令和4～13年度）
- 花巻市高齢者いきいきプラン（令和3～5年度）
- 花巻市障がい福祉計画・花巻市障がい児福祉計画（令和3～5年度）

施策1 地域福祉の推進

◇目指す姿

地域の住民が共に助け合って生活しています

◇現状

- ・核家族化や単身世帯の増加、高齢化の進行等により、子育てや高齢者の介護など、今まで行われてきた家族による支え合いが難しくなっており、自助の力が弱まっています。また、公助による支援についても、昨今の財政状況や人材不足等により、増加する福祉ニーズに適切に対応していくことには限界があります。
- ・住民の生活課題等が多様化・深刻化するなか、民生委員・児童委員の役割は一層重要になってきている半面、業務過多等による、成り手不足が懸念されています。
- ・身近に相談する人や機関を知らないという市民の割合が約 3 割(市民アンケート)となっており、特に若い世代などにその傾向が強まっています。
- ・本市で生活保護を受けている世帯は平成 25 年をピークに減少傾向にあり、令和3年度末では 623 世帯(年度平均)となっていますが、依然として高齢者世帯、障がい・傷病世帯の割合が高い状況にあります。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大や原油価格・物価高騰等の影響により経済的に困窮している世帯が増加しています。

◇課題

- ・自助、公助による支え合いでは、地域福祉を支えることが充分ではないことから、住民によるボランティアや地域団体等の担い手による福祉ニーズ解決のための共助の仕組みづくりを進めていくことが必要です。
- ・民生委員・児童委員の活動の重要性の周知や一層の負担軽減の対策が求められています。
- ・生活上の困りごとが起こった時に、相談できる場所があるにも関わらず、その存在が多くの市民に知られていないことから、さらなる周知が必要です。
- ・生活保護を受けている世帯の中で割合の高い高齢者世帯、障がい・傷病世帯に対しては、身体状況に応じた介護サービスや障害福祉サービスの受給、適正受診の推奨に向けた生活支援が必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大や原油価格・物価高騰等の影響により経済的に困窮している世帯への持続的な支援が必要です。

◇施策の方向

(1) 支え合い・見守りの体制づくりの推進

- ・共助に向けた仕組みづくりの検討
- ・民生委員・児童委員の負担軽減と活動の充実
- ・災害時等における要支援者の地域での見守り
- ・ボランティア活動の支援

政策 2-5 福祉の充実

- ・地域での交流、ふれあい活動の支援
- ・民間事業者と連携、協力した見守りネットワークの充実
- ・感染症等の拡大による経済活動の停滞等により経済的に困窮している世帯等への持続的な支援
- ・原油価格・物価高騰等により経済的に困窮している世帯等への持続的な支援

(2) 福祉関係団体との連携による相談支援体制の充実

- ・地域福祉訪問相談員による訪問相談活動の充実
- ・市社会福祉協議会やNPO法人等との連携による相談窓口の充実
- ・広報、市ホームページ等を活用した相談窓口の継続的な周知

(3) 要支援者*への支援

- ・福祉制度情報の積極的な提供
- ・医療費など経済的負担の軽減
- ・法人後見や市長申立をはじめとする権利擁護制度*の推進

(4) 生活保護の適正な実施

- ・扶助費の適正な給付
- ・生活保護受給者への身体的状況等に応じた福祉介護サービス、医療サービスの提供による生活支援
- ・関係機関との連携による生活困窮者への制度周知と自立支援

(5) ユニバーサルデザイン*の推進

- ・高齢者や障がい者など全ての人が使いやすいトイレの洋式化などの施設整備の推進
- ・ユニバーサルデザイン*意識の普及啓発

◇ 成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
身近に相談できる人や機関がある市民の割合 (%)	市民がいつでも身近に相談できる体制が構築され、安心して暮らすことができる環境になっているかを示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	67.2	67.8	68.1	68.4	68.7
悩みや問題を抱えたときに相談できるところ（場所や人）を知っている市民の割合 (%)	市民がいつでも身近に相談できる体制があることを知り、安心して暮らすことができる環境になっているかを示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	72.8	74.0	74.5	75.0	75.5

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
福祉相談体制 充実事業 (地域福祉課)	○民生委員・児童委員による支援を必要とする市民への訪問や相談の実施 ○地域福祉訪問相談員が民生委員・児童委員と連携し、ひとり暮らし高齢者等への訪問相談を実施	44.0	46.2	48.8	48.8
地域福祉推進 事業 (地域福祉課)	○地域福祉専門員による広報等を活用した地域福祉の推進の実施 ○福祉推進関係団体への補助金交付による活動支援	87.6	90.9	90.9	88.3
婦人相談事業 (地域福祉課)	○婦人相談員を配置し、女性からの相談受付と助言指導を実施 ○婦人相談の業務委託(平日、休日)、女性弁護士相談の実施	7.6	7.8	8.2	8.2
寡婦等医療費 助成事業 (国保医療課)	○子育て後のひとり親家庭の保護者への医療費助成を実施	12.8	12.8	14.8	16.1
生活困窮者支 援事業 【一部叶・物価】 (地域福祉課)	○生活困窮者に対し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を実施 ○生活保護制度の適正な運用と各種支援員による生活保護世帯の自立に向けた支援を実施	41.8	37.6	40.4	45.8
生活保護事業 (地域福祉課)	○生活保護世帯への扶助費の支給と自立した生活に向けた支援を実施	1,140.0	1,150.0	1,130.0	1,150.0
特別定額給付 金給付事業 【叶・物価】 (地域福祉課)	○新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により影響を受けた市民に対し、特別定額給付金を支給	9,520.2	—	—	—
社会福祉施設 等感染症対策 支援事業 【叶・物価】 (長寿福祉課)	○社会福祉施設等が行う感染症対策に必要な経費に対する支援	29.0	—	—	—
はなまき暮らし の継続応援 事業 【叶・物価】 (地域福祉課)	○新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う収入減少により、社会福祉協議会が実施する「緊急小口資金」または「総合支援資金(生活支援費)」の特例貸付利用者に対する支援	14.3	28.1	4.2	—
原油価格高騰 対策緊急支援 事業 【叶・物価】 (地域福祉課)	○新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い収入が減少した世帯及び原油価格高騰の影響による低所得世帯の経済的負担の軽減を図るため灯油等購入経費に対する助成 ○原油価格高騰やエネルギー価格の高騰の影響により負担が増大している低所得者の冬季間の経済的負担の軽減を図るため、支援金を給付	—	55.6	78.5	—
学生生活緊急 支援事業 【叶・物価】 (地域福祉課)	○市内に住所を有している学生等に対して支援金を交付	—	78.3	—	—
住民税非課税 世帯等臨時特 別給付金給付 事業 【叶・物価】 (地域福祉課)	○世帯全員の令和3年度分の住民税が非課税である世帯及び家計急変世帯に対して給付金を交付	—	1018.6	—	—
新型コロナウ イルス感染症 生活困窮者自 立支援事業 【叶・物価】 (地域福祉課)	○新型コロナウイルス感染症感染拡大の長期化に伴い、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(生活支援費)」の特例貸付の利用が終了し、更なる貸付を利用できない生活困窮世帯に対し、生活の継続と早期自立を支援	—	10.9	5.0	—

政策 2 - 5 福祉の充実

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
成年後見制度 利用促進事業 (長寿福祉課課)	○成年後見制度利用相談窓口の設置や相談支援、市長申し立て制度利用への支援	—	—	8.3	8.5
価格高騰緊急 支援事業 【J叶・物価】 (地域福祉課)	○物価高騰の影響により負担が増大している非課税世帯及び家計急変世帯に対して給付金を交付	—	—	509.7	—
低所得者等物 価高騰対策緊 急支援事業 【J叶・物価】 (地域福祉課)	○物価高騰の影響を受けている市民の負担軽減を図るため緊急支援金を交付	—	—	23.6	—
社会福祉施設 等物価高騰対 策事業 【J叶・物価】 (長寿福祉課)	○物価高騰により施設運営に影響を受けるも、利用者への価格転嫁は難しい社会福祉施設等に支援金を交付	—	—	44.0	—

施策2 高齢者福祉の充実

◇目指す姿

高齢者が元気で生きがいを持ち、安心した生活を送っています

◇現状

- ・高齢者の多くが趣味や生きがいをもって生活していますが、高齢者が持つ能力や技術が、住民同士の助け合いなどの地域活動に十分にかかれていない状況です。
- ・ライフスタイルや価値観の変化などにより、老人クラブへの加入者が減少しています。
- ・介護や福祉サービスの利用に関する相談や高齢者虐待が疑われる事例など、高齢者に関する相談件数が増加しています。
- ・要介護等認定者や認知症高齢者の増加により、介護サービスに係る経費が増加しています。
- ・少子高齢化により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えており、家族や親族等による支援が難しくなっています。
- ・地域の助け合いである「地域における生活支援」について、住民ボランティア団体の立ち上げの支援などにより、取組団体数と利用者数いずれも増加しましたが、取組への理解や活動のリーダー、住民ボランティアの担い手不足等から、市全域での取組に至っていません。
- ・特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームへの入所(居)待機が生じています。

◇課題

- ・高齢者が地域福祉活動へ参画*することにより、生きがいを得られる場づくりや取組への支援が必要です。
- ・老人クラブに関するアンケート調査から把握された意識や要望などを踏まえ、活動継続のために必要な取組を老人クラブ会員とともに検討し、支援していくことが重要です。
- ・介護サービスを適切に提供するためや、高齢者虐待に関する相談などに対応するために、専門の在宅医療・介護関係者などとの連携の強化が必要です。
- ・介護サービス費などの抑制を図るために、介護予防の充実や認知症の早期発見、早期治療につなぐためのさらなる体制づくりが必要です。
- ・家族等による支援をなるべく長く必要としないために、高齢者自身が主体的に介護予防等に取り組む「通いの場」の活動促進や、健康増進や介護予防の情報提供の機会として湯のまちホット交流事業を活用することが必要です。
- ・「地域における生活支援」の更なる取組拡大に向け、取組の利点やポイントを普及啓発するとともに、住民ボランティアの担い手やボランティア組織のリーダーとなる人材の育成支援が必要です。
- ・質の高い介護サービスを安定して提供するためには、介護人材確保などの取組が必要です。

◇施策の方向

(1) 高齢者の社会参加の推進

- ・地域における生活支援の担い手となる組織の支援
- ・老人クラブの活動継続に向け必要な取組の検討と実施老人クラブ組織のあり方の検討

(2) 高齢者の包括的な支援*の充実

- ・相談体制の充実
- ・高齢者の保護・措置*の適切な実施
- ・高齢者の権利擁護支援として、法人後見や市長申立による利用支援をはじめとする成年後見制度*の利用促進
- ・高齢者の生活支援の推進

(3) 高齢者の健康づくりの推進

- ・通いの場の活動促進、湯のまちホット交流事業者への定期的な介護予防情報提供など、高齢者自身による健康増進や介護予防の取組の充実
- ・認知症の早期発見・早期治療の推進

(4) 介護サービスの充実

- ・介護サービス施設の計画的な整備
- ・運営組織の拡大と対象者の適正利用による地域支援事業*の充実
- ・介護サービスの質的向上
- ・介護人材確保への支援

(5) 在宅医療介護の連携推進

- ・在宅生活を支える医療・介護関係者の連携推進

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
生きがいを持って暮らしている高齢者の割合 (%)	高齢者が慣れ親しんだ地域で、地域活動やボランティア活動等を通して、積極的に社会貢献を行っているかを示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	77.4	78.4	78.9	79.4	79.9
高齢者が必要なときに必要なサービスを受けていると感じる市民の割合 (%)	高齢者が必要な福祉サービスを必要な時に受けられる環境になっているか示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	67.4	72.5	73.0	73.5	74.0

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
高齢者在宅生活支援事業 (長寿福祉課)	○緊急性・発作性の疾患等により注意を要するひとり暮らし高齢者等に対し、緊急時の通報手段を確保するため通報装置を設置の実施 ○在宅高齢者生活支援として、ひとり暮らし高齢者等が自立した生活を送るための各種(住宅改造、福祉タクシー券の給付、日常生活用具の貸与・給付など)支援の実施 ○在宅の寝たきり高齢者等が衛生的で清潔感を保持した生活を送るための各種(寝具洗濯消毒クリーニング、訪問理美容)支援の実施	26.7	28.2	26.2	26.4
高齢者介護予防対策事業 【一部町対策】 (長寿福祉課)	○市内温泉施設等を利用して健康増進と介護予防の意識向上を図るため、健康づくりと介護予防の情報提供と入浴を無料で提供 ○介護予防拠点施設(東和はつらつ長寿館)で健康チェック、生活指導、介護予防のための運動を実施	57.1	30.8	26.4	29.2
高齢者福祉サービス提供事業 (長寿福祉課)	○介護保険サービス利用者の負担軽減を実施する社会福祉法人への支援 ○障がい者施策によるサービス利用者が65歳以降介護保険によるサービスに移行した場合に自己負担額の減免を行う訪問介護事業所への支援	1.6	1.2	1.1	1.1
高齢者福祉サービス基盤整備事業 (長寿福祉課)	○社会福祉法人が建設した老人福祉施設の建設、改築時の借入償還元利補給への支援 ○介護サービス事業所が地域密着型介護サービス施設の整備及び開設する準備に対する支援	175.8	39.0	32.1	53.1
高齢者交流活動支援事業 (長寿福祉課)	○閉じこもりがちな高齢者が気軽に参加できる「ふれあい・あんしん交流」の場に対して支援を実施している社会福祉協議会への活動支援 ○各地域で開催される敬老会への支援を実施している社会福祉協議会への活動支援	25.5	26.0	26.6	27.6
高齢者社会参加活動推進事業 (長寿福祉課)	○高齢者の健康維持、生きがいづくり、友愛活動、社会貢献活動等を実践する老人クラブの活動支援 ○地域課題解決につながる高齢者就労事業の立ち上げに対する活動支援	6.4	6.3	5.9	5.8
高齢者保護措置事業	○経済的、環境的要因等により居宅養護の困難な高齢者を養護老人ホームへ入所措置し養護を実施	164.8	164.4	177.0	192.3
介護人材確保事業 (長寿福祉課)	○介護サービス事業所等で働く人材の確保と定着を図るため、市奨学金の返還者への支援 ○介護の仕事の魅力を伝えるため介護サービス施設若手職員が市内中学校へ出向き介護のお仕事セミナーを実施	0.4	0.4	0.5	4.9
介護予防・生活支援サービス事業 (長寿福祉課)	○要介護認定で要支援1または2の判定を受けた人、生活機能の低下がみられる人が利用できる訪問型サービス(訪問介護サービス、訪問型サービスA、訪問型サービスB(ご近所サポーター事業))、通所型サービス(通所介護サービス、通所型サービスA)の実施	253.3	256.7	258.2	273.4
地域介護予防活動支援事業 (長寿福祉課)	○高齢者自身が容易に通える範囲で集まり、「大東元気でまっせ体操」による介護予防等に自主的に取り組む「通いの場」の立ち上げや活動継続への支援	4.0	4.3	4.8	5.0

施策3 障がい者福祉の充実

◇目指す姿

障がい者が自立した生活を送っています

◇現状

- ・障がいへの理解が進んでいると思う市民の割合が約 3 割(市民アンケート)となっています。
- ・障がいのある人の相当数は、住み慣れた地域で生活を送るうえで、自身の重度化・高齢化や家族の健康状態、家族等の支援が受けられなくなった場合の生活の場、十分な収入が得られるかどうかなどの不安を感じています。

◇課題

- ・障がいに対する知識の普及啓発や理解の促進、障がいのある人への地域での支援体制の構築が必要です。
- ・障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要に応じた相談支援や十分な障がい福祉サービスを受けられ、家族等の支援が受けられなくなった場合を見据えた居住支援、就労に向けた支援が求められています。

◇施策の方向

(1)障がい福祉サービスの充実

- ・障がい福祉制度の情報提供
- ・障がい福祉サービスの提供
- ・障がい者の生活支援サービスの提供
- ・障がい福祉サービス提供施設の整備促進

(2)障がい者の自立した生活の支援

- ・相談体制の充実
- ・障がい者の将来の居住の場(グループホームや短期入所など)のニーズ調査の実施
- ・障がい者の重度化・高齢化、家族等の支援が受けられなくなった場合を見据えたグループホームの入居体験の場、緊急時の受入、相談対応の体制整備(地域生活支援拠点等)の推進
- ・医療やリハビリテーションの充実のための医療機関との連携
- ・障がい者の就労支援、障がい者雇用の推進
- ・医療費給付、手当支給など経済的負担の軽減

(3)ノーマライゼーション*の推進

- ・障がい者の社会参加の促進
- ・市民への障がいに対する知識の普及啓発、理解の促進
- ・手話、要約筆記、点訳、朗読などの福祉ボランティア養成、活動の周知

政策 2-5 福祉の充実

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
障がい福祉サービスに満足している障がい者の割合 (%)	自立した生活を送るため必要な障がい福祉サービスに必要な時に受けられる環境になっているかを示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（障がい福祉サービス利用アンケート）	83.0	87.8	88.5	89.2	90.0
障がいへの理解が進んでいると思う市民の割合 (%)	障がい者と健常者が社会参加等を通じ積極的に交流できる、障がい者が安心して自立した生活を送る環境になっているかを示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	35.3	34.5	35.5	36.5	37.5

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
障がい者地域生活支援拠点等整備事業 (障がい福祉課)	○基幹相談支援センターの運営による相談支援体制の強化 ○障がい者の重度化・高齢化・家族等の支援を受けられなくなった場合を見据え、地域全体で支える支援体制を構築するための地域生活拠点の面的整備 ○障がい者をサポートする花巻市地域自立支援協議会の運営	40.3	38.9	47.6	56.9
障がい者等相談支援事業 (障がい福祉課)	○障がい者の日常生活及び社会生活を支援するための相談支援及び団体活動支援 ○障がい児・障がい者支援施設整備支援 ○第6期・第7期障がい福祉計画等策定	17.9	15.5	17.1	27.3
障がい者地域生活支援事業 【一部対策】 (障がい福祉課)	○障がい者の日常生活及び社会生活を支援する訪問入浴等の障がい福祉サービスを実施する地域生活支援 ○難聴児補聴器購入助成等の補助・給付等	138.3	134.2	132.6	132.8
障がい者自立支援事業 (障がい福祉課)	○障がい者の日常生活及び社会生活を支援するための自立支援給付、自立支援医療、療養介護医療費及び補装具の給付 ○医療的ケア児等の支援を拡充するための在宅超重症児(者)等短期入所受入支援給付	1,902.0	2,002.1	2,062.2	2,112.3
重度心身障がい者医療費助成事業 (国保医療課)	○重度心身障がい者の自立した生活を支援するため、医療費を助成し経済的負担を軽減	218.0	203.0	200.0	191.0
障がい児支援事業 (障がい福祉課)	○障がい児利用施設の運営支援により、利用する児童の保護者の経済的負担を軽減	1.7	1.5	2.2	2.7
障がい児通所等給付事業 【一部対策】 (障がい福祉課)	○障がいの特性や発達段階に応じて適切な療育支援が安定して行われるための障がい児通所等給付	224.9	246.0	269.9	280.3

基本政策
2-6

健康づくりの推進

～心身ともに健康に暮らしています～

政策の方針

市民が心身ともに健康に暮らしていくためには、自らが健康づくりに関心を持つとともに、保健や医療など関係機関が連携した総合的な健康づくりの推進が必要です。

そのために、健康に関する意識の向上を図るなど市民の健康づくりを支援するほか、安心して出産や育児ができるよう母子保健を推進します。また、関係機関と連携し、安心して医療が受けられるよう地域医療の充実を図ることとし、以下の施策を展開します。

(市民や企業に期待される役割)

◇市民の役割（地域、市民団体等を含む）

- ・定期的な健(検)診*の受診
- ・健康講座等への積極的な参加
- ・正しい生活リズムや適度な運動、バランスの良い食生活の実践
- ・適切な受診のため、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を持つ

◇企業の役割（事業所、個人生産者等を含む）

- ・健(検)診*等の実施と受診の勧奨
- ・健康講座、健康相談会の開催
- ・産業医の設置
- ・健康管理室(保健室)の設置
- ・病院や診療所、介護事業所等との緊密な連携

成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R5
自分自身が心身ともに健康であると思う市民の割合(%)	自分自身の現在の健康状態を自ら判断し、健康への関心や健康づくりへの意識の高まりを示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	59.6	61.0

関連計画

- 花巻市保健福祉総合計画(令和4～13年度)
- 第3次健康はなまき 21 プラン【第3次花巻市食育推進計画(令和4～13年度)】(令和4～令和13年度:令和8年度中間評価)
- 花巻市の地域医療ビジョン*(平成26年度～)
- 第2期花巻市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)【第3期花巻市国民健康保険特定健康診査等実施計画】(平成30～令和5年度)
- 花巻市自殺対策計画(令和元～5年度)

施策1 健康づくりの支援

◇目指す姿

健康に対する意識が高まっています

◇現状

- ・朝食を食べる人の割合については、学童期で増加し改善している一方で20歳、30歳の若い世代で改善されていない状況です。
- ・健康のため食事に気をつけている市民の割合は約5割、意識的に運動をしている市民の割合は約3割と、健康への意識が低い状況です。
- ・令和4年の状況では、花巻市民の国保加入者の13.9%が糖尿病と診断されています。特定健診未受診者や医療機関未受診者の存在を勘案すると、この割合がさらに高くなるのが想定されます。
- ・本市の自殺死亡率は横ばい傾向ですが、岩手県、全国の数より上回っています。
- ・感染症の発生や蔓延を予防するため、法に基づく予防接種を実施しています。

◇課題

- ・幼児から若い世代に対し、将来の健康問題が発生する可能性を抑えるために、朝食を食べる習慣の啓発が必要です。
- ・健康的な食事や運動習慣の必要性について理解していても行動に移せない市民へ、正しい食事の方法や運動の習慣化の啓発が必要です。
- ・糖尿病についての正しい理解と、健(検)診*による早期発見、早期受診のほか、糖尿病予防のための食生活や運動などの生活習慣の改善に向けた取組が必要です。
- ・体の健康のほか、「こころの健康(自殺予防)」への取組も重要になっています。
- ・予防接種について対象者が必要性を理解し接種されるよう、周知する必要があります。
- ・治療により脱毛等外見の変化が生じてしまったがん患者が、安心して療養生活をおくる、また治療と仕事の両立など社会参加に取り組むための支援が必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症のまん延予防に対して早急な対策が必要です。

◇施策の方向

(1) 健康づくりや健康寿命を延ばす取組の支援

- ・食事や運動、正しい健康情報の普及啓発
- ・望ましい食生活や運動の実践など健康づくりへの支援
- ・医師会や歯科医師会など関係機関と連携した各種健康講座などの実施
- ・口腔機能の維持の重要性など、口腔ケアの普及啓発と歯科健(検)診*の実施
- ・各年代に向けた食育講座などによる食育の普及啓発
- ・花巻市自殺対策計画に基づいたこころの健康づくり
- ・がん患者に対する医療用補正具(医療用ウィッグ、乳房補正具)の購入費用の一部助成

政策 2-6 健康づくりの推進

(2)生活習慣病*の予防の推進

- ・生活習慣病*予防に向けた自己管理(セルフケア)の普及啓発と支援
- ・各種健(検)診*の受診率向上と個別の特性に応じた保健指導の実施
- ・花巻市糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づいた保健指導の実施

(3)感染症予防の推進

- ・予防接種の実施と普及啓発
- ・新型コロナワクチンの円滑な接種体制の整備と接種の実施及び各公共施設における感染予防物品の確保

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
食事に気をつけている市民の割合(%)	自分自身の健康維持・増進への取組として、普段から食事に気をつけているかどうかを示す指標です。現状より高い水準を目指します。 出典：花巻市(市民アンケート)	55.6	62.4	62.4	50.6	53.6
健康増進のために意識的に運動をしている市民の割合(%)	自分自身の健康維持・増進への取組として、意識的に運動しているかどうかを示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市(市民アンケート)	33.9	34.0	35.0	36.0	37.0
定期的に健康診断などを受けている市民の割合(%)	自分自身の健康維持・増進への取組として、定期的に健康診断を受診しているかどうかを示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市(市民アンケート)	76.1	76.5	76.7	76.9	77.0

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
健康教育相談事業 (健康づくり課)	○生活習慣病*予防のための各種健康講座開催並びに要注意者への個別指導等の実施 ○自殺予防のため、こころの体温計サイトの運用とゲートキーパー養成講座等の開催 ○大迫地域において継続して生活習慣病*の早期発見と発症予防のための健康づくりフロンティア事業の実施 ○適切な医療・保健情報提供の機会として保健大学の開催	9.2	9.1	14.9	16.8
健康づくり推進事業 (健康づくり課)	○健康づくり計画や事業の円滑な推進を図るため、関係団体と連携し健康づくり推進協議会の運営と保健推進委員の協力による各事業の実施 ○安定した血液供給のため、献血推進協議会への活動支援	6.6	7.3	3.3	3.8

政策 2-6 健康づくりの推進

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
食生活改善推進事業 (健康づくり課)	○望ましい食生活の知識と技術を普及啓発するため食育講座の開催やインターネットを活用した情報発信を行う ○食生活の正しい知識を普及啓発するため栄養指導員による栄養相談・指導の実施 ○生活習慣病*予防に関する知識普及のため、食生活改善推進員養成、伝達講習会、スキルアップ研修会の開催	5.6	7.3	8.6	7.4
健康診査事業 (健康づくり課)	○疾病の早期発見・早期治療につなげるため、定期的健康診査と各種がん検診、ピロリ菌検診、若年者健康診査の実施	162.9	184.5	169.1	180.9
歯科保健事業 (健康づくり課)	○歯科口腔保健を推進するため、成人歯科健診、歯周病予防、訪問歯科診療、歯科衛生教育及び歯科保健大会の実施	12.6	11.0	10.9	11.0
保健センター整備事業 (健康づくり課)	○市内4か所の保健センターについて、建物機能の長寿命化を図るため計画的な改修の実施	3.3	26.2	72.2	40.5
感染症予防対策事業 【一部財・物価】 (健康づくり課)	○感染症の発生や蔓延を予防するため、各種予防接種の実施	326.3	305.8	313.5	352.4
医療用補正具購入支援事業 (健康づくり課)	○がん治療に伴う外見の変化により医療用補正具(医療用ウィッグ・乳房補正具)を購入したがん患者に対する支援	0.8	1.2	1.7	1.6
感染症予防緊急対策事業 【財・物価】 (健康づくり課)	○新型コロナウイルス感染症の発生やまん延予防を目的として、対策本部を設置。その本部運営及び感染症予防衛生用品、公共施設等感染症予防対策用品の購入、感染症予防啓発物品(チラシポスター等)の作成	82.7	5.4	4.5	20.4
公共施設等感染症予防対策事業 【財・物価】 (契約管財課)	○花巻市議会の議場における感染症予防・拡大防止のため空調改修工事の実施	26.4	—	—	—
新型コロナウイルスワクチン接種事業 【財・物価】 (新型コロナウイルス感染症対策室)	○新型コロナウイルス感染症のまん延予防のため、接種体制を確保し、接種を希望する市民へ円滑なワクチン接種の実施	204.8	742.6	923.9	525.6
新型コロナウイルス感染症検査費助成事業 【財・物価】 (新型コロナウイルス感染症対策室)	○新型コロナウイルス感染症に感染した場合に急激に感染拡大のおそれがあるクラスター防止の観点から、PCR検査費用及び検査キット購入費用への助成の実施	—	17.9	—	—
骨髄ドナー支援事業 (健康づくり課)	○骨髄ドナー本人が骨髄等の提供のために要した日数に応じて補助金を交付	—	—	0.1	0.1

施策2 母子保健の推進

◇目指す姿

安心して出産し、親子が健やかに育っています

◇現状

- ・核家族化や子育て環境の変化により、産後うつなど心身の不調や育児不安、孤立した育児などの課題を抱える人が増えてきています。
- ・安心して出産、子育てできる環境の充実が求められています。
- ・産前・産後サポート*事業、産後ケア*事業について、利用者のアンケートでは、ほとんどの人が満足と答えています。また、産後ケア*事業は、利用者の負担軽減制度を創設し、利用しやすい環境を整えています。
- ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の確立と、栄養及び育児に関する相談や定期的な健康診査の実施により、乳幼児の健やかな成長・発達を図っています。

◇課題

- ・産後に孤立せず安心して子育てができるよう、妊娠期から気軽に相談できる各種相談窓口の周知を図る必要があります。
- ・産後うつの予防や早期対応を行うために、妊娠早期から関係機関と連携した切れ目のない支援を実施することが必要です。
- ・産前・産後サポート*事業、産後ケア*事業について、必要な方が必要な時に利用出来るよう開設日を拡充し利用者負担を軽減するとともに、事業についてさらに周知を図る必要があります。
- ・乳幼児の定期的な健診について必要性を理解し受診されるよう周知する必要があります。

◇施策の方向

(1) 妊娠・出産の環境づくりの推進

- ・妊娠期から産後、子育て期まで切れ目のない支援体制の充実
- ・妊産婦の不安解消を行う産前・産後サポート*事業、産後ケア*事業の拡充、利用者負担の軽減及び宿泊型の実施に向けた支援の検討
- ・妊娠、出産に関する知識の普及啓発
- ・妊婦一般健康診査の実施と受診しやすい環境づくり
- ・医療機関などと連携した相談、支援体制の充実
- ・不妊治療や医療費など経済的負担の軽減
- ・妊産婦医療費助成の対象の拡充

(2) 乳幼児の健康の保持・増進

- ・乳幼児健康診査の実施と受診しやすい環境づくり
- ・医療機関、保育園などと連携した相談、支援体制の充実

政策 2-6 健康づくりの推進

- ・乳幼児の成長、発達に応じた相談支援
- ・子育てに関する知識の普及啓発
- ・乳幼児の予防接種の実施と普及啓発
- ・医療費など経済的負担の軽減

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
妊婦一般健康 診査受診率 (%)	妊婦の健康診査の受診状況を 示す指標です。100%の維持 を目指します。 受診者数 / 母子手帳交付者数	98.4	100.0	100.0	100.0	100.0
乳幼児健康診 査受診率 (%)	乳幼児の健康診査の受診状況を 示す指標です。100%の維持 を目指します。 受診乳幼児数 / 健康診査対象乳幼児 数	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
乳幼児医療費 助成事業 (国保医療課)	○安心して健康な子どもを産み育てる環境づ くりのための就学前までの子どもの医療費 助成の実施	109.0	94.0	102.0	101.0
妊産婦医療費 助成事業 (国保医療課)	○妊産婦の健康づくりのため、医療費助成の 実施	19.0	16.0	16.0	19.7
特定妊婦*支 援事業 (健康づくり課)	○一人孤立して育児に悩まないために、妊娠 中から特定妊婦*を把握し、必要な支援の 実施	2.4	2.3	2.3	2.3
母子保健事業 (健康づくり課)	○母子の心身の健康を保持増進するため、妊 娠前から子育て期にわたる相談支援、健康 診査、産前・産後サポート*、産後ケア*等 の実施 ○生命の尊さや親としての役割・責任につい て考える機会として、中学生対象の赤ちゃ んとのふれあい体験の実施	106.0	106.5	110.9	118.2
養育医療費助 成事業 (健康づくり課)	○養育のため入院治療を必要とする未熟児の 保護者の経済的負担を軽減するための養育 医療給付の実施	7.5	7.5	7.5	7.5
特定不妊治療 *費助成事業 (国保医療課)	○特定不妊治療*を受けやすい環境づくりの ため、治療費助成の実施	8.5	8.0	5.8	—

施策3 地域医療の充実

◇目指す姿

安心して必要な医療を受けています

◇現状

- ・市民アンケートでは、かかりつけ医などを持つ市民の割合は約 7 割から 8 割に増加し、また、病診機能の仕組みを理解している割合も約 8 割となっており、おおむね周知が図られています。
- ・地域医療連携の推進に資する岩手中部地域医療情報ネットワーク*への市民の参加数は、令和4年 12 月時点で約 9,400 人と市民の 1 割程度となっています。
- ・岩手中部保健医療圏*でも、周産期医療を支える医療機関の減少により、圏域内で市民がお産場所を確保することが難しくなっています。

◇課題

- ・かかりつけ医を持つことや病診連携*の仕組みへの理解が高まってきていると考えられますが、限られた地域の医療資源を有効かつ効率的に活用して地域医療を維持・確保するため、市民にさらに周知するとともに、医療の関係機関と連携していく必要があります。
- ・岩手中部保健医療圏*における周産期医療の維持を図るとともに、岩手中部保健医療圏*外における周産期医療施設の活用を考える必要があります。

◇施策の方向

(1) 地域医療体制の推進

- ・病診連携*に関する普及啓発やかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師に関する情報提供
- ・医師会、歯科医師会や薬剤師会、医療機関等との連携
- ・休日当番医制の実施と休日歯科診療所の運営
- ・病院群輪番制*や二次医療機関*への支援
- ・医師及び助産師等の確保対策
- ・岩手中部地域医療情報ネットワーク*による地域包括医療体制の構築
- ・高度医療を担う医療機関への交通手段の確保
- ・岩手中部保健医療圏*における周産期医療の中核病院の維持
- ・市民が周産期医療を受けるための交通手段の確保
- ・岩手中部保健医療圏*及び他の二次保健医療圏*の医療施設へ妊産婦を搬送するための救急車両の活用と情報提供

政策 2-6 健康づくりの推進

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
かかりつけ医を持っている市民の割合 (%)	病診連携*や上手な医療機関の利用への市民意識の高まりを示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	78.8	79.0	80.0	80.0	80.0
かかりつけ歯科医を持っている市民の割合 (%)	病診連携*や上手な医療機関の利用への市民意識の高まりを示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	78.0	79.0	80.0	80.0	80.0
いわて中部ネットに参加している市民の数 (人)	市民が切れ目なく診療や介護サービスを受けられる体制の広がりを示す指標です。増加を目指します。 出典：岩手中部地域医療情報ネットワーク*協議会調べ	—	8,000	9,000	9,000	10,000

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
地域医療ビジョン*推進事業 (地域医療対策室)	○限られた地域の医療資源を有効かつ効率的に活用するため、病診連携*の普及啓発や、NPO法人岩手中部地域医療情報ネットワーク*協議会への活動支援 ○岩手医科大学附属病院利用者連絡バスの運行 ○岩手県内の医師確保のため岩手県国民健康保険団体連合会が実施する医学生への就学資金貸付事業の負担金の負担	23.9	23.2	23.8	23.1
救急医療確保事業 【一部財・物価】 (健康づくり課・地域医療対策室)	○休日の歯科救急医療を確保するため休日等歯科診療所運営の実施 ○休日の救急医療等を確保するため在宅当番医制度の実施 ○岩手中部保健医療圏*の夜間・休日における外来診療や入院治療など二次救急医療を行う病院群輪番制*参加病院への運営費支援 ○市内の病院群輪番制*参加病院への病院群輪番制*当番日以外の夜間・休日の運営費支援	63.9	63.0	68.1	63.9
助産師等確保対策事業 (地域医療対策室)	○市内産科医療機関へ就職する助産師・看護師への就職支援金の交付及び就職支援金の貸付 ○市内産科医療機関へ就職する助産師・看護師への保育料支援、家賃支援及び奨学金返済支援	3.0	7.5	—	—
妊産婦交通費支援事業 (地域医療対策室)	○妊産婦の産科医療機関への通院に要する交通費の支援	1.8	3.0	2.4	2.4
臨時診療所運営事業 【財・物価】 (健康づくり課)	○地域における新型コロナウイルス感染症の検査体制の強化を目的に、PCR検査を行うことのできる臨時診療所の開設、運営	31.2	2.7	—	—

政策 2-6 健康づくりの推進

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
石鳥谷医療センター施設改修事業 (地域医療対策室)	○石鳥谷医療センターの温水ボイラー取替設置	—	11.0	—	—
周産期医療確保対策事業 (地域医療対策室)	○市内産科医療機関へ就職する産科医師への就職支援金の交付 ○市内産科医療機関へ就職する産科医師への保育料支援、家賃支援、奨学金返還支援及び交通費支援 ○市内産科医療機関が産科医を雇用するために要した医師紹介事業者への医師紹介料について支援 ○市内産科医療機関へ就職する助産師・看護師への就職支援金の交付及び助産師への就職支援金の貸付 ○市内産科医療機関へ就職する助産師・看護師への保育料支援、家賃支援及び奨学金返還支援	—	4.7	17.8	13.0

3 人づくり

～郷土を愛し、丈夫な体と深い知性を持つ
心豊かな市民が育つまち～

基本政策
3-1

子育て環境の充実

～子育てに喜びを感じ、安心して、健やかな成長を育んでいます～

政策の方針

少子化が進行する中、花巻の次世代を担う就学前の子どもたちが健やかに育つためには、子育て環境の充実を図る必要があります。

そのために、親が安心して子育てができるように様々な支援を行います。また、子どもが基本的な生活習慣*を身につけられるよう家庭の教育力向上を図るとともに、保育園、幼稚園、認定こども園*から小学校へスムーズな接続ができるように就学前教育*に取り組みます。

（市民や企業に期待される役割）

◇市民の役割（地域、市民団体等を含む）

- ・各種子育て支援事業や行事等への積極的な参加や協力
- ・家族が互いに協力し支え合う子育て
- ・基本的な生活習慣*の重要性の理解
- ・地域の子どもに関心を持つ
- ・世代間交流の機会の創出と参加
- ・地域ぐるみの見守り活動の推進
- ・子どもの人権の尊重

◇企業の役割（事業所、個人生産者等を含む）

- ・育児休暇の取得や勤務時間短縮の推進
- ・各種子育て支援事業や行事等への積極的な参加や協力

成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R5
子育てしやすいまちだと感じる市民の割合 (%)	保護者が安心して子育てできるように市が行う子育て支援に対する総合的な満足度を示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	62.5	66.0

関連計画

- 花巻市保健福祉総合計画(令和4～13年度)
- 第3期花巻市教育振興基本計画(令和3～7年度)
- 花巻市就学前教育*プログラム(令和3～5年度)
- 花巻市公立保育園・幼稚園の適正配置に関する基本指針(令和3年度～)
- 第2期花巻市子ども・子育て支援事業計画(令和2～6年度)

施策1 子育て支援の充実

◇目指す姿

安心して子育てしています

◇現状

- ・生活の多様化により、子育てにおける不安や悩みに関する相談が増加しています。
- ・コロナ禍による収入の減少や物価高騰により生活が困窮している子育て家庭等があります。
- ・子育て支援サービスを実施するための保育士等の人員が不足しており、安心・安全な保育環境の確保への影響が懸念されます。
- ・保護者の就労活動等による保育所の入所希望に応えられずに待機児童が発生しています。
- ・資金や人的体制等運営基盤の弱い学童クラブがあります。
- ・虐待により子どもの生命が脅かされること等が重大な社会問題となっており、本市においても児童虐待による関係機関からの通報等が増加しています。

◇課題

- ・子育てに関する相談体制や支援の充実を図る必要があります。
- ・地域において、住民の主体的参加による子育てのための相互支援活動に取り組むことが必要です。
- ・保護者が安心して子育てができるよう経済的支援を行う必要があります。
- ・子育て支援サービス実施のための人員を確保する必要があります。また、子どもの安心・安全を確保するための環境整備が必要です。
- ・待機児童解消のため、児童を受け入れるための一層の保育士確保対策が求められます。
- ・学童クラブの体制強化を支援する必要があります。
- ・子どもの安全確保を最優先に、関係機関が連携し児童虐待に対応する必要があります。

◇施策の方向

(1) 子育て支援体制の強化

- ・子育てや保育施設等の利用に関する総合相談体制の充実
- ・障がい児等に対する相談支援の充実
- ・子育て家庭等の経済的負担の軽減の拡充
- ・子どもの医療費助成の対象の拡充
- ・3歳児未満の保育料負担の軽減

(2) 保育サービスの充実

- ・人員確保による多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実
- ・保育施設及び保育環境の整備への補助や保育士確保による待機児童の解消

政策 3-1 子育て環境の充実

(3) 地域における子育て支援の推進

- ・地域全体で子育てを支援する意識の啓発
- ・地域における子育て支援活動の推進
- ・保育所、幼稚園を活用した地域教育力向上の支援
- ・学童クラブの安定的な運営支援
- ・学童クラブの施設整備
- ・子育てサークル、子育てボランティアの育成支援

(4) 児童虐待防止対策の充実

- ・専門職員の配置による関係機関との連携強化や相談体制の充実

◇ 成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
市の子育て相談体制に満足している保護者の割合 (%)	子育てに関する保護者の不安等を解消する環境となるよう、その相談体制の充実度に対する保護者意識を示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市(3歳児検診アンケート)	89.0	90.0	90.0	90.0	90.0
保育所の待機児童数 (人)	保護者が仕事と家庭の両立に資する子育てサービスの充実状況を示す指標です。待機児童の解消を目指します。 花巻市こども課調べ(3月入所調整後の3月1日現在の待機児童数)	88	0	0	0	0

◇ 主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
就学援助事業 【一部町・物産】 (学務管理課)	○要保護及び準要保護児童生徒世帯へ就学援助費を支給 ○東日本大震災で被災した児童生徒世帯へ被災児童就学援助費を支給 ○特別支援学級に入級する児童生徒世帯へ特別支援就学奨励費を支給	46.4	52.9	54.8	77.4
子育て家庭支援給付事業 (地域福祉課)	ひとり親家庭の父または母を対象とした以下の事業を実施 ○指定する教育訓練講座を受講修了した場合に、経費の一部として自立支援訓練給付金を支給 ○対象資格の養成訓練期間中に高等職業訓練促進給付金を支給 ○高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、講座を受講修了した場合及び合格した場合に経費の一部として高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を支給	6.3	4.0	2.8	4.5
小学生医療費助成事業 (国保医療課)	○小学校1年生から6年生を対象とした医療費助成を実施	32.0	33.0	35.7	42.0
心身障がい児医療費助成事業 (国保医療課)	○中軽度の障がいがある18歳までの児童を対象とした医療費助成を実施	2.0	2.0	2.5	1.4

政策 3-1 子育て環境の充実

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
中学生医療費助成事業 (国保医療課)	○中学校 1 年生から 3 年生を対象とした医療費助成を実施	11.0	15.0	16.0	27.0
ひとり親家庭医療費助成事業 (国保医療課)	○配偶者のない者で 18 歳までの児童を扶養している者、その扶養を受けている児童及び父母のない児童を対象とした医療費助成を実施	41.2	42.3	42.3	44.5
高校生等医療費助成事業 (国保医療課)	○高校 1 年生から 3 年生の年齢に該当する者を対象とした医療費助成を実施	11.0	12.0	13.0	23.0
発達支援事業 (こども課)	○発達相談及び発達を促すための指導・援助の実施 ○こども発達相談センターの維持管理	23.1	22.3	22.9	23.1
放課後児童支援事業 【一部追加・物価】 (こども課)	○日中保護者が家庭にいない小学生を対象とした放課後等における適切な遊びの場及び生活の場の提供 ○学童クラブのない学区での放課後子供教室の開設	312.9	285.9	315.6	349.8
子育て推進事業 (こども課)	○子ども・子育て会議の開催 ○子育てガイドブックの作成・配布 ○子育て支援員研修の実施 ○傷病の回復期の園児について、専用施設にて一時預かりを実施	7.2	17.5	17.7	23.2
子育て支援家庭訪問事業 (健康づくり課)	○保健師、助産師が乳児家庭を全戸訪問し必要な支援を実施 ○養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・助産師等が訪問し養育に関する助言、相談支援を実施	5.3	4.4	4.4	4.5
第3子以降副食費等負担軽減事業 (こども課)	○第3子以降の保育園、認定こども園*、幼稚園等の利用者負担への支援を実施	33.6	32.8	30.1	13.1
保育委託事業 (こども課)	○認可保育園等への委託等により保育を実施 ○幼稚園や認定こども園*を通じての幼児教育の給付の実施	2,688.8	2,826.1	2,959.1	3,031.0
保育施設運営支援事業 (こども課)	○産休等の代替職員の雇用に要する費用への補助 ○円滑な運営を支援するため、私立保育園、認定こども園*の運営費への補助 ○園務員等、保育支援者の配置に要する費用への補助	41.9	41.6	34.6	57.5
保育施設環境整備支援事業 (こども課)	○市内私立保育園等の施設整備に係る経費への補助 ○市内私立保育園等の冷暖房設備整備経費への補助 ○市内私立保育園等の防犯対策設備整備費への補助	3.1	32.6	1.4	309.9

政策3-1 子育て環境の充実

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
保育サービス 向上支援事業 【一部01・物価】 (こども課)	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援センターの運営を委託 ○市内私立子育て支援センターの冷暖房設備整備経費への補助 ○私立保育園等における集団生活が可能な障がい児童を受入れる保育体制の確保への支援 ○私立保育園等での一時的に児童を預かる事業への補助 ○私立保育園等での開所時間を超えて保育を実施する体制への補助 ○保育中に体調不良となった園児の看護師による対応への補助 ○保育の必要性が認定された者で認可外保育施設等を利用した者に対する利用料の補助 ○園児の健康診断を実施する認可外保育施設に対する診断料の支援 ○保育園等の入所児童のいる生活保護世帯への教材費等の補助 ○私立幼稚園における多子世帯等への副食費の補助 	181.4	147.5	158.8	189.4
児童手当・児童扶養手当支給事業 (地域福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校修了前の児童を養育している者に児童手当を支給 ○ひとり親家庭において、児童(18歳に達する日が属する年度まで等)を養育している者に所得に応じた児童扶養手当を支給 	1,669.3	1,622.5	1,551.1	1,528.7
保育力充実事業 (こども課)	<ul style="list-style-type: none"> ○県内保育士養成学校の学生を対象にした、市内保育施設の見学・体験ツアーの実施 ○市内の私立保育園等に勤務し、市外に居住する保育士の子どもへの保育料への補助 ○入所申込していない児童の一時預かり保育利用料への補助 ○市内私立保育園等に勤務する保育士の家賃補助 ○私立保育園等に勤務する保育士の奨学金返済への補助 ○私立保育園等に再就職又は新たに就職する保育士へ再就職支援金を貸付 ○私立保育園等に就職する新卒保育士への就職支援金を貸付 	11.8	10.4	18.6	15.9
児童養育事業 (地域福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が一定の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等において児童を養育、保護を行う短期入所生活援助(ショートステイ)を委託実施 ○保護者が一定の理由により夜間に不在となり、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等において児童を預かる夜間養護等(トワイライトステイ)を委託実施 ○経済的な理由や住居がない等の理由による児童の保護者とその児童について、母子生活支援施設等に入居させ保護を行う母子生活支援施設入所措置委託を実施 	5.6	0.1	0.1	0.2
地域子育て支援センター事業 (こども課)	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て中の親子の交流促進、子育て相談、講習会、情報提供の実施 ○地域の子育てを支援する情報ネットワークの構築 	21.1	21.1	22.0	21.9
はなまきファミリーサポートセンター事業 (こども課)	<ul style="list-style-type: none"> ○有償ボランティアによる児童のあずかり・送迎等、会員組織の援助活動の推進 	5.7	6.2	6.2	6.2
家庭児童相談事業 (地域福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭児童相談室を設置し、専門の相談員による児童虐待等の相談、訪問調査、指導援助を実施 	8.0	8.7	8.8	9.0

政策3-1 子育て環境の充実

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
児童福祉施設等緊急時安全確保対策事業 (こども課)	○私立保育園等に対するAED(自動体外式除細動器)購入にかかる経費の補助	7.0	1.8	—	—
学童クラブ整備事業 (こども課)	○学童クラブ利用児童の増加などに伴う施設整備	—	226.1	44.5	29.2
児童福祉施設等感染拡大防止事業 【J04・物価】 (こども課)	○保育園、学童クラブ等の感染症拡大防止のための物品等を購入	54.1	36.0	39.6	43.1
こども食堂等運営緊急支援事業 【J04・物価】 (地域福祉課)	○こども食堂等の持続的な運営に必要な物品等の購入費等に対する支援	—	1.5	—	—
子育て世帯臨時特別給付金給付事業 【J04・物価】 (地域福祉課)	○新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた子育て世帯の支援のため一時金の支給を実施	113.6	1,349.7	—	—
修学児童・生徒世帯生活応援事業 【J04・物価】 (地域福祉課)	○新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を含め、生活が困窮している世帯に対し生活支援のための支援金を給付	36.2	26.6	—	—
ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 【J04・物価】 (地域福祉課)	○新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けたひとり親世帯の支援のため一時金の支給を実施	121.8	39.4	—	—
子育て応援特別給付金給付事業 【J04・物価】 (地域福祉課)	○特別定額給付金の基準日(R2.4.27)の翌日以降出生した乳児に対し給付金を給付	28.4	—	—	—
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 【J04・物価】 (地域福祉課)	○新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で低所得の世帯に対し生活支援のための給付金を支給	—	122.8	102.2	—
はなまき子育て世帯臨時特別支援金給付事業 【J07・物価】 (地域福祉課)	○原油価格、物価高騰の影響を受けている子育て世帯への生活支援として支援金を支給	—	—	379.9	—
出産・子育て応援交付金交付事業 (健康づくり課)	○妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない伴走型相談支援の充実と出産・子育てに係る経済的負担の軽減を図る交付金の交付を一体的に実施	—	—	59.9	61.3
保育施設等物価高騰対策事業 【J04・物価】 (こども課)	○食料品価格が高騰する中、市内保育施設等に対して保護者の負担を増やすことなく栄養バランス等を確保した給食が提供できるよう支援金を支給	—	—	8.1	—
こどもの安心・安全対策支援事業 (こども課)	○保育施設等を利用する子どもの安心安全を確保するため、送迎用バスの安全装置の設置費等に対し補助金を支給	—	—	17.1	—
在宅育児支援事業 (こども課)	○安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、保育所等を利用しない子どもを養育する世帯(育児休業を取得している世帯を除く)に支援金を支給	—	—	—	34.6

施策2 家庭の教育力向上

◇目指す姿

子どもが基本的な生活習慣*を身につけています

◇現状

- ・保護者の就労形態の多様化、核家族化が進んでおり、家庭内における子どもの日常生活を把握する機会や経験豊かな祖父母などから子育てを学ぶ機会が減少し、家庭内の教育力の低下が見られます。
- ・就学前の年長児について、あいさつの習慣が身につけていない状況や、テレビ視聴やゲーム使用についてルールを定めず利用している状況が見られます。

◇課題

- ・家庭内でのコミュニケーションやスキンシップなど、子どもの成長に必要な子どもへの様々な働きかけを行うため、「家庭の教育力」の向上を図る必要があります。
- ・早寝・早起きやあいさつ、時間を定めたテレビ視聴やゲームの使用等家庭内における基本的な生活習慣*の確立を図る必要があります。

◇施策の方向

(1)家庭の教育力向上

- ・子育てに関する幅広い情報の提供
- ・保護者研修会等の学習機会の充実
- ・子育て相談機会の充実
- ・家庭での基本的な生活習慣*の動機づけ

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
基本的な生活習慣*が身につけている子どもの割合 (%)	子どもが心身ともに健康に育つための生活の基盤となる基本的な生活習慣*の確立の状況を示す指標です。現状の水準を目指します。 出典：花巻市（基本的な生活習慣*保護者アンケート）	79.2	80.0	80.0	80.0	80.0

政策 3-1 子育て環境の充実

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
家庭教育力向上事業 (こども課)	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会、関係課、校長会、幼稚園・保育園・認定こども園*長及び保護者代表による懇談会の実施 ○教育委員会と保育園・幼稚園・認定こども園の各園の保護者代表との懇談会の実施 ○ニコニコガイドの発行 ○保護者を対象とした講演会の実施による家庭教育力向上のための情報提供の実施 ○年長児の各家庭での基本的な生活習慣*の定着に向けた親子での取組を実施 ○保育園、幼稚園、認定こども園*及び小学校の連携を構築 	0.6	0.6	0.6	0.6

施策3 就学前教育*の充実

◇目指す姿

保育園、幼稚園、認定こども園*から小学校へスムーズな接続ができています

◇現状

- ・公立保育園・幼稚園園舎の老朽化が進んでいます。
- ・保育・教育ニーズや市内保育・教育施設入園者数に地域的偏りがあります。
- ・生活様式が変化するなかで体を動かす機会や、同年代・地域の人々との交流機会が減少し、就学前児童の体力や運動能力、コミュニケーション能力が低下しています。
- ・小学校入校後の環境に馴染めない子どもや相手の立場を思いやれない子どもが増加しています。

◇課題

- ・公立保育園・幼稚園舎について、適切に維持・管理する必要があります。
- ・保育・幼児教育ニーズに対応した、公立保育園・幼稚園の配置のあり方を検討する必要があります。
- ・就学前児童の体力や運動能力、コミュニケーション能力の向上を図る必要があります。
- ・保育園、幼稚園、認定こども園*及び小学校の連携を推進する必要があります。

◇施策の方向

(1) 保育・教育環境の充実

- ・公立保育所、幼稚園施設の維持管理
- ・公立保育所の再編、民営化の検討
- ・公立幼稚園の適正な配置、あり方の検討
- ・私立幼稚園の振興に対する支援

(2) 就学前教育*の充実

- ・市内全園の保幼小一体による就学前教育*の推進
- ・保育、教育の充実
- ・「保幼小接続期カリキュラム*」実践等の保幼小の連携推進
- ・運動能力向上の推進
- ・児童期の発達に対する適切な支援
- ・地域の人材の活用促進

政策 3-1 子育て環境の充実

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
小学校1年生が入門期となる4～5月の学校生活に適應できていると捉えている学校の割合(%)	<p>保育園、幼稚園、認定こども園*から小学校における「保幼小接続期カリキュラム*」を活用し保育、教育の成果を示す指標です。現状の水準を目指します。</p> <p>出典：花巻市（小学校1年生担任アンケート調査）</p>	89.4	88.0	89.0	89.0	90.0

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
はなまき保幼小体研修事業 (こども課)	<ul style="list-style-type: none"> ○公立保育園の指定園による公開保育と協議による研修の実施 ○保育技術向上に関する講演、意見交換等の実施 ○公立園の職員を対象とした新規採用保育者、5年目保育者研修、食育担当者研修等の実施 ○市内全保育施設等の職員を対象とした専門的内容の研修の実施 ○保幼小の連携推進のための先進事例等を交えた研修の実施 	0.2	0.2	0.4	0.4
幼児ことばの教室事業 (こども課)	<ul style="list-style-type: none"> ○市内年長児へのことば指導、ことばの巡回検査、保護者相談等を実施 	8.0	8.1	8.2	8.3
幼稚園教育環境充実事業 【一部町・物価】 (こども課)	<ul style="list-style-type: none"> ○公立幼稚園の維持補修及び備品の購入 ○幼児教育振興のため、入園料・保育料を無償化 ○私学振興のため、私立幼稚園運営費並びに預かり保育実施体制確保のための補助 ○保育の必要性を認定された者に対する幼稚園等の預かり保育利用料への補助 ○市内私立幼稚園の冷暖房設備整備経費への補助 ○私立幼稚園等の2歳児の保育料等の減免に対する補助 	168.0	150.5	123.8	120.8
保育所保育環境充実事業 【一部町・物価】 (こども課)	<ul style="list-style-type: none"> ○公立保育園における保育環境整備 ○保育施設・設備の計画的な維持管理 	56.4	21.3	19.2	30.6

基本政策
3-2

学校教育の充実

～夢と希望を持ち、たくましくいきいきと育っています～

政策の方針

花巻の次世代を担う児童・生徒が、夢と希望を持ちたくましく育つためには、学校教育の充実を図る必要があります。

そのために、児童生徒の学力や体力の向上を図るとともに、郷土を愛し、自己肯定感*や思いやりのある豊かな人間性を育みます。また、すべての子どもが毎日いきいきと学校生活を送ることができるように特別な支援を要する子どもへの支援体制の充実を図るほか、適正で安全な教育環境の整備と家庭や地域との連携を推進します。

(市民や企業に期待される役割)

◇市民の役割（地域、市民団体等を含む）

- ・学校の教育活動等に対する地域からの支援、助言
- ・児童生徒の安全のための見守り活動への参加、安全指導
- ・地域住民との交流事業の企画、参加
- ・学校行事への積極的な参加、協力
- ・体験学習(地域学習)での講師
- ・家庭での基本的な生活習慣の確立、家庭学習時間の増加、運動機会の拡充、食育の推進
- ・小中学校の適正配置等に対する学校、PTA、地域の理解と協力
- ・コミュニティ・スクール*への参画

◇企業の役割（事業所、個人生産者等を含む）

- ・職場見学・職場体験等のキャリア教育*への支援・協力
- ・学校教育活動への理解と支援

成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R5
夢と希望を持って生活している児童生徒の割合(%)	夢や希望を持って生き生きと生活する児童生徒の割合を示す指標です。増加を目指します。 出典：岩手県（学習定着度状況調査）	小 89.0 中 71.0	小 90.0 中 80.0

関連計画

- 第3期花巻市教育振興基本計画(令和3～7年度)
- 花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針(令和元年度～)
- 学力向上アクションプラン(令和元年度～)
- 花巻市いじめ防止等のための基本的な方針(平成26年12月～)
- 花巻市部活動の在り方に関する方針(令和2年3月～)
- 多忙化解消に向けた対策(平成30年度～)
- 第2期花巻市学校ICT推進計画(令和5～7年度)

施策1 学力・体力の向上

◇目指す姿

児童生徒の学力・体力が向上しています

◇現状

- ・学力については、小学校児童は県の水準と同程度となっていますが、中学校生徒はやや下回っている状況にあります。
- ・体力・運動能力については、中学校生徒は県や全国の水準を上回っていますが、小学校児童は、やや下回っている状況にあります。
- ・食生活や生活習慣の変化により、肥満傾向の児童生徒の割合が微増傾向にあります。

◇課題

- ・児童生徒の学力の向上を目指すために、学校の取組を支援する必要があります。
- ・児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、指導の充実を図る必要があります。
- ・児童生徒の健やかな成長のため、健康診断の結果を踏まえた食生活や生活習慣の改善を図る必要があります。

◇施策の方向

(1) 学力の向上

- ・「学力向上アクションプラン*」の推進
- ・学力調査等の結果を分析し、各校の学力向上の取組を支援
- ・はなまき授業サポーター・中学サポーターによる少人数指導の充実
- ・新学習指導要領を踏まえた研修会等の実施による教員の授業力向上

(2) 健やかな体の育成

- ・児童生徒への体育指導の充実
- ・体力向上のための特色ある実践的な学校の取組の推進
- ・小学校体育連盟及び中学校体育連盟事業に対する支援
- ・児童生徒に対する検診の実施や学校保健活動の充実
- ・学校給食を通じた食育指導の充実

政策3-2 学校教育の充実

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
教科学習における基礎基本の定着度（県平均を100とした場合の対比）（％）	児童生徒の「確かな学力」の定着状況を示す指標です。小学校は現在の高い水準を維持し、中学校は増加を目指します。 出典：岩手県（学習定着度状況調査）	小 100.2 中 97.2	小 100.2 中 98.0	小 100.2 中 99.0	小 100.2 中 99.5	小 100.2 中 100.0
児童生徒の「体力・運動能力調査」の全国平均を上回る項目割合（％）	児童生徒の体力・運動能力の状況を示す指標です。小学校は増加、中学校は高水準の維持を目指します。 出典：文部科学省（体力・運動能力調査）	小 42.7 中 68.8	小 43.0 中 68.8	小 44.0 中 68.8	小 45.0 中 68.8	小 46.0 中 68.8

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
学力向上推進事業 (学校教育課)	○学力向上支援員の配置 ○はなまき授業サポーターの配置 ○中学サポーターの配置 ○ICT支援員の配置 ○学習定着教材の活用 ○到達度学力検査の実施 ○知能検査の実施 ○漢字能力検定助成の実施	22.8	28.5	28.1	33.4
まなび交流学習事業 (学校教育課)	○小規模校と中規模校間で交流学習を実施	0.2	0.2	0.1	—
体力向上実践推進事業 (学校教育課)	○基礎体力の向上を図るため取組を支援	0.2	0.2	0.2	0.2
小学校外国語教育推進事業 (学校教育課)	○各小学校に外国語指導助手を派遣	30.7	31.0	30.1	30.1
中学校外国語教育推進事業 (学校教育課)	○各中学校に外国語指導助手を派遣 ○英語検定助成の実施	23.8	25.3	28.4	28.3
学校保健事業 【一部財・物価】 (学務管理課)	○児童生徒及び教職員の健康保持のため、学校医の確保及び各種健診を実施 ○学校保健の推進向上を図る事業を実施する 花巻市学校保健会に補助金を交付	93.7	76.2	96.2	67.1
小中学校スポーツ振興事業 (学校教育課)	○小中学校体育連盟への活動支援	2.4	2.2	2.7	2.9
修学旅行キャンセル料支援事業 【財・物価】 (学校教育課)	○新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行を延期等したことにより発生したキャンセル料に対する支援	3.5	1.5	0.7	—

施策2 豊かな人間性の育成

◇目指す姿

児童生徒が、郷土を誇りとし、自己肯定感*や思いやりの気持ちを持っています

◇現状

- ・生徒会ボランティア活動、各教科・領域や総合的な学習の時間及び復興教育活動等を通して、児童生徒の思いやりの心のはぐくまれています。
- ・自己肯定感*を持った児童生徒の割合が、年度ごとに大きく変動しています。

◇課題

- ・親切・思いやりの心を持った児童生徒の割合を高い水準で維持するために、現在取り組んでいる施策を継続する必要があります。
- ・自己肯定感*を育てるためには、安定した学校生活の中で、多様な学習の機会や「他者のために自分が役に立っているという経験」が必要です。

◇施策の方向

(1) 豊かな人間性の育成

- ・生徒指導の充実
- ・道徳教育の充実
- ・小・中学生の地域体験学習の充実
- ・生徒会におけるボランティア活動に対する支援
- ・小・中学生の復興・防災教育の推進
- ・芸術文化活動の推進

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
自己肯定感* を持った児童 生徒の割合 (%)	自己肯定感*を持つ児童生徒の状況を示す指標です。維持を目指します。 出典：岩手県（学習定着度状況調査）	小 78.0 中 71.0				
親切・思いや りの心を持った 児童生徒の 割合 (%)	児童生徒の豊かな人間性や社会性を示す指標です。高い水準の維持を目指します。 出典：岩手県（学習定着度状況調査）	小 96.0 中 96.0	小 96.0 中 96.0	小 96.5 中 96.5	小 96.5 中 96.5	小 97.0 中 97.0

政策 3-2 学校教育の充実

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
学校文化活動 事業 (学校教育課)	○中学校文化連盟への活動支援 ○音楽コンクール等への出場のための補助金 交付 ○美術作品の学校展示	0.6	0.6	0.6	0.6
キャリア学習 支援事業 (学校教育課)	○体験的な学習の支援 ○生徒会ボランティア活動支援 ○東日本大震災からの復興・防災教育の充実	7.0	7.0	6.9	6.8

施策3 特別支援体制の充実

◇目指す姿

すべての児童生徒が、毎日いきいきと学校生活を送っています

◇現状

- ・不登校児童生徒の出現率は全国の水準を下回っていますが、県の出現率を上回ることがあります。その様相は一層、多様化、複雑化しているため、対応が難しいケースが増えています。
- ・知的障がい、注意欠陥多動性障がい、自閉症等、特別な支援の内容や保護者のニーズの多様化が一層進んでいます。
- ・医療的支援を必要とする児童生徒が市内の学校に入学を希望しています。

◇課題

- ・不登校児童生徒出現の未然防止と早期対応のために、生徒支援員の資質向上や指導主事、スクールソーシャルワーカー及び教育相談員の各学校への派遣など、連携のあり方を検討する必要があります。
- ・特別支援学級だけでなく、通常学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒が増えていることから、ふれあい共育推進員の配置による適切な支援が必要です。
- ・医療的支援を必要とする児童生徒に対して適切な支援を行うため、看護師資格等を有する、ふれあい共育推進員が求められています。

◇施策の方向

(1) 不登校・学校適応指導の充実

- ・不登校の未然防止と早期対応の確実な実施
- ・学校の要望に対応した教育相談の実施
- ・指導主事、スクールソーシャルワーカーの派遣
- ・生徒支援員による不登校児童生徒への適切な対応

(2) 特別支援教育の推進

- ・研修会等の実施による特別支援教育の理解促進
- ・ふれあい共育推進員による適切な支援の実施
- ・ことばの教室巡回指導の確実な実施

政策 3-2 学校教育の充実

◇ 成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
不登校児童生徒の出現率 (%)	不登校児童生徒（年間 30 日以上欠席）の状況を示す指標です。減少を目指します。 出典：文部科学省（問題行動等調査）	小 0.35 中 3.06	小 0.30 中 3.00	小 0.30 中 3.00	小 0.25 中 2.95	小 0.56 中 3.92
個別の教育支援計画を作成している児童生徒の割合 (%)	「個別の教育支援計画」の作成状況を示す指標です。増加を目指します。 出典：岩手県（特別支援教育体制整備状況調査）	小 84.0 中 92.0	小 85.0 中 93.0	小 90.0 中 95.0	小 95.0 中 98.0	小 100.0 中 100.0

◇ 主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費 (百万円)			
		R2	R3	R4	R5
特別支援事業 (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい共育推進員の配置 ○特別支援体制の推進 ○学校適応支援のための支援員の配置 ○ことばの教室巡回指導のための指導員の配置 	71.8	77.9	80.7	91.9

施策4 教育環境の充実

◇目指す姿

適正で安全な施設環境が整い、家庭・地域と連携した学校教育が行われています

◇現状

- ・児童生徒の登下校時の交通事故や、不審者による声かけ事案が多くなっているほか、熊の出没情報も多くなっています。
- ・少子高齢化の進展や家庭環境の変化と併せ、保護者の価値観が多様化しているため、学校運営について厳しい意見があり、学校だけの対応では難しい状況にあります。
- ・パソコンやタブレットなど教育機器の発達が著しい状況です。
- ・児童数の減少が著しい複式学級を有する小学校において、発達段階に応じた学習環境を提供することが難しくなっています。
- ・老朽化が進んでいる校舎等があります。
- ・花巻地域の学校給食センターは施設や設備の老朽化による不具合が発生し、修繕費が増嵩しているほか、学校給食衛生管理基準や食物アレルギーへの十分な対応が難しい状況です。
- ・教職員の仕事量が増加し、超過勤務が改善されにくい状況です。
- ・中学校の部活動は、過剰な活動時間が問題となっているほか、生徒数の減少による廃部や休部、複数校による合同部活動が目立つようになっています。
- ・少子化に伴う高等学校入学者数の減少を受けて、岩手県教育委員会が策定した「新たな県立高等学校再編計画（後期計画）」による取組が進められています。
- ・経済的な事情により、修学が困難な学生に対する国の給付型奨学金制度が拡充されています。
- ・地域が必要とする若手の人材が不足している状況があります。

◇課題

- ・スクールガードの人数が減少傾向にあり、児童の登下校の十分な見守り体制の維持に課題がみられます。
- ・地域が学校の応援団となり、地域と学校が相互補完して同じ目標に向かうためには、地域住民に学校を理解してもらう必要があります。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の新学習指導要領に沿った教育環境を充実させるために、学校ICT*環境整備の充実が不可欠となっています。
- ・学校統合や学区の再編成は、保護者や地域の理解を得ながら検討する必要があります。
- ・安全安心な校舎等を維持するために、計画的な補修を進める必要があります。
- ・花巻地域の学校給食センターは、児童生徒数の推移を見極めながら、統廃合及び新設を含めて整備を検討する必要があります。
- ・教職員の超過勤務の要因として、中学校における部活動指導が大きな比重を占めていることから、部活動指導員の配置等を進める必要があります。

政策3-2 学校教育の充実

- ・中学校の部活動について、成長期の生徒が運動と休養のバランスのとれた生活を送ることができるような配慮とともに、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を着実に確保するため、部活動を段階的に地域移行していく必要があります。
- ・市内の高等学校を維持し教育の機会均等を確保するための支援に一定の成果が出ており、各校の特色づくりへの取組を継続して支援する必要があります。
- ・市の奨学金制度については、国の給付型奨学金制度への応募及び採用状況を見極め、状況に応じて見直す必要があります。
- ・地域の将来を担う人材の確保対策として、学校を卒業後、地域に定住を望む方を支援していく必要があります。

◇施策の方向

(1) 地域とともにある学校づくり

- ・地域の安全指導体制の強化
- ・コミュニティ・スクール*の推進
- ・家庭、地域の教育力向上のための支援

(2) 教育環境の充実

- ・「令和の日本型学校教育」を支える教育環境の整備
- ・少子化による児童生徒数の減少に対応した学校統合や学区再編
- ・安全安心で快適な学習環境の確保に向けた施設長寿命化の推進
- ・花巻地域の学校給食センターの最適な施設配置と施設整備の推進
- ・教職員の多忙化解消の推進
- ・適正な部活動の推進と休日の部活動の地域移行

(3) 高校教育への支援

- ・私立高等学校の振興に対する支援
- ・市内県立高等学校の存続及び学級数の維持による教育の機会均等の確保
- ・県外などから入学する生徒の学生寮の拡充
- ・高等学校以上の修学及び卒業後の地域への定住に対する支援

政策3-2 学校教育の充実

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
コミュニティ・スクール*の割合 (%)	学校・家庭・地域が連携した特色ある教育活動の構築に係る取組の成果を示す指標です。令和4年度までに全ての学校での導入を目指します。	—	6.6	20.0	100.0	100.0
教育用タブレットを活用できる児童生徒の割合 (%)	「主体的・対話的で深い学び」の新学習指導要領に沿った教育環境の整備状況を示す指標です。令和4年度までに全ての学校での整備を目指します。	—	73.3	96.7	100.0	100.0

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
小中学校学区再編成等調査事業 (教育企画課)	○児童生徒数の減少に対応した学校統合や学区再編の検討のため、PTA等との教育懇談会等を開催	1.5	0.2	2.0	0.2
私立高校振興事業 (教育企画課)	○私立高校の教育環境の整備充実のための運営費を支援	3.2	3.2	3.2	3.2
奨学金活用人材確保支援事業 (学務管理課)	○市内認可保育園に勤務する保育士に対し、市奨学金返還金の半額を補助 ○市内大学を卒業後に市内に居住した者に対し、市奨学金返還金の半額を補助 ○市内介護サービス事業所等で働く介護士に対し、市奨学金返還金の半額を補助 ○市内産科医療機関へ就職する産科医または助産師・看護師に対し、市奨学金返済金の半額を補助	0.6	0.5	0.7	0.9
学校安全確保事業 (学校教育課)	○児童生徒の登下校の安全確保のため、スクールガードリーダーを配置	0.5	0.5	0.5	0.5
教科用図書採択事業 (学校教育課)	○中部地区教科用図書採択協議会への負担金支出 ○教師用教科書及び指導書の購入	30.9	20.8	—	0.2
小学校施設維持事業 (教育企画課)	○小学校施設の維持管理・長寿命化を実施	67.2	265.2	154.0	453.1
中学校施設維持事業 (教育企画課)	○中学校施設の維持管理・長寿命化を実施	51.9	113.5	66.0	237.4
大迫中学校校舎改築事業 (教育企画課)	○安全・快適な教育環境を提供するため、改築した大迫中学校のグラウンド整備を実施	62.0	—	—	—
はなまき夢応援奨学金事業 (学務管理課)	○修学に向けた支援が必要な人で、かつ卒業後に市内に居住する意思をもつ人に、返還免除型の奨学金「はなまき夢応援奨学金」を貸与 ○国の制度改正を踏まえた市の制度のあり方検討	0.8	3.7	5.3	8.4

政策 3-2 学校教育の充実

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
岩手県立大迫 高等学校生徒 確保対策事業 (大迫地域振興 課)	○高校生おおはさま留学生受入れ ○岩手県立大迫高等学校生徒確保対策協議会 が行う生徒確保対策事業への支援	9.4	14.2	42.4	62.1
大迫高校生ベル ンドルフ市 派遣事業【一 部再掲】 (大迫地域振興 課)	○大迫高等学校生徒等の国際姉妹都市ベル ンドルフ市への派遣経費を補助	—	—	1.1	1.7
部活動適正化 促進事業 (学校教育課)	○部活動における適正な活動と教員の働き方 改革を推進するため、部活動指導員を配置	4.3	4.3	4.3	4.3
学校地域協働 連携事業 (学校教育課)	○地域人材を活用した学習支援 ○学校図書館巡回支援 ○同一地区の小学校と中学校の連携による円 滑な接続のための小中連携実践支援 ○コミュニティ・スクール*調査	5.3	5.2	6.9	7.8
学校給食セン ター改修事業 (学校給食管理 室)	○安定的な学校給食の提供のため、老朽化が 著しい学校給食センターの計画的な改修を 実施	30.1	16.9	28.4	33.8
学校安全総合 支援事業 (学校教育課)	○学校、保護者が連携して行う児童生徒の安 全確保を図るための取組の支援	0.4	—	—	—
小学校学習用 端末整備事業 【一部〆・物価】 (学務管理課)	○主体的・対話的で深い学びを実現するた め、1人1台の学習用タブレット端末及び 学習支援ソフトウェアの整備を実施	297.8	—	—	—
小学校教育環 境充実事業 【〆・物価】 (学務管理課)	○教室における3密対策として、空き教室等 を活用した授業を実施するために必要とな る大型モニター及び書画カメラの整備を実 施 ○自宅にWi-Fi環境が整っていない家庭に貸 し出しするため、モバイルWi-Fiルーター の整備を実施	18.2	3.1	—	—
中学校学習用 端末整備事業 【一部〆・物価】 (学務管理課)	○主体的・対話的で深い学びを実現するた め、1人1台の学習用タブレット端末及び 学習支援ソフトウェアの整備を実施	175.2	—	—	—
中学校教育環 境充実事業 【〆・物価】 (学務管理課)	○教室における3密対策として、空き教室等 を活用した授業を実施するために必要とな る大型モニター及び書画カメラの整備を実 施 ○自宅にWi-Fi環境が整っていない家庭に貸 し出しするため、モバイルWi-Fiルーター の整備を実施	11.8	2.0	—	—
学校給食セン ター整備事業 (学校給食管理 室)	○新たな学校給食センターの整備に向けた候 補用地の調査 ○整備及び運営手法の調査・検討	—	—	—	—
地域部活動推 進事業 (学校教育課)	○地域部活動コーディネーターの配置 ○地域部活動への移行に向けた環境整備	—	—	—	8.9
学校図書館支 援事業 (学校教育課)	○学校図書館支援員の配置 ○学校図書館司書の配置	—	—	—	4.5
学校安全特別 対策事業 (学務管理課)	○スクールバス車両への安全装置の装備	—	—	3.3	—

基本政策
3-3

生涯学習の推進

～生涯を通して学び、広い視野を持ち、活動しています～

政策の方針

社会経済情勢の変化への対応や地域課題の解決に向け、市民が生涯を通して学び、広い視野を持ち、活動していくためには、学習や活動のための環境づくりが必要です。

そのために、市民が自主的に生涯学習活動ができるよう支援を行います。また、地域と連携して青少年の自立に向けた育成を推進するほか、国際都市の実現に向け、市民の国際理解の醸成を図ります。

（市民や企業に期待される役割）

◇市民の役割（地域、市民団体等を含む）

- ・生涯学習活動への参加
- ・地域の生涯学習事業の企画と参加
- ・生涯学習施設の積極的な活用
- ・日常的な「学び」の習慣化
- ・学習成果の発表
- ・青少年の積極的な地域活動への参加
- ・国際交流、国際理解イベントへの参加・多文化共生についての理解

◇企業の役割（事業所、個人生産者等を含む）

- ・生涯学習活動に対する理解と支援
- ・生涯学習講座への講師の派遣
- ・青少年健全育成活動への理解と支援
- ・国際フェア等の国際理解事業への理解と支援
- ・多文化共生*社会への理解と推進

成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R5
日頃、学習活動や趣味、運動などに取り組んでいる市民の割合（％）	市民が日頃から物事に関心を持って自主的な学習活動に取り組んでいる状態を示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	35.9	40.0
生涯学習講座充足率（％）	市が企画または主催する生涯学習講座の定員数に対する参加者数の割合を示す指標です。増加を目指します。 花巻市生涯学習課調べ	95.0	100.0

関連計画

- 第3期花巻市教育振興基本計画（令和3～7年度）
- 花巻市子ども読書活動推進計画（令和4～8年度）

施策1 自主的学習の推進

◇目指す姿

自主的な生涯学習活動を活発に行っています

◇現状

- ・生涯学習講座やサークル団体等に関する情報が不足しているという声や、市民の自主的な生涯学習や地域での生涯学習活動において、講師の情報や派遣について支援を求める声があります。
- ・生涯学習活動として健康づくりやスポーツに関する需要が高まっている一方、生涯学習活動に対して、特に若者の参加、関心が少ない現状があります。
- ・花巻図書館をはじめ老朽化している生涯学習施設があり、整備が求められています。

◇課題

- ・生涯学習講座やサークル団体等に関する情報や、講師の情報について、SNS*等を活用した広報媒体の拡充が必要です。また、市民の自主的な生涯学習や地域の生涯学習活動においては、地域等と連携を密にし、柔軟に対応する必要があります。
- ・若者の生涯学習活動への参加、関心が少ない現状があるので、その背景を分析するとともに、若者向けの生涯学習講座の発掘やSNS*等を活用した周知方法の充実が必要です。
- ・老朽化している生涯学習施設は、安全で快適な学習空間として適切な整備が必要です。

◇施策の方向

(1)多様なニーズ・ライフスタイルに応じた講座の開設

- ・生涯学習講座の開設

(2)自発的・自主的学習活動の支援・相談体制の充実

- ・生涯学習講師の派遣
- ・地域が実施する生涯学習活動への支援

(3)情報発信の強化

- ・生涯学習に関する情報の発信

(4)生涯学習関連施設の充実・利用促進

- ・生涯学習拠点施設等の維持管理、充実
- ・新花巻図書館の整備

政策 3-3 生涯学習の推進

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
ふれあい出前講座利用件数 (件)	ふれあい出前講座を地域で実施している件数を示す指標です。増加を目指します。 花巻市生涯学習課調べ	432	400	475	480	500
市民一人当たりの図書貸出数 (冊)	生涯学習の主要施設である図書館の利用状況を示す指標です。増加を目指します。 図書貸出数(団体除く)/市人口	3.5	3.7	3.8	3.9	4.0

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
生涯学習講座 開催事業 (生涯学習課)	○高齢者学級、女性学級の開催 ○市民講座の開催 ○富士大セミナー、県内大学等講座の開催 ○27 コミュニティで開催する生涯学習事業の支援 ○家庭教育事業の支援	23.9	25.7	26.2	26.7
生涯学習活動 支援事業 (生涯学習課)	○ふれあい出前講座の開催 ○生涯学習フェアの開催 ○まなびキャンパスカードの発行 ○学習資源検索システム運営 ○はなまきまなびポイントの付与	8.3	8.3	8.4	8.5
視聴覚教育推 進事業 (花巻図書館)	○視聴覚資料、機材の貸出 ○16ミリ映写機操作技術講習会の開催 ○こども映画会の開催 ○夏・冬・春休みこども映画会の開催 ○こども読書週間時及び読書週間時映画会の開催 ○休日ほっと映画会の開催 ○バリアフリー映画会の開催	3.1	3.1	3.2	3.4
生涯学習施設 整備事業 (生涯学習課)	○生涯学園都市会館(まなび学園)改修(給排水設備修繕、全館LED交換、外壁工事、他) ○石鳥谷生涯学習会館改修(受変電設備等更新、トイレ洋式化等改修、空調設備改修、外壁塗装、他)	113.0	155.4	63.7	92.5
読書活動推 進事業 (花巻図書館)	○ブックスタート及びブックスタートプラス、フォローアップの実施 ○読み聞かせの実施 ○みんなでライブラリーの開催 ○読書活動推進スキルアップ講座の開催 ○読書おもいで帳の発行	7.2	7.2	7.4	8.1
図書館整備事 業 (新花巻図書館 計画室)	○新花巻図書館整備(整備基本計画の策定、施設整備補助等調査、基本設計・実施設計、開館準備等)	0.3	4.3	7.2	1.5
図書館改修事 業 (花巻図書館)	○東和図書館管理棟屋根の改修 ○東和図書館管理棟トイレの改修 ○石鳥谷図書館空調設備の更新	43.3	54.4	—	25.9

施策2 青少年の社会教育*

◇目指す姿

地域社会の中で、自立した青少年が育つ環境が整っています

◇現状

- ・地域の中で行事やボランティア活動に、青少年が参加していると思う市民の割合が、平成 30 年度に 27.0%となっており、少ないと捉えられています。
- ・花巻警察署管内の少年補導者数は減少しています。

◇課題

- ・青少年が参加しやすい事業の計画と、事業の周知方法を検討する必要があります。
- ・非行の発生をさらに減らすため、継続した非行防止の取組が必要です。
- ・インターネットやスマートフォンの普及などにより犯罪が多様化していることから、時代に合わせた青少年の非行防止策を講じていく必要があります。

◇施策の方向

(1) 青少年活動の推進

- ・青少年健全育成のための事業の開催及びSNS*等を活用した周知
- ・青少年健全育成事業の支援

(2) 青少年の非行防止

- ・少年センター*等による青少年の非行防止

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
地域で行われている行事やボランティア活動に、青少年が参加していると思う市民の割合 (%)	青少年が地域の中で行事やボランティア活動に加わるなど、地域社会の一員となって育っているかどうか市民の認識の度合いを示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	27.0	37.0	38.0	39.0	40.0
青少年の健全育成活動にかかわった市民の割合 (%)	青少年の育成のため、地域での子どもの見守りや健全育成活動など、具体的な市民の取組状況を示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	20.6	27.0	28.0	29.0	30.0

政策 3-3 生涯学習の推進

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
青少年活動推進事業 (生涯学習課)	○はなまきおもしろ探検隊の開催 ○青少年関係団体への補助金の交付 ○成人式開催 ○花巻市青少年育成市民会議への補助金の交付	2.7	2.8	3.1	2.9
非核平和推進事業 (総務課)	○非核平和学習会の開催 ○非核平和学習会感想文集の発行 ○平和教室の開催 ○非核平和展の開催	0.8	0.8	0.8	1.2
少年センター *運営事業 (市民生活総合相談センター)	○少年補導委員による街頭補導活動 ○青少年問題協議会の開催	4.4	3.9	4.0	4.0

施策3 国際都市の推進

◇目指す姿

世界に目を向け、様々な地域の文化や風土を受け入れ、交流しています

◇現状

- ・市内外の若者を含め、日本以外の文化や考え方等についての理解を深め、柔軟に受け入れる重要性が高まっています。
- ・新型コロナウイルスの影響で海外の人たちと直接交流する機会が無くなり、国際交流に関心のある市民の割合が、令和2年度に 29.7%となっており、以前に比べると少なくなっています。
- ・新型コロナウイルスの影響で国内友好都市*と交流する機会が減り、市民が友好都市*について知る機会が減っています。
- ・外国人市民のための日本語講座等の開催要望があります。
- ・技能実習生を中心に外国人市民が増えてきています。

◇課題

- ・国際理解を深めるための取組についての周知が必要です。
- ・新型コロナウイルスの影響により薄れつつある国際交流事業への関心と理解を高める必要があります。
- ・国内友好都市*についての情報発信が必要です。
- ・定住外国人支援と多文化共生の推進が求められています。

◇施策の方向

(1) 国際理解の醸成

- ・国際理解事業についての積極的なPR

(2) 国際都市化に向けた環境づくり

- ・日本語講座など外国人市民支援の推進
- ・多言語による市の情報発信
- ・多文化共生*の推進

(3) 国際交流の推進

- ・姉妹都市*等との交流事業の実施
- ・ホットスプリングス市 30 周年記念事業の実施
- ・国際交流事業に関する情報発信

(4) 国内交流の活性化

- ・国内友好都市*との交流事業の実施
- ・国内友好都市*に関する情報発信

政策 3-3 生涯学習の推進

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
海外の姉妹、友好都市*との交流など国際交流に関心のある市民の割合 (%)	年代を問わず多くの市民が、姉妹・友好都市*等との交流を含む様々な交流事業に関心を持っている割合を示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	37.3	38.0	38.0	29.8	30.0
国際交流事業に参加した市民の割合 (%)	各種講座やイベント、海外からの受入事業等に参加した市民及び姉妹都市*等への派遣事業に参加した市民の割合です。増加を目指します。 花巻市国際交流室調べ 参加者数/市民人口	4.46	4.71	5.06	1.54	1.60
国内友好都市*交流事業に参加した市民の割合 (%)	友好都市*の平塚市、十和田市との交流事業に参加した市民の割合です。増加を目指します。 花巻市友好都市*交流委員会調べ 参加者数/市民人口	0.38	0.40	0.42	0.07	0.10

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
国際都市推進事業 (国際交流室)	○国際都市推進員の雇用 ○国際交流センターの運営 ○(公財)花巻国際交流協会事業への補助 ○復興ありがとうホストタウン*事業の実施	21.1	20.9	20.3	20.3
国際姉妹都市*等交流推進事業 (国際交流室)	○姉妹都市*等交流事業への補助(青少年海外派遣研修、海外青少年・市民等の受入れ) ○大迫高等学校生徒等の国際姉妹都市*ベルンドルフ市への派遣経費 ○ラットランド市 35 周年記念事業(R3)、ホットスプリングス市 30 周年記念事業(R5)の実施	0.6	—	1.0	29.1
国内友好都市*交流推進事業 (国際交流室)	○花巻市友好都市*交流委員会事業への補助(平塚市・十和田市との交流)	0.3	0.2	1.8	1.7

基本政策
3-4

スポーツの振興

～いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しみ、元気に活動しています～

政策の方針

市民が気軽にスポーツに親しむためには、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツできる環境づくりが必要です。

そのために、地域における生涯スポーツを推進し、スポーツに親しむ機会を提供するほか、競技スポーツのレベル向上や大規模スポーツ大会の開催によるスポーツ交流の拡充を通じてスポーツへの関心が高まるよう取り組みます。

(市民や企業に期待される役割)

◇市民の役割（地域、市民団体等を含む）

- ・生涯にわたり積極的にスポーツに取り組む
- ・スポーツの指導や交流による次世代の育成
- ・地域スポーツ行事の主催と参加
- ・スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ*等を含めた地域主体のスポーツ活動への支援と参加
- ・各種大会等で訪れる市外の選手、観客をおもてなしの心で迎える

◇企業の役割（事業所、個人生産者等を含む）

- ・県内プロスポーツへの協賛
- ・スポーツイベントの開催や支援
- ・企業内スポーツの推進やスポーツ大会の実施
- ・スポーツ大会による地域住民との交流
- ・従業員がスポーツ活動へ参加・指導できる環境づくり

成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R5
日頃からスポーツに取り組んでいる市民（20歳以上）の割合（%）	市民（20歳以上）の週1回以上のスポーツ実施率を示しています。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	48.0	65.0

関連計画

- 第3期花巻市教育振興基本計画（令和3～7年度）
- 花巻市スポーツ推進計画（平成29～令和7年度）

施策1 生涯スポーツの推進

◇目指す姿

生涯にわたり気軽にスポーツを行っています

◇現状

- ・運動をほとんど行っていない市民の割合が 32.6% (市民アンケート) であり、依然高い傾向にあります。
- ・老朽化が進んでいるスポーツ施設があります。
- ・学校や地域の実情に応じたスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ*等を活用した事業が望まれています。
- ・地域でのスポーツ指導者が多忙化しており、スポーツ指導への支障が出ています。

◇課題

- ・市民が気軽にスポーツに親しむ機会の提供が必要です。
- ・利用実態に応じた施設整備や既存施設の計画的な維持管理が必要です。
- ・スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ*等を含めた地域主体のスポーツ活動支援が必要です。
- ・地域スポーツ指導者の地域での役割増大や高齢化への対応が課題となっています。

◇施策の方向

(1) 生涯スポーツ活動の推進

- ・早起きマラソンの推進
- ・多様なスポーツ教室やスポーツイベントの開催
- ・地域のスポーツ指導者等の養成、派遣
- ・ニュースポーツの普及
- ・スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ*等を含めた地域主体のスポーツ活動の安定経営・定着化支援
- ・スポーツ施設の整備、維持修繕による長寿命化の推進

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
早起きマラソン三賞（皆勤賞・精勤賞・努力賞）受賞率（%）	早起きマラソン総会員のうち、三賞（皆勤賞・精勤賞・努力賞）の受賞者割合を指標とします。人口減少の中で現状維持を目指します。 花巻市スポーツ振興課調べ 三賞受賞者/総会員数	49.6	50.0	50.0	50.0	50.0
スポーツ教室等（市関連事業）の参加者率（%）	各種スポーツ教室の参加者率を指標とします。人口減少の中で現状維持を目指します。 花巻市スポーツ振興課調べ 参加者数/市民人口	15.5	15.8	16.0	16.2	16.2

政策 3-4 スポーツの振興

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
地域スポーツ 推進事業 (スポーツ振興 課)	○早起きマラソンやスポーツ教室等の開催	17.0	16.1	16.4	14.9
地域スポーツ 支援事業 (スポーツ振興 課)	○(一財)花巻市体育協会やスポーツクラブ、 各種実行委員会が実施するスポーツ教室や イベント等の開催支援	23.2	23.5	23.8	24.2

施策2 競技スポーツの推進

◇目指す姿

競技レベルが向上し、各種大会で活躍しています

◇現状

- ・岩手県大会以上の大会への出場件数は、ほぼ横ばいの状態です。
- ・地域でのスポーツ指導者が多忙化しており、スポーツ指導への支障が出ています。

◇課題

- ・子どもたちをはじめ、競技レベルの向上を目指す選手たちには、夢の実現や市民に希望を与える上でも支援が必要です。
- ・競技力向上に取り組むために、スポーツ指導者の育成が必要です。

◇施策の方向

(1) 競技レベルの向上

- ・スポーツ大会の開催
- ・全国大会等の派遣に対する支援
- ・指導者養成や選手強化への支援
- ・トップアスリート等を招いた講演会等の開催

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
競技大会出場 事業補助金を 交付した岩手 県大会以上の 優勝件数 (件)	競技レベルが向上し、各種大会における活躍を示す指標です。現状維持を目指します。 花巻市スポーツ振興課調べ	25	25	25	25	25
市民スポーツ 大会参加延べ 人数 (人)	各競技団体が競技力向上をねらいとして開催している大会です。現状維持を目指します。 花巻市スポーツ振興課調べ	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000

政策 3-4 スポーツの振興

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
競技スポーツ 支援事業 (スポーツ振興 課)	○(一財)花巻市体育協会への支援 ○スポーツ競技大会出場事業補助金の交付	9.2	29.3	38.4	39.0
はなまきベー スボールフェ スタ開催事業 (スポーツ振興 課)	○埼玉西武ライオンズメットライフドームで の「花巻デー」の開催 ○ふれあい野球教室の開催	—	—	—	7.8

施策3 大規模スポーツ大会の開催

◇目指す姿

スポーツ交流が拡大し、スポーツへの関心が高まっています

◇現状

- ・大規模スポーツ大会やイベントの入込者数は減少していますが、東北大会以上の開催件数は横ばいの状態です。
- ・合宿の誘致件数は横ばいの状態です。
- ・各スポーツ施設の老朽化が進んでおり、改修や高規格化が望まれています。

◇課題

- ・地域経済の活性化や施設の有効利用の観点から、大規模スポーツ大会やイベントの誘致が必要です。
- ・当市の交通の利便性やスポーツ施設の優位性を生かした合宿誘致が必要です。
- ・各スポーツ施設の計画的な改修が必要です。

◇施策の方向

(1) スポーツイベント・大規模大会の誘致

- ・はなまきスポーツコンベンションビューロー*を核としたスポーツ大会の誘致と開催支援
- ・広域的な連携による国際スポーツ大会の誘致推進

(2) 合宿の誘致

- ・関東圏等からのスポーツを含む合宿の誘致推進
- ・広域的な連携による合宿の誘致推進

(3) 大規模スポーツ施設の充実

- ・大規模大会などに対応した施設の計画的な改修
- ・新たなスポーツ施設の整備の調査・検討

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
大規模スポーツ大会やイベントの入込者数 (千人)	スポーツによる交流人口が拡大し、スポーツ交流の機会の充実度を示す指標です。現状維持を目指します。 <small>はなまきスポーツコンベンションビューロー*調べ</small>	134	134	134	134	134
市内での東北大会以上の大会開催数 (大会)	スポーツによる交流人口が拡大し、スポーツ交流の機会の充実度を示す指標です。現状維持を目指します。 <small>はなまきスポーツコンベンションビューロー*調べ</small>	38	38	38	38	38

政策 3-4 スポーツの振興

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
スポーツ大会・合宿誘致推進事業 (スポーツ振興課)	○大規模スポーツ大会や合宿の誘致を推進	8.3	8.6	9.0	8.2
スポーツ施設環境整備事業 (スポーツ振興課)	○大規模大会などに対応したスポーツ施設の改修	173.7	352.8	64.4	348.5
東京2020オリパラ関連イベント開催事業 (スポーツ振興課)	○東京2020オリンピック聖火リレーの開催 ○東京2020パラリンピック聖火フェスティバルの開催 ○東京2020オリンピックパブリックビューイングの開催	2.0	6.3	—	—
インターハイ開催事業 (スポーツ振興課)	○令和2年度全国高等学校総合体育大会ハンドボール競技大会の開催	2.7	—	—	—
日本スポーツマスターズ2020岩手大会開催事業 (スポーツ振興課)	○日本スポーツマスターズ2022岩手大会の開催	—	—	1.3	—

基本政策
3-5

芸術文化の振興

～地域の歴史や文化、先人に誇りを持ち、芸術文化に親しんでいます～

政策の方針

市内の芸術文化を振興させるためには、市民が地域の歴史や文化、先人の理解を通じ、芸術文化に親しむことができる環境づくりが必要です。

そのために、身近な場所で芸術文化に触れることができる機会を拡充するとともに、先人を顕彰し、その功績が理解されるよう取り組みます。また、文化財の適切な保護や活用を図るとともに、地域に伝わる民俗芸能*の伝承を支援します。

(市民や企業に期待される役割)

◇市民の役割(地域、市民団体等を含む)

- ・地域の歴史、文化、先人に対する理解
- ・地域の民俗芸能*の伝承と後継者育成
- ・地域文化財の保存、伝承、掘り起こし
- ・芸術文化活動の実践と発表
- ・市民芸術祭や芸術公演等鑑賞機会の利用
- ・地域の芸術文化施設の運営に対する市民の積極的な参画*

◇企業の役割(事業所、個人生産者等を含む)

- ・従業員の芸術文化活動・鑑賞に対する理解と支援
- ・地域の文化活動に対する理解と支援
- ・文化財の保護伝承活動への理解と支援

成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R5
この1年間に芸術文化活動を行った市民の割合(%)	芸術文化活動を行っている市民の割合を示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市(市民アンケート)	23.7	40.0
郷土の歴史・文化に対する誇りや愛着を持つ市民の割合(%)	地域の歴史や文化、先人など普段暮らしている地域・郷土に対する市民の誇りと愛着度を示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市(市民アンケート)	68.8	70.0

関連計画

- 第3期花巻市教育振興基本計画(令和3～7年度)
- (仮称)花巻市文化財保存活用地域計画(令和6年度～)

施策1 芸術文化活動の推進

◇目指す姿

身近な場所で芸術文化に触れ、芸術文化活動を行っています

◇現状

- ・優れた芸術文化事業に触れる機会の情報が不足しているとの意見があります。
- ・芸術活動への参加者が高齢化しています。
- ・芸術文化の拠点である文化会館が老朽化しています。
- ・美術作品等を保管する場所が分散・老朽化しています。

◇課題

- ・優れた芸術文化活動に触れる機会の情報提供を拡大する必要があります。
- ・芸術活動への関心を高めるため、芸術活動内容や活動団体を周知する必要があります。
- ・文化会館の整備について公共施設マネジメント計画に基づき適切に対応する必要があります。
- ・芸術作品等保管場所の確保策を検討する必要があります。

◇施策の方向

(1) 芸術文化に触れる機会の提供

- ・優れた作品の鑑賞機会の提供
- ・芸術文化施設の整備の検討・実施
- ・美術作品等保管場所の整備の検討

(2) 芸術文化活動の支援

- ・芸術活動の発表の場の提供
- ・市民の芸術文化活動の支援
- ・SNS*等を活用した芸術活動の周知の拡大

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
市民芸術祭参加者数 (人)	市民芸術祭の各会場の参加者数を示しています。増加を目指します。 花巻市生涯学習課調べ	2,978	3,500	3,600	3,800	4,000
市民芸術祭入場者数 (人)	市民芸術祭の各会場入場者数を示しています。増加を目指します。 花巻市生涯学習課調べ	10,758	10,700	10,800	10,900	11,000

政策 3-5 芸術文化の振興

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
芸術文化推進事業 (生涯学習課・文化会館)	○小学生アートセミナーの開催 ○所蔵美術品の貸出事業の実施 ○小中学生美術展の開催 ○市芸術協会へ事業補助金の交付 ○市民芸術祭実行委員会負担金の交付 ○芸術文化全国大会等出場へ補助金の交付 ○文化会館自主事業の実施	13.7	35.6	37.1	37.1
文化会館施設改修事業 (文化会館)	○大ホール舞台照明、音響設備の改修 ○大ホール機械室屋上防水工事 ○長寿命化に向けた施設改修の調査・検討	262.8	—	313.8	9.4
萬鉄五郎記念美術館企画展示事業 (萬鉄五郎記念美術館)	○萬鉄五郎記念美術館企画展覧会の開催 ○収蔵品展の開催	6.3	10.4	9.5	9.7
美術普及活動推進事業 (萬鉄五郎記念美術館)	○萬鉄五郎祭実行委員会開催に係る負担金	—	—	0.2	0.2
萬鉄五郎記念美術館等整備事業 (萬鉄五郎記念美術館)	○美術館収蔵施設の整備	5.6	44.3	2.2	58.2

施策2 先人の顕彰

◇目指す姿

郷土の先人の功績を理解しています

◇現状

- ・地域に誇りを持つ後継者づくりと人材育成のため、子ども達が先人の功績に触れる機会の充実が求められています。

◇課題

- ・先人の顕彰や新たに掘り起した先人などの紹介方法・紹介の場づくりを系統立てて行う取組が必要です。
- ・宮沢賢治生誕の地として、市内外のより多くの人に宮沢賢治やその作品に触れていただくために、市民や関係団体との協働*による継続した取組が必要です。

◇施策の方向

(1) 郷土の先人に対する理解の促進

- ・先人顕彰施設の展示内容や企画展の充実
- ・市民講座、セミナー等の開催
- ・先人顕彰施設の環境整備

(2) 賢治さんの香りあふれるまちづくりの推進

- ・賢治さんを感じることができる場にするための、関連施設の環境整備や関連催事の充実
- ・宮沢賢治関連情報発信の充実

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
この1年間に宮沢賢治記念館等の市内の先人顕彰施設を訪れたり、郷土の先人に関するイベントに参加した市民の割合(%)	郷土の先人の功績を理解するため、市民が先人顕彰施設を訪れたり、イベントに参加している状況を示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	32.7	33.0	34.0	35.0	36.0
日常生活の中で宮沢賢治の作品や考え方に触れる機会があると思う市民の割合(%)	賢治さんの香りあふれるまちづくりの事業成果が市民に享受されているかを示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	59.7	61.0	62.0	63.0	65.0

政策 3-5 芸術文化の振興

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
先人顕彰推進事業 (生涯学習課)	○共同企画展開催 ○先人顕彰ギャラリー展開催	3.2	3.2	6.8	2.5
宮沢賢治普及・啓発事業 (宮沢賢治イーハトーブ館)	○宮沢賢治学会イーハトーブセンター事業への補助金 ○企画展開催	13.1	13.1	13.1	13.1
新渡戸記念館企画展示事業 (花巻新渡戸記念館)	○特別展開催 ○教育普及事業	1.4	1.5	1.4	1.4
高村光太郎記念館企画展示事業 (生涯学習課)	○高村光太郎に関する企画展開催 ○高村光太郎記念館講座開催	1.0	1.0	1.0	1.2
賢治のまちづくり推進事業 (賢治まちづくり課)	○賢治セミナーの開催 ○「賢治の世界」セミナーの開催 ○「賢治の世界」ワークショップの開催 ○宮沢賢治賞・イーハトーブ賞表彰式の開催 ○宮沢賢治記念館特別展の開催 ○宮沢賢治記念館開館行事の開催 ○全国高校生童話大賞への負担金 ○宮沢賢治創造芸術公演の開催 ○宮沢賢治生誕祭全国俳句大会への補助 ○賢治フェスティバルの開催 ○宮沢賢治没後90年事業の実施 ○賢治アートストリート事業の実施 ○イギリス海岸リーフレットの作成・配布 ○宮沢賢治イベントカレンダーの作成・配布	30.1	46.9	79.5	80.4
新渡戸記念館整備事業 (花巻新渡戸記念館)	○高圧受変電設備(屋外型キュービクル)の更新	—	4.4	—	—
宮沢賢治童話村整備事業 (賢治まちづくり課)	○ライトアップ機材等倉庫の新築	—	—	—	2.0

施策3 文化財の保護と活用

◇目指す姿

文化財を適切に保護・活用しています

◇現状

- ・市内には、地域の歴史や文化を伝える有形・無形文化財が数多く所在していますが、滅失や廃絶のおそれが生じているものもあります。
- ・市内の文化財に興味・関心のある市民の割合や、市内の文化財等を知っている市民の割合が低い状態です。

◇課題

- ・文化財の保存・保護・伝承のための課題を整理し、所有者や関係者と共に必要な措置を講ずる必要があります。
- ・文化財に対する市民の関心や認知、保護に係る理解が十分に浸透していないことから、向上させる手立てが必要です。

◇施策の方向

(1)文化財の保護

- ・文化財の調査と指定
- ・国、県等の有形・無形文化財指定登録に向けた支援
- ・市が所有する文化財の適切な管理
- ・個人等が所有する文化財の適切な保存のための指導と維持補修に対する補助
- ・地域との情報共有の推進
- ・埋蔵文化財保護のための適切な周知と指導
- ・埋蔵文化財の記録保存及び分布状況調査
- ・総合文化財センターにおける埋蔵文化財の整理、分類、保管

(2)文化財の公開と活用

- ・各種講座、講演会、セミナー等の開催
- ・文化財を生かした地域事業や学校教育への協力
- ・説明板や案内板等の改修、設置
- ・文化財施設での特別展、企画展の充実

政策 3-5 芸術文化の振興

◇ 成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
この1年間に博物館等の市内の文化財関連施設を訪れたり、文化財に関する講座・セミナー等に参加した市民の割合(%)	市内の文化財に対する市民の興味・関心を示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市(市民アンケート)	21.4	22.0	23.0	24.0	25.0
文化財に関する講座・セミナー等への参加者数(人)	文化財関連施設(博物館、総合文化財センター)が行う講座やセミナー等への参加者数です。増加を目指します。 花巻市博物館、文化財課調べ	4,304	4,400	4,400	4,500	4,500

◇ 主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
文化財保護活用事業 (文化財課)	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財の調査・指定等 ○市所有文化財の適切な管理運営 ○花輪堤ハナショウブ群落の調査・保存管理 ○文化財保存活用地域計画の作成 ○石鳩岡神楽・土沢神楽の調査・映像記録作成 ○花巻城内伊藤家住宅の修復 ○市指定文化財所有者への管理指導・修理費補助 ○旧小原家住宅の防火設備設置 ○文化財説明板・案内板の設置・修繕 ○文化財セミナー・早池峰自然観察会等の開催 ○文化財調査報告書・花巻市史資料編の作成 ○岩手県文化財愛護協会への負担金の支出 	46.0	33.9	29.2	27.1
埋蔵文化財保護活用事業 (文化財課)	<ul style="list-style-type: none"> ○埋蔵文化財保護のための遺跡情報周知と保護措置(発掘調査・工事立合等)の実施 ○埋蔵文化財の記録保存調査、市内遺跡の分布状況調査の実施 ○花巻城跡内容確認調査の実施及び成果整理 ○埋蔵文化財・史跡等を活用した各種講座及び講演会・セミナーの開催 ○埋蔵文化財を活かした地域事業への協力 ○遺跡標柱の設置 ○総合文化財センターにおける埋蔵文化財の収蔵・展示 ○利活用に向けた資料の再整理及び展示・体験学習等の実施 	26.8	35.0	33.6	39.9
展示活動事業 (博物館)	<ul style="list-style-type: none"> ○博物館資料の収集及び整理保管、研究 ○特別展・テーマ展・企画展・共同企画展(先人顕彰)の開催 	8.9	16.5	17.9	13.0
教育普及活動事業 (博物館)	<ul style="list-style-type: none"> ○博物館と学校教育の連携による調査・研究 ○体験学習・各種講座の開催 	2.3	2.3	2.3	2.2
市史編さん事業 (博物館)	<ul style="list-style-type: none"> ○市史の編さんに向けた調査研究 	—	—	3.5	8.5

施策4 民俗芸能*の伝承

◇目指す姿

民俗芸能*への理解が深まり、伝承活動を活発に行っています

◇現状

- ・市内には、ユネスコ無形文化遺産*に登録された早池峰神楽をはじめとして、数多くの民俗芸能*が各地域に伝承されていますが、多くの団体において少子高齢化等による後継者不足が進んでおり、伝承に苦慮しています。
- ・民俗芸能*団体からは、伝承への意識づけと練習するきっかけとなる披露の機会を増やしてほしいとの意見があります。

◇課題

- ・地域の民俗芸能*保存会と共に、民俗芸能*を継承する人材の確保・育成策を検討する必要があります。
- ・民俗芸能*を発表・披露する場を増やす必要があります。

◇施策の方向

(1) 民俗芸能*の伝承支援

- ・民俗芸能*団体の活動状況の調査と要望に応じた支援
- ・民俗芸能*の発表の場や伝承活動の場の確保
- ・公演会情報等の市民へのPRの推進

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
郷土芸能*団体数 (団体)	地域で実際に郷土芸能*伝承・保存活動をしている団体の数です。現状の団体数の維持を目指します。 花巻市文化財課調べ	96	96	96	96	96

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
民俗芸能*伝承支援事業 【一部財・物価】 (文化財課)	○花巻市郷土芸能*鑑賞会、花巻市青少年郷土芸能*フェスティバル等の開催 ○全国民俗芸能*保存振興市町村連盟への加盟 ○各種助成事業の周知及び申請事務等の支援 ○民俗芸能*団体との意見交換会の開催 ○小中学校での民俗芸能*の鑑賞会の開催	0.8	3.0	4.4	3.0

4 地域づくり

～すべての市民が手と心をつなぐ、個性あふれる
自立したまち～

基本政策
4-1

地域主体のまちづくり

～個性あふれる地域づくりが活発に行われています～

政策の方針

これまで進めてきた住民主体の地域づくりが、より個性にあふれ活発に行われるためには、幅広い世代の市民のさらなる参画*と安定した地域づくりの基盤が必要です。

そのために、老若男女多くの住民が地域づくりに参加できるよう意識の醸成を図るとともに、地域づくりの中心となるコミュニティ会議*の基盤強化に向けて支援を行います。

(市民や企業に期待される役割)

◇市民の役割（地域、市民団体等を含む）

- ・住んでいる地域への誇りと愛着の醸成
- ・身近な地域活動やコミュニティ会議*の活動への理解と積極的な参画*
- ・地域活動の情報発信と、多くの住民や地元の企業が参画*できる開かれたコミュニティ会議*の運営
- ・地域の課題解決に向けた主体的・積極的な取組
- ・地域のリーダーや人材の育成
- ・住民相互の親睦や世代間交流の機会の提供
- ・近隣地域との連携

◇企業の役割（事業所、個人生産者等を含む）

- ・地域活動やコミュニティ会議*の活動への参画*、支援
- ・従業員が住む地域へ積極的に関わることができる環境整備

成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R5
この1年間に地域の活動に参加した市民の割合 (%)	市民の地域づくりに参加している状況を示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	83.9	90.0

施策1 地域づくりへの参加促進

◇目指す姿

老若男女多くの住民が地域づくりに参加しています

◇現状

- ・人々の価値観やライフスタイルの多様化が見られる中、相互扶助意識の希薄化などによる地域づくり活動への影響が懸念されています。
- ・少子高齢化による人口減少が進み、地域づくりの担い手が不足し、地域づくり活動維持への影響が表れている地域があります。
- ・地域づくりの活動拠点である振興センター*は、市民の自主的な地域活動や生涯学習の場として多くの市民に利用されています。

◇課題

- ・地域づくり活動への参加促進に向けた意識の醸成が必要となっています。
- ・地域づくり活動の維持や担い手を確保するため、若者や女性の地域づくりへの参画*を促進するほか、市への定住推進、市外からの移住促進を図る必要があります。
- ・振興センター*等の長寿命化を図るため、計画的に改修をしていく必要があります。

◇施策の方向

(1) 地域づくり活動への参加促進に向けた意識づくり

- ・若者や女性など市民みんなが地域づくりに参画*できる仕組みづくりへの支援(中間支援組織*によるコミュニティ会議*へのサポート)

(2) 身近な地域コミュニティの活動支援

- ・振興センター*の改修整備
- ・自治公民館等の整備改修支援

(3) 定住・交流の促進

- ・市外からの移住希望者や市内子育て世帯等の移住定住の促進と環境等整備
- ・市民と移住希望者の交流の創出
- ・地域課題の解決に向けた地域外人材の誘致と定住、関係人口化
- ・シティプロモーション*による移住先としての認知度向上
- ・地域団体等と連携した広域的な婚活支援

政策4-1 地域主体のまちづくり

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
振興センター* *利用人数 (千人)	地域づくりの拠点施設である振興センター*の利用状況を示す指標です。各振興センター*の目標値の総計です。現状の利用者数より高い水準を目指します。 花巻市地域支援室調べ	266	300	300	300	300
市民一人あたり 振興センター* *利用回数 (回)	地域づくりの拠点施設である振興センター*の利用状況を示す指標です。市民一人あたりの振興センター*利用回数の目標値です。現状の利用回数より高い水準を目指します。 花巻市地域支援室調べ	2.8	3.1	3.1	3.1	3.1
国・県・市の制度を活用した 移住者数 (人)	国・県・市の移住支援制度を活用した転入者数です。毎年48人の確保を目指します。 花巻市定住推進課調べ	72	48	48	48	48

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
自治公民館整備 事業 (地域づくり課)	○自治公民館施設の整備に対する支援	7.5	5.9	4.7	6.4
振興センター* 等整備事業 (地域づくり課)	○振興センター*の建物調査 ○振興センター*の改修等工事	67.4	66.1	175.5	98.6
在京人会運営 補助事業 (地域づくり課)	○在京人会が行う市のPR活動に対する支援 ○在京人会が行う郷土との交流を深める活動 に対する支援	2.2	2.1	2.1	2.1
地域づくり活動 推進事業 【再掲】 (地域づくり課)	○地域づくり交付金の交付 ○協働によるまちづくりを推進するための取 組	207.8	209.5	211.7	204.0
移住・定住促 進等対策事業 (定住推進課)	○空き家バンクの運用 ○移住に関する支援情報を専用ホームページ より発信 ○首都圏でのPR活動等の実施	6.7	12.1	12.1	12.6
地域おこし促 進事業 (定住推進課)	○総務省「地域おこし協力隊*」を活用した 市内での地域おこし活動に対する支援	41.8	45.3	52.4	45.5
婚活支援団体 育成事業 【Jof・物価】 (定住推進課)	○結婚活動に関する情報の提供 ○結婚活動支援団体の活動に対する支援 ○結婚に伴う新生活のスタートアップに係る 費用(家賃・引越し費用等)の支援	0.5	7.4	18.5	15.5
シティプロモ ーション*推 進事業 【一部Jof・物価】 (定住推進課)	○移住希望者に対して、市民と協力し、本市 の魅力を発信	8.6	12.9	10.9	5.9
地域協議会・ 地域自治推進 委員会運営事 業 (地域づくり課)	○地域協議会及び地域自治推進委員会の運営	1.0	1.0	1.0	1.0

政策 4-1 地域主体のまちづくり

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
地区行政推進事業 (地域づくり課)	○区長の職務に対する支援 ○区長会の活動に対する支援	78.0	78.1	77.8	78.2
市民憲章推進事業 (地域づくり課)	○花巻市市民憲章推進協議会の活動に対する支援	0.5	0.6	0.5	0.4
コミュニティ助成事業推進事業 (地域づくり課)	○住民の拠点活動施設の整備 ○住民組織活動に対する支援	20.0	3.6	6.2	20.0
定住促進事業 (定住推進課)	○U・I・Jターン*希望者の移住及び子育て世帯の定住に係る新築または中古住宅の購入費用及び改修費用の一部を助成 ○空き家を取得しようとする若者への支援	51.1	54.1	56.0	69.1
地域おこし研究所運営事業 (定住推進課)	○大学等と連携し地域課題の解決に向けた研究・実証	16.6	13.1	16.8	14.7
定住交流センター改修事業 (商工労政課)	○音響設備等の更新 ○館内照明のLED化 ○館内トイレ洋式化	79.2	21.4	48.2	40.6
就労支援事業【再掲】 (商工労政課)	○県外から市内へ移住・就業した方へ奨励金を交付 ○東京圏から市内へ移住・就業した方へ支援金を交付	43.4	40.9	43.6	43.3
商業施設等整備事業 (商工労政課)	○大迫交流活性化センター展示館屋根外壁塗装補修・駐車場舗装補修	—	—	—	40.6

施策2 コミュニティ会議*の基盤強化

◇目指す姿

コミュニティ会議*を中心に、自主的な地域づくり活動を行っています

◇現状

- ・コミュニティ会議*による地域づくりは、それぞれの地区に応じた地域活性化や地域課題解決のための自主的な地域づくりが進められている一方で、地域づくりを担う人たちの負担が大きくなっています。
- ・地域課題の洗い出しや事業決定において、各種団体等との連携や住民参画*が十分ではないという声もあります。
- ・地域づくりに若い世代や女性の参画*が少ないままです。

◇課題

- ・コミュニティ会議*を中心とした地域づくり活動をより効果的・効率的に進めていくためには、地域の中で類似した事業を整理・統合していく必要があります。
- ・コミュニティ会議*の活動に地域の各種団体等、地域の多くの分野に携わる住民の参画*をさらに進めていく必要があります。
- ・若い世代や女性の創意工夫を地域づくりに生かす仕組みが必要です。

◇施策の方向

(1) 自主的な地域づくり活動の活性化

- ・地域づくり交付金の交付
- ・コミュニティ会議*と各種団体等との関係及び役割の実態把握による負担軽減策の検討と実施
- ・若い世代や女性を含めた参画*機会の創出と実践
- ・中間支援組織*等によるコミュニティ会議*へのサポート
- ・コミュニティ会議*との協議及び関係者等との懇談会等の開催
- ・地域づくりに関するノウハウ・スキル習得のための研修会等の開催
- ・地域づくりやコミュニティ会議の活動についての情報発信

政策 4-1 地域主体のまちづくり

◇ 成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
地域の総課題 件数のうち、 地域で課題解 決した件数の 割合 (%)	地域が自ら課題に取り組んで解決した課題の割合を示す指標です。現状の高い水準を目指します。 (H30実績値 84.0%) 花巻市地域支援室調べ	84.0	85.0	85.0	85.0	85.0

◇ 主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
地域づくり活 動推進事業 (地域づくり課)	○地域づくり交付金の交付 ○協働によるまちづくりを推進するための取 組	207.8	209.5	211.7	204.0

基本政策
4-2

参画*・協働*のまちづくり

～お互いを尊重し、持っている特性と能力を活かし合い、まちづくりを行っています～

政策の方針

市民参画*と協働*のまちづくりを進めるためには、お互いを尊重し、持っている特性と能力を活かし合うための環境づくりが必要です。

そのために、市民が積極的に市政に関わることができるよう市政への参画*・協働*機会を拡充するとともに、市民が行う公益的活動*を支援します。また、男女が社会の対等なパートナーとしてまちづくり等に参画*できるよう男女共同参画の浸透を図ります。

(市民や企業に期待される役割)

◇市民の役割（地域、市民団体等を含む）

- ・市政へ関心を持ち、積極的に参画*する
- ・市政懇談会等、市との対話機会への参加
- ・得意なことを生かし、ボランティア活動やNPO活動へ参画*する
- ・花巻について考え、発信する
- ・公共サービスへ市民の力が発揮できる仕組みや市との連携事業の提案
- ・NPO間の連携
- ・男女共同参画社会についての理解と推進

◇企業の役割（事業所、個人生産者等を含む）

- ・企業ボランティアなどの積極的な社会貢献
- ・市との協働*事業の実施
- ・男女共同参画社会を推進する環境づくり
- ・大学の保有知識をまちづくりに還元する

成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R5
市民と行政の協働*によるまちづくりが進められていると思う市民の割合 (%)	まちづくりが市民と行政との協働*により行われているか市民の意識を示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	35.2	50.0

関連計画

○第2次花巻市男女共同参画基本計画（平成28～令和5年度）

施策1 市政への参画*・協働*機会の拡充

◇目指す姿

市政に関心を持って積極的に関わっています

◇現状

- ・まちづくりに関する重要な計画の策定及び変更並びに条例等の制定改廃において、パブリックコメントや意見交換会等を実施し、市政への市民参画*を図るとともに、共通の課題解決に向け、市民と市との協働*によるまちづくりに取り組んでいます。
- ・花巻市まちづくり基本条例では、市民の市政への参画*について権利を保障しており、市民の参画*については別に条例を定めるとしてはいますが、市民が市政に参画するためのルール等を「市政への市民参画ガイドライン」に定め、運用を行っています。

◇課題

- ・市政への参画*・協働*をさらに進めるため、市民参画*の評価と仕組の検証や、市民に向けて参画*・協働*の考え方の浸透を図る啓発や情報提供を引き続き行っていく必要があります。
- ・「市政への市民参画ガイドライン」を基に、市民参画に関する円滑な運用が図られてきたことから、条例化を進める必要があります。

◇施策の方向

(1) 参画*・協働*機会の拡充

- ・重要な計画の策定時等において、パブリックコメントや意見交換会等の適切な方法を用いた市民参画*の実施
- ・花巻市市民参画*・協働*推進委員会や職員チームによる市民参画*の評価と仕組の検証
- ・市民参画に関する具体的な仕組みを定めた条例の制定

(2) 広聴の充実

- ・市政懇談会やまちづくり懇談会、市民との対話等の実施
- ・市長へのはがきやメール等の受付

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
市政へ意見を述べる機会が確保されていると思う市民の割合 (%)	市政へ意見を述べる機会や場に対する市民の満足度を示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	45.4	47.0	48.0	49.0	50.0

政策4-2 参画*・協働*のまちづくり

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
市民参画*・ 協働*推進事 業 (地域づくり課)	○市政への参画*・協働*機会の拡充 ○市民参画に関する条例の制定	0.5	0.5	0.5	0.5

施策2 公益的活動*への支援

◇目指す姿

公益的活動*を活発に行っています

◇現状

・まちづくりにおいて、公益的活動*を行うボランティア団体やNPO法人等は重要な役割を担っており、子供の健全育成や保健・医療・福祉、生涯学習、スポーツなど幅広い分野で活動しています。

◇課題

・ボランティア団体やNPO法人等が活動していくうえで、人材育成や人材の確保、活動資金の確保、組織運営などといった課題も挙げられていることから、引き続き継続した支援が必要です。

◇施策の方向

(1)公益的活動*に対する市民意識の高揚

・ボランティア団体やNPO法人等に関する情報発信の強化

(2)市民団体等との連携

・ボランティア団体やNPO法人等が行う公益的活動*への支援

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
この1年間にボランティア団体やNPO法人の活動に参加した市民の割合 (%)	市民の公益的活動*への参加状況を示す指標です。現状より高い水準を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	53.2	60.0	60.0	60.0	60.0

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
市民団体等活動支援事業 (地域づくり課)	○市民団体等が行う公益的活動*への支援	2.9	2.9	2.9	2.9

施策3 男女共同参画の浸透

◇目指す姿

男女が社会の対等なパートナーとしてお互いを尊重しています

◇現状

- ・本市では花巻市男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んでいます。
- ・男女の平等が図られていると感じる市民の割合が4割程度(市民アンケート)にとどまっています。
- ・職場の福利厚生やワーク・ライフ・バランス*(仕事と生活の調和)に満足している勤労者の割合は、50%(市民アンケート)に達していない状況です。
- ・女性の活躍が進む一方で、審議会委員等に占める女性の割合は、目標の40%に達していない状況となっており、政策・方針決定過程の場への女性の参画*は、十分であるとは言い難い状況です。
- ・性的少数者(LGBT等)の方々への理解が進んでいるとは言い難い状況です。

◇課題

- ・第2次花巻市男女共同参画基本計画(平成28年3月策定)は、令和6年3月に計画期間が満了となることから、次期計画を策定する必要があります。
- ・家庭や職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、多様な生き方が尊重され、誰もが能力を発揮するためには、男女共同参画社会の実現に向けた取組が必要です。
- ・ワーク・ライフ・バランス*(仕事と生活の調和)の推進のため、男女を問わず、育児・介護に安心して取り組むための休業取得等について、市民・事業者の理解を深めるための取組が必要です。
- ・市政への女性の参画*促進のため、継続して審議会等への女性委員の登用の促進を図る必要があります。
- ・同性パートナーシップ制度について、県内でも導入する自治体が増えており、制度の導入について検討する必要があります。

◇施策の方向

(1)男女共同参画の推進

- ・第3次花巻市男女共同参画基本計画の策定
- ・ワーク・ライフ・バランス*(仕事と生活の調和)や性的少数者(LGBT等)*の理解の促進等、男女共同参画に関する意識啓発の講座・講演会・セミナー等の開催や情報提供の充実
- ・育児・介護に安心して取り組むための休業取得等について、市が率先して取り組むとともに、関係団体と連携し、事業者の意識啓発を目的とした事例発表会等を開催
- ・庁内推進組織による施策の推進状況の点検と評価

政策4-2 参画*・協働*のまちづくり

- ・審議会等への女性委員の登用の促進
- ・同性パートナーシップ制度の導入

◇成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R2	R3	R4	R5
職場や学校、地域など身のまわりで男女の平等が図られていると感じる市民の割合 (%)	市民が身のまわりで男女の平等が図られていると感じている度合いを示す指標です。増加を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	41.7	52.5	55.0	57.5	60.0
審議会委員等に占める女性の割合 (%)	市政に関する市民の意見を反映することなどを目的に設置される審議会等に、女性がどれくらい参画*しているかを示す指標です。増加を目指します。 花巻市総務課調べ	28.8	36.3	37.5	38.8	40.0

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
男女共同参画推進事業 (地域づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ○広報・市ホームページ・コミュニティFM*等による情報提供 ○講座・講演会・セミナー等の開催 ○事業者の意識啓発を目的とした事例発表会等の開催 ○庁内推進組織による施策の推進状況の点検と評価 ○第3次男女共同参画基本計画の策定 	2.6	2.0	2.6	7.1

5 行政経営

～市民目線で経営する強くて優しいまち～

基本政策
5-1

効率的・効果的な行政運営

～満足度の高い行政サービスを提供しています～

政策の方針

地方分権*が進展する中、市民に満足度の高い行政サービスを提供していくためには、選択と集中による効率的で効果的な行政運営を行う必要があります。

そのために、窓口等のサービスの利便性の向上を図るほか、政策課題に対応した組織運営と人材の育成を進めるとともに、市民にタイムリーでわかりやすい市政情報を提供します。また、行政評価*を活用し、適切な施策を展開します。

成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R5
市役所の市民サービスが利用しやすいと感じる市民の割合 (%)	市役所の窓口、自宅や身近な場所で行うことができる手続きの利便性についての市民の満足度を示す指標です。現状の割合より高い水準を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	63.3	70.0
広報など市からの情報提供がタイムリーでわかりやすいと思う市民の割合 (%)	市からの情報が市民にわかりやすく伝わっているかを示す指標です。現状の割合より高い水準を目指します。 出典：花巻市（市民アンケート）	65.9	70.0
マイナンバーカード（個人番号カード）の市民への交付枚数率 (%)	市民に対する個人番号カード交付枚数の人口に対する割合を示す指標です。ほぼ全ての市民が取得することを目指します。 花巻市市民登録課調べ	10.7	100.0

関連計画

○花巻市過疎地域持続的発展計画（令和3～7年度）

施策1 窓口サービスの充実

◇目指す姿

窓口サービスが便利で利用しやすくなっています

◇現状

- ・国では、安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできるだけ早期に実現するため、ほぼ全ての住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、マイナンバーカードの普及を進めています。
- ・令和3年10月からマイナンバーカードの健康保険証利用が開始されるなど、マイナンバーの利活用を促進しています。
- ・市民の窓口利用や行政サービス提供の利便性をより高めるためには、従来の手法を踏襲するだけでなく、ICT*や民間の手法を活用するなど新たな視点での業務改善が必要です。

◇課題

- ・マイナンバーカードの利活用に対する普及啓発や導入対策が必要となっています。
- ・市民にとってより利便性の高い窓口体制を構築するため、民間の知見を活用するなど、新たな手法の検討が求められています。
- ・市民のニーズに答えるため、ICT*を活用した電子行政サービスの推進が求められています。

◇施策の方向

(1) マイナンバーカードを活用した行政手続き等の推進

- ・マイナンバーカードの普及促進
- ・マイナンバーカードを利用した各種手続きの普及促進と導入対策

(2) 利用しやすい窓口サービスの提供

- ・ワンストップサービス体制の充実
- ・市民のニーズを捉えた窓口体制づくりのための、民間の知見の活用など新たな手法の検討
- ・ICT*を利用した電子行政サービスの推進

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
証明書コンビニ交付サービス事業 (市民登録課)	○証明書コンビニ交付サービスの実施	22.4	9.7	9.1	10.6

施策2 機能的な組織運営と人材育成

◇目指す姿

政策課題に対応した組織運営が行われています

◇現状

- ・地方公務員法の改正により、令和5年度から定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制が導入されるなど、本市の組織運営を取り巻く各種制度が変革しています。
- ・市民ニーズの高度化、多様化、複雑化などにより、市の役割や業務内容が拡大しているなかで、AI*やRPA*等ICT*の進展により、本市もこうしたシステムの活用による業務の効率化の可能性があります。
- ・県南地区の企業立地の活発化などにより、今後広域的な連携による行政運営がますます求められています。
- ・国の新たな制度の創設や制度改正、権限移譲などにより、高度に専門的な知識や能力を備えた職員が求められています。
- ・市民の公務員に向けられる目がより厳しくなっており、職員倫理の徹底が求められています。
- ・組織的な人材育成を主眼とする人事評価制度を運用しています。
- ・公文書は、本庁と各総合支所の複数の書庫で保管していますが、手狭になってきています。また、複数の書庫で保管していることにより、公文書の検索に時間を要しています。

◇課題

- ・各種政策課題に対応した、あるべき組織の姿を常に模索することが必要となっています。
- ・市の業務内容が拡大しているなかで、市民との丁寧なコミュニケーションや、政策の企画立案という行政本来の役割を發揮できる環境づくりを推進する必要があることから、業務効率化や職員負担の軽減のため、AI*やRPA*等ICT*を用いた業務改善や委託の検討が必要となっています。
- ・さまざまな課題を解決するには、本市の区域を越えた広域的な視点による行政運営が必要です。
- ・専門的な知識や能力を備えた職員の育成のための専門研修や、国の機関・民間などへの派遣研修の継続が必要です。
- ・公平、公正な事務執行を確保するための職員倫理の徹底について、今後も継続した取組が必要です。
- ・組織的な人材育成を主眼とする人事評価制度への理解度を深め適正な運用を図ることが必要となっています。
- ・公文書のデジタル化を含め、公文書管理の適正化及び効率化に向けて検討が必要です。

政策5-1 効率的・効果的な行政運営

◇施策の方向

(1) 政策課題に対応した組織の構築

- ・行政組織の検証、見直し
- ・AI*、RPA*等ICT*の導入による業務効率化
- ・業務の外部委託等の検討

(2) 広域的な連携の推進

- ・近隣市町との相互連携の強化
- ・国や県との連携
- ・大学や金融機関などとの連携の推進
- ・ILC*誘致に対する協力

(3) 職員の育成

- ・各省庁や民間への派遣研修、人事交流などによる専門性の高い職員の育成、専門職員の採用
- ・職員倫理の徹底を図るためのコンプライアンス*研修の継続実施
- ・人事評価制度の適正な運用及び昇給・勤勉手当への活用の検討

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
花巻・遠野広域連携事業 (秘書政策課)	○遠野市と、当市の強みを生かした効果的な情報発信 ○観光ルートの保全 ○誘客の促進	12.0	12.0	11.7	9.5
総合企画アドバイザー活用 ・連携事業 (商工労政課)	○総合企画アドバイザーによる庁内外の課題に対する助言・指導・情報提供	1.7	1.7	1.0	1.7

施策3 わかりやすい市政情報の提供

◇目指す姿

タイムリーでわかりやすい市政情報を提供しています

◇現状

- ・広報や市ホームページ、コミュニティFM*、SNS*などの市が所有する媒体を活用し、市政情報を発信しているほか、定例記者会見などを通じ、マスコミへの情報提供を行っています。
- ・原則月2回発行している広報は、区長をはじめとする地域の方々のご協力を得て全戸配布していますが、配布に携わる方の高齢化や担い手不足のため、地域の負担が増えています。

◇課題

- ・市政情報が、より多くの方に迅速・正確に伝わるために、若者、高齢者など幅広い年齢層や生活形態に合わせ、様々な情報発信の方法とわかりやすい表現方法をとるよう工夫するとともに、新聞やテレビ・ラジオなどを通じて市政情報の発信ができるように、積極的にマスコミに情報提供を行うことが必要です。
- ・広報等の配布の負担軽減のため、広報の発行回数の見直しを求める声があります。一方で、広報発行回数を削減することで、市の施策や事業などの情報をタイムリーに発信することが今までより困難になることから、広報の発行・配布回数について慎重に検討する必要があります。

◇施策の方向

(1) 市政情報の発信強化

- ・「広報はなまき」への掲載情報の充実
- ・市民がより見やすく、使いやすい市ホームページの構築
- ・コミュニティFM*やSNS*など様々なメディアによる情報発信
- ・定例記者会見の開催などマスメディアを通じた情報発信の強化
- ・広報はなまきの発行・配布回数の検討

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
広報活動事業 【一部財・物価】 (秘書政策課)	○広報や市ホームページ、コミュニティFM*などの広報媒体を活用した、行政情報等の発信	102.1	97.4	105.2	109.9

施策4 行政評価*の活用

◇目指す姿

常に適切な施策が講じられています

◇現状

- ・花巻市まちづくり総合計画や花巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる目標の達成に向けて、計画の実効性を高めるため、行政評価*を実施しています。
- ・市民を対象としたまちづくり市民アンケートを実施し、成果指標の実績値を把握するとともに、行政評価*の結果について、行政評価*委員会による評価を実施するなど、行政評価*に市民参画*を取り入れています。

◇課題

- ・行政評価*の結果を反映し、目標達成に向けて最も有効な手段により施策を展開していくために、適切な評価を実施する必要があります。
- ・評価の透明性を高めるため、評価結果について、市民にわかりやすく伝える必要があります。

◇施策の方向

(1) 行政評価*の効果的な運用

- ・施策の成果の検証と取組の改善、構築
- ・市民参画*による行政評価*の実施

基本政策
5-2

持続可能で健全な財政経営

～財政を健全に維持しています～

政策の方針

今後、人口減少による財政規模の縮小が懸念されるとともに、合併による優遇措置が終了することから、より一層健全な財政の維持に向けて取り組む必要があります。

そのために、適正な財政規模への移行と最小の経費で最大の効果を生み出すための財政運営を進めます。また、市税等自主財源*の確保に努めるとともに、施設の長寿命化など市有財産の適切な管理を図ります。

成果指標

指標名	指標の説明	H30 (基準値)	R5
経常収支比率* 【地方財政状況調査】 (%)	義務的性格の強い経常経費*に、一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、財政構造の弾力性を判断する指標です。直近の増加率水準の維持を目指します。 花巻市財政課調べ	90.6	94.0
実質公債費比率* 【健全化判断比率】 (%)	地方公共団体の財政規模に対する借金返済額の大きさを示す指標です。12%以下の維持を目指します。 花巻市財政課調べ	9.5	11.0

関連計画

- 花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針編】(平成 29～令和 38 年度)
- 花巻市公共施設マネジメント計画【実施計画編】(令和 2～5年度)

施策1 適正な財政規模への移行

◇目指す姿

行政サービスを適切に実施できる財政構造になっています

◇現状

- ・本市の財政状況は、地方債への依存割合が高いものの、地方交付税により財政措置される割合が高い有利な地方債の活用により、令和3年度の実質公債費比率*は 8.3% となっており、改善傾向にあります。
- ・人口減少などにより税収の大幅な増加は見込まれない中で、合併特例債や過疎債等の地方交付税による財政措置が高い地方債の活用により、返済にかかる交付税算入額が増えており、当面、地方交付税の大きな減少は見込まれません。
- ・令和2年度から会計年度任用職員制度が施行され、人件費の増大が見込まれるとともに、少子高齢化に伴う社会保障費の増大による扶助費及び公共施設の老朽化に伴う更新や維持経費の増加、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策経費及び原油価格・物価高騰に伴う物件費等の増大が見込まれます。

◇課題

- ・人件費、扶助費及び公債費といった義務的経費に加え、維持補修費等の増加が見込まれることから、事務事業の見直しなどにより経常経費*の削減を図る必要があります。
- ・今後も地方交付税による財政措置割合が高い有利な地方債の選択発行に加え、市債残高の管理及び基金の効果的な運用を行い、将来負担の軽減に努める必要があります。

◇施策の方向

(1) 経常経費*の削減

- ・事務事業の見直し
- ・指定管理者制度*の適正管理
- ・特別会計の健全な経営
- ・適正かつ透明性の高い補助金交付事務の執行
- ・第三セクター*等の経営の検証

(2) 実質的な債務の削減

- ・交付税算入率の高い地方債の選択発行
- ・特別会計、公営企業会計*の健全運営と中長期的な経営の検証
- ・各基金の効果的な運用

施策2 自主財源*の確保

◇目指す姿

市税等の自主財源*が確保されています

◇現状

・本市の自主財源*は、歳入全体に占める地方交付税を下回っており、その地方交付税は優遇措置の段階的な縮小により減少が見込まれています。

◇課題

・自主財源*のなかでも大きな割合を占める市税等の確実な収納確保が課題となっています。

◇施策の方向

(1) 安定した自主財源*の確保

- ・公平かつ適正な課税
- ・納税意識の醸成
- ・納付環境の整備と納期内納付の促進
- ・市税、使用料、手数料等の収納率の向上
- ・滞納処分等の法的措置の実施
- ・イーハトーブ花巻応援寄附金の積極的な確保に向けた対応

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
イーハトーブ 花巻応援寄附 金推進事業 (定住推進課)	○寄付者への地場産品*等の記念品送付や情報発信 ○寄付の受付や記念品の送付事務等の外部委託	1,387.5	2,376.5	2,751.3	1,674.8

施策3 市有財産の適正な管理

◇目指す姿

市有財産が良好に維持管理されています

◇現状

- ・人口減少や少子高齢化が進行するなかで、建物施設の5割超が築30年以上となっており、今後10年以内に約8割の施設が築30年以上となることから、今後、維持管理費が増大し、財政負担が大きくなると予測されます。
- ・国は2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目標とする脱炭素社会を目指しており、市では、「花巻市環境基本計画」に基づき国の施策に対応することとしています。
- ・市が所有する財産を経営資産と捉えて、遊休財産の活用による新たな財源確保など総合的な有効活用が求められています。

◇課題

- ・花巻市公共施設マネジメント計画に基づき公共施設の維持管理や更新統廃合及び長寿命化等を推し進めるには、計画の見直しや改訂を行う必要があります。
- ・資源価格の高止まりにより光熱水費が増加し維持管理コストが増えており、公共施設の省エネルギー化と再生可能エネルギーの活用に取り組む必要があります。
- ・遊休財産の活用には、「売却」や「貸し付け」など未利用市有財産の最適な利用方法を検討する必要があります。

◇施策の方向

(1) 花巻市公共施設マネジメント計画の推進

- ・花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針編】の改訂
- ・花巻市公共施設マネジメント計画【実施計画編】の改訂及び用途別の「個別施設計画(住宅、公園、舗装、橋りょう、学校、消防など)」の推進

(2) 公共施設の脱炭素化の推進

- ・公共施設のLED化の推進及び施設更新時の太陽光発電設備導入の検討

(3) 市有財産の有効活用

- ・売却及び貸し付け等に関する最適利用の検討

政策 5 - 2 持続可能で健全な財政運営

◇主要事業

事業名 (担当課)	事業概要	事業費(百万円)			
		R2	R3	R4	R5
市有財産適正 管理事業 (契約管財課)	○花巻市公共施設マネジメント計画の推進 ○市有財産の有効活用 ○公共施設適正化(解体)	5.7	53.0	27.3	53.2
庁舎設備等改 修事業 【一部円・物価】 (契約管財課)	○本庁舎及び各総合支所庁舎の改修	46.8	56.8	41.0	61.2

第6章 主要事業計画

長期ビジョンの「まちづくり分野の目指す姿」、「政策の目指す姿」、中期プランの「施策の目指す姿」、「成果指標」を実現・達成するために事業について、政策、施策別の事業費です。

(各施策ごとに掲載している主要事業費を一覧表として再掲しています。)

事業内容の詳細が未確定なため事業費の見積りが困難なものや、事業実施に特段の事業費を必要としない事業については、事業費を「－」としています。

なお、毎年度実施する行政評価*の結果や社会状況の変化、毎年度の歳入の状況によって、事業内容・事業費の見直しや、新たな事業の選定を行います。

注) 事業費各欄の数値は、四捨五入しているため、各施策の事業費の合計数値と一致しない場合があります。

「しごと」

政策No.	施策No.	事業費（百万円）				
		R2	R3	R4	R5	計
1-1	1	767.7	926.0	898.5	798.0	3,390.2
	2	149.7	87.7	97.0	187.6	522.0
	3	1,517.2	1,325.4	1,070.6	1,371.3	5,284.5
	4	111.7	130.7	119.2	206.8	568.4
	5	57.4	48.1	41.3	49.0	195.8
1-2	1	357.8	308.2	249.3	231.8	1,147.1
	2	5.5	5.4	5.2	5.3	21.4
1-3	1	－	－	－	－	－
	2	718.3	691.8	828.9	278.1	2,517.1
1-4	1	914.0	984.7	520.3	90.3	2,509.3
	2	81.2	64.2	69.3	63.1	277.8
	3	24.9	30.1	27.5	32.3	114.8
	4	10.7	11.2	11.0	11.0	43.9
1-5	1	144.5	48.4	48.8	55.4	297.1
	2	17.7	16.1	17.4	17.3	68.5
	3	344.1	265.0	537.5	358.2	1,504.8
1-6	1	66.0	56.3	56.3	53.2	231.8
	2	127.9	110.6	109.2	98.5	446.2
分野計		5,416.3	5,109.9	4,707.3	3,907.2	19,140.7

「暮らし」

政策No.	施策No.	事業費（百万円）				
		R2	R3	R4	R5	計
2-1	1	—	—	—	—	—
	2	5.4	5.2	6.4	7.4	24.4
	3	13.8	14.0	15.3	15.8	58.9
	4	325.7	340.7	317.6	351.4	1,335.4
	5	72.2	75.9	95.5	86.6	330.2
2-2	1	4,557.8	3,931.3	3,847.5	3,367.7	15,704.3
	2	219.0	191.1	173.4	175.2	758.7
	3	179.6	193.5	153.0	444.3	970.4
	4	—	—	—	—	—
	5	6.2	5.4	8.9	2.7	23.2
	6	362.1	360.3	376.4	443.3	1,542.1
	7	349.8	—	—	—	349.8
2-3	1	52.5	15.9	13.4	7.0	88.8
	2	443.4	393.8	366.7	487.7	1,691.6
	3	323.5	219.2	167.0	321.0	1,030.7
	4	63.0	33.1	31.0	35.3	162.4
2-4	1	37.8	38.1	39.1	38.6	153.6
	2	5.5	5.9	6.5	6.0	23.9
	3	33.0	29.7	28.2	28.7	119.6
2-5	1	10,897.3	2,536.9	2,006.4	1,365.7	16,806.3
	2	458.2	296.3	295.8	340.4	1,390.7
	3	2,543.1	2,641.1	2,731.6	2,803.3	10,719.1
2-6	1	841.2	1,318.3	1,522.7	1,160.5	4,842.7
	2	252.4	234.3	244.5	248.7	979.9
	3	123.8	115.0	112.1	102.4	453.3
分野計		22,166.3	12,995.0	12,559.0	11,839.7	59,560.0

「人づくり」

政策No.	施策No.	事業費（百万円）				
		R2	R3	R4	R5	計
3-1	1	5,530.1	7,044.4	5,969.8	5,971.4	24,515.7
	2	0.6	0.6	0.6	0.6	2.4
	3	232.5	180.1	151.6	160.1	724.3
3-2	1	177.3	165.0	186.5	162.0	690.8
	2	7.6	7.5	7.7	7.4	30.2
	3	71.8	77.9	80.7	91.9	322.3
	4	771.1	453.3	317.0	825.3	2,366.7
3-3	1	199.2	258.4	116.1	166.6	740.3
	2	7.8	7.5	7.9	8.1	31.3
	3	22.0	21.1	23.1	51.1	117.3
3-4	1	40.2	39.6	40.2	39.1	159.1
	2	9.2	29.3	38.4	46.8	123.7
	3	186.7	367.7	74.7	356.7	985.8
3-5	1	288.4	90.3	362.8	114.6	856.1
	2	48.8	70.0	101.8	100.6	321.2
	3	84.0	87.6	86.6	90.7	348.9
	4	0.8	3.0	4.4	3.0	11.2
分野計		7,678.1	8,903.3	7,569.9	8,196.0	32,347.3

「地域づくり」

政策No.	施策No.	事業費（百万円）				
		R2	R3	R4	R5	計
4-1	1	381.0	323.6	482.7	426.3	1,613.6
	2	207.8	209.5	211.7	204.0	833.0
4-2	1	0.5	0.5	0.5	0.5	2.0
	2	2.9	2.9	2.9	2.9	11.6
	3	2.6	2.0	2.6	7.1	14.3
分野計		594.8	538.5	700.4	640.8	2,474.5

「行政経営」

政策No.	施策No.	事業費（百万円）				
		R2	R3	R4	R5	計
5-1	1	22.4	9.7	9.1	10.6	51.8
	2	13.7	13.7	12.7	11.2	51.3
	3	102.1	97.4	105.2	109.9	414.6
	4	—	—	—	—	—
5-2	1	—	—	—	—	—
	2	1,387.5	2,376.5	2,751.5	1,674.8	8,190.3
	3	52.5	109.8	68.3	114.4	345.0
分野計		1,578.2	2,607.1	2,946.8	1,920.9	9,053.0

総合計	事業費（百万円）				
	R2	R3	R4	R5	計
	37,433.7	30,153.8	28,483.4	26,504.6	122,575.5

第7章 財政見通し

1 はじめに

本市の財政状況は、相対的に地方債への依存割合が高く、財政の硬直度高い状況にあります。平成28年度から地方交付税における合併算定替という特例措置の段階的縮減や、人口減少等の影響により市税の大幅な増収が見込めないことから、歳入規模に応じた財政規模を目標に、持続可能な財政運営に努める必要があります。

令和2年度の策定時には、毎年の当初予算ベースで推計をしておりましたが、令和2年度及び令和3年度は決算額、令和4年度及び令和5年度は決算見込み額を計上しています。

なお、令和4年度及び令和5年度の決算見込みの推計方法については、令和3年度決算の歳入受入率(予算に対する収入額)及び歳出執行率(予算に対する執行額)を乗じて試算しています。

今後の予算編成については、この財政見通しをもとにしながら社会経済情勢等の変動及び市財政の状況により柔軟に対応していきます。

2 財政見通しの推計方法

<歳入>

(1) 市税

令和5年度当初予算額を計上しました。

(2) 地方譲与税・交付金

国の地方財政対策に基づき推計した令和5年度当初予算額を計上しました。

(3) 地方交付税

国の地方財政対策に基づき推計した令和5年度当初予算額を計上しました。

(4) 国・県支出金

令和5年度当初予算額に令和3年度決算の受入率を乗じて推計しました。

(5) 地方債

通常の市債については、令和5年度当初予算額に令和3年度決算の受入率を乗じ、臨時財政対策債*は地方交付税の見通しをベースに推計しました。

(6) その他

財産収入及び諸収入について、令和5年度当初予算額に令和3年度決算の受入率を乗じて推計しました。

<歳出>令和5年度

(1) 主要経費

本計画に掲載されている主要事業の合計額に令和3年度決算の執行率を乗じて推計しました。

(2) 管理運営費

主要経費以外に市の財政運営に必要となる職員給与費、公債費、物件費、維持補修費などを計上しています。令和5年度当初予算に令和3年度決算の執行率を乗じて推計しました。

①職員給与費

現行の給与体系をベースに定年退職予定数などを踏まえて試算を行い、令和5年度当初予算に令和3年度決算の執行率を乗じて推計しました。

②公債費

すでに償還が確定している額をベースに、新たに発行するものについては、直近の金利動向を反映して推計しました。

公債費のうち交付税等算入見込については、合併特例債など償還金に対する交付税の算入及び、地域総合整備資金貸付金の事業者からの返済額を推計しました。

③その他管理運営費

物件費、維持補修費、積立金及び補助金等について、令和5年度当初予算に令和3年度決算の執行率を乗じて推計しました。

うち積立金については、前年度の実質収支の2分の1を財政調整基金に積立てることで試算しました。

(3) その他経費

特別会計への繰出金や、一部事務組合への負担金等について、令和5年度当初予算に令和3年度決算の執行率を乗じて推計しました。

<参考>

(1) 市債残高のうち実質負担見込

市債の年度末残高に対して、後年度に交付税の算入が見込まれる額と、地域総合整備資金貸付金の事業者からの返済額を控除し、市が市税などで負担する実質的な残高を推計しました。

3 計画期間中の財政見通し

(単位：百万円)

項目	R2 決算額	R3 決算額	R4 決算見込み	R5 決算見込み
一般財源	28,670	29,880	29,909	29,802
市税	11,395	11,187	11,503	11,636
譲与税・交付金	3,315	3,807	3,579	3,626
地方交付税	13,960	14,886	14,827	14,540
国・県支出金	22,017	15,698	13,397	11,512
地方債	5,107	4,504	3,233	3,734
うち 合併特例債	1,986	1,780	1,371	1,235
過疎対策債	578	667	319	623
臨時財政対策債	1,099	1,101	436	245
その他収入	8,398	8,651	11,114	11,366
うち ふるさと納税	2,960	4,392	4,600	4,600
歳入①	64,192	58,733	57,653	56,414

項目	R2 決算額	R3 決算額	R4 決算見込み	R5 決算見込み
主要経費	35,484	29,157	27,038	27,081
管理運営費	21,263	20,855	22,587	20,957
職員人件費	6,713	6,628	6,581	6,577
公債費	5,283	5,449	5,669	5,768
うち 交付税等算入見込	3,639	3,711	3,797	3,818
その他管理運営費	9,267	8,778	10,337	8,612
その他経費	5,856	5,965	6,034	6,885
歳出②	62,603	55,977	55,659	54,923

形式収支* (①-②)	1,589	2,756	1,994	1,491
実質収支*	1,220	2,109	1,059	1,434

基金	財政調整基金*	0	0	1,060	1,386
取崩	まちづくり基金	1,400	503	528	1,069

(参考)

年度末 残高	市債残高	57,101	56,354	54,099	52,238
	うち実質負担見込	14,584	14,054	13,849	13,843
	財政調整基金*残高	7,106	7,721	7,725	6,872
	まちづくり基金残高	5,802	6,555	6,525	5,460

4 計画期間中の収支不足への対応

計画期間中の収支不足額は、管理運営費を中心に削減するほか、必要に応じて市債の発行や基金の取崩しにより対応します。また、市民の理解を得ながら、引き続き行財政改革を推進していく必要があり、次のような取組を進めます。

ア 事業の見直し・事業手法の選択

徹底した事務事業の見直しや事業の選択と集中を進めるとともに、第三者の視点を取り入れた行政評価*結果を反映して効率的・効果的な事業手法を選択します。また、適正かつ透明性の高い補助金交付事務に努めるとともに、ICT の導入等による業務改善などで管理運営費の削減を進めます。

イ 歳入確保の取組

国や県の動向等を注視しながら、補助金をはじめあらゆる歳入確保に積極的に取り組むとともに、市税など未収債権の滞納額の縮減に努めます。また、市民が利用する施設について、受益者負担の適正化を進めます。

ウ 保有資産の利活用

市が保有する土地・建物等の資産について、遊休部分等の活用や用途廃止した施設の利活用、売却・貸付等による財源確保に積極的に取り組みます。

用語解説

あ行

◆IoT

「Internet of Things(モノのインターネット)」の略称。身の周りのあらゆるモノがインターネットにつながる仕組みのこと。

◆ILC

国際(International)リニア(Linear)コライダー(Collider)の略で、全長 31～50km の地下トンネルに建設される、電子と陽電子を加速衝突させ質量の起源や時空構造、宇宙誕生の謎の解明を目指す大規模研究施設のこと。

◆ICT

情報(Information)や通信(Communication)に関する技術(Technology)の総称。

◆空家等

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態(おおむね年間を通して使用実態がないこと)であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

◆朝ごはんプロジェクト

市内の温泉旅館において、県産米と地元産の野菜を共通素材として使った朝食を提供する、温泉旅館と地元農家による取組。

◆粗付加価値額

減価償却費と付加価値(生産活動によって新たに生み出される価値)の総額。

粗付加価値額＝製造品出荷額等－(消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額)－原材料使用額等

◆RPA

ロボットを使った(Robotic)業務プロセスの(Process)自動化(Automation)の略で、人が手作業で行ってきたデータ入力などの定型業務をルールに基づいて「自動」で処理する手法や概念。

◆岩手中部保健医療圏

医療法第 30 条の 4 第 2 項第 12 号の規定により、入院医療を中心とする一般の医療需要に対応するほか、広域的、専門的な保健サービスを効果的、効率的に提供するために岩手県が設定した区域の1つ。花巻市、北上市、遠野市及び西和賀町の市町区域があたる。

◆岩手中部地域医療情報ネットワーク

岩手中部保健医療圏の医療機関、介護事業所等が設立した非営利活動法人岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会が運営しているもので、市民から同意を得た上で、医療機関において、診療上必要な医療情報(患者の基本情報、処方データ、検査データ等)をコンピュータネットワーク上で電子的に共有・閲覧できる仕組み。

◆インキュベート施設

起業や創業をするために活動する者を支援する施設のこと。本市では、起業化支援センターやビジネスインキュベータがある。

◆インターンシップ

学生が一定期間企業や団体などの中で働き、経験を積むことができる就業体験制度のこと。

◆SNS

「ソーシャル(Social) ネットワーキング(Networking) サービス(Service)」の略で、人と人をつなげるコミュニティ型ウェブサイトのこと。

◆AI

「Artificial Intelligence(人工知能)」の略称。

◆SDGs

「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成される。

◆LGBT(性的マイノリティ)

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシャル(両性愛者)、トランスジェンダー(「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人)の頭文字を取って作られた言葉で性的マイノリティの総称。

◆汚水処理施設

公共下水道施設、農業集落排水施設、浄化槽の総称。

◆温室効果ガス

大気中の熱を大気圏内に閉じ込め、地表や海水を暖める働きを持つガスの総称を言う。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素など7種類のガスを指定している。

か行

◆学力向上アクションプラン

学校だけではなく、家庭・地域と一体となった学力向上の取組を行うことが必要であることから、市独自に「花巻市学力向上アクションプラン」を策定した。市内各小・中学校では、各校ごとの「学力向上アクションプラン」を策定している。

◆観光環状バス

観光客の移動手段として、市内にある複数の観光地を巡るようにコース設定されたバスのこと。

◆観光地域づくり法人(DMO)

「Destination Management/Marketing Organization」の略。地域の多様な関係者(地域住民、宿泊施設、農林業者、商工業、飲食店及び交通事業者等)を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人。

◆観光おもてなしガイド

観光客に対し、観光施設等の案内や説明を無償で行う人のことで、(一社)花巻観光協会が募集している。

◆基本的な生活習慣

子どもが心身ともに健康に育つために生活の基盤となるもので、日常生活の基本となる食事・睡眠・清潔・排泄・衣服の着脱等の生活習慣のこと。

◆キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育をいう。

◆形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額をいう。

◆行政評価

行政が実施している政策、施策や事務事業について、成果指標等を用いて有効性、効率性、必要性を評価することであり、行政自らが住民の視点に立って点検・評価し、その結果を次の企画立案に活かすことによって政策の質的向上を図るための行政運営の一手法。

◆協働

市民と市が、互いの特性を認識・尊重し合いながら、共通の課題の解決や目標に向けて、それぞれの役割と責任をもって、協力し行動すること。

◆郷土芸能

民族それぞれの社会生活の中で、住民みずからが演者となって伝承してきたきわめて地域性の濃い演劇、音楽の類をいう。いずれも、地域の生活・風土と結びついて伝承されるものだけに郷土色が濃いことから、民俗芸能とも呼ばれる。

◆経常経費

年々持続して固定的に支出される経費をいい、おおまかにいえば、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び公債費をいう。

◆経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する指標。人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費*に、地方税、普通交付税、地方譲与税などの経常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを示す。

◆健(検)診

「健康診査」と「検診」をあわせて表したもの。「健康診査」とは特定健康診査など健康状態を確認するために行うもので、「検診」はがん検診など特定の病気や異常の早期発見のために行うもの。

◆公営企業会計

地方公営企業法を適用し民間企業と同様に複式簿記により経理される会計方式のこと。地方公共団体が住民にサービスを提供し、その使用料などの収入によって経営されている企業(下水道事業など)を公営企業といい、この会計方式に移行することで、損益及び資産等を正確に把握することができ、事業経営の健全化や計画性・透明性の向上を図ることができる。

◆公益的活動

ここでは、「市民がまちづくりのために自主的に行う、特定の個人や団体の利益(私益)を目的とする活動ではなく、公共の福祉のための活動や地域社会に貢献する活動」をいう。

◆構造改革特区

地方公共団体や民間事業者などの自発的な立案によって、地域の特性に応じて全国一律の規制を緩和する特例を導入する特定の地域のこと。当市では平成 28 年 11 月 29 日に「花巻クラフトワイン・シードル特区」の認定を受け、果実酒等の製造免許の取得について、酒税法による最低製造数量が引き下げられるなどの特例が適用になった。

◆高齢者向け優良賃貸住宅

国等の支援を受け、高齢者の安全で安定した住宅を提供するため、高齢者の身体機能に応じた設計、設備などに配慮した民間賃貸住宅。

◆コーディネーター

企業が必要とする経営資源(資金、人材、情報、技術など)や販路開拓・拡大などについて、総合的な支援を行う人材。

◆国内友好都市

国内において親善や文化交流を目的とした地方同士の関係を示すものであり、本市においては、神奈川県平塚市と青森県十和田市と提携している。

◆ごみ減量アドバイザー

ごみの減量を推進するため、市内のごみ集積所に排出される家庭ごみの分別状況の調査及び現地指導を行うとともに、出前講座等を通じたごみの適正排出に係る啓発や不法投棄の現地確認などの活動を実施するため設置。

◆コミュニティFM

放送エリアを市町村単位としたFMラジオ放送。特定の地域に向けた放送のため、地域の特色を生かした情報のほか、災害時の緊急のお知らせなど、リアルタイムな情報を発信することができる。本市のコミュニティFM「えふえむ花巻」の周波数は、78.7MHz。

◆コミュニティ会議

本市において、地域の自主的なまちづくりを推進するための基本的な区域として置いているコミュニティ地区*内の住民が自主的に組織する団体。各コミュニティ地区*に1つのコミュニティ会議があり、地区内の住民の参画*と協働*により、住みよいまちづくりを進めている。

◆コミュニティ・スクール

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる学校運営協議会制度を導入した学校。

◆コンプライアンス

法令遵守のみならずモラル等を含み社会的良識等、ルールとして明示されていないことに積極的・自主的に対応すること。

さ 行

◆災害公営住宅

災害により住宅を失った方などに対し、安全安心な住宅を提供するため、国の補助金等により整備した公営住宅のこと。

◆再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのことをいう。

◆財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされたりするため、このような予期しない収入減少や不時の支出増加などに備える。

◆参画

市民が、主体的にまちづくりに参加し、その意思決定にかかわること。

◆産後ケア

退院直後の母子に対して心身のケア等を行うもの。

◆産前・産後サポート

妊産婦の仲間づくりを促し孤立感を解消するとともに、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、相談支援を行うもの。

◆シーズ

ビジネスの種(seeds)で、技術、能力、ノウハウ、アイデア、人材及び設備などのこと。

◆自己肯定感

自分の良い面のみならず、欠点や短所も含め、ありのままの自分を「これが自分なのだ」と受け入れ、「自分のことが好き」「自分はかけがえのない存在だ」「生まれてきてよかった」などと思える心の状態をいう。

◆自主財源

地方公共団体が自主的に収入し得る財源をいい、地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入が該当する。

◆自主防災アドバイザー

地域の防災力を向上させ、災害に強い安全で安心なまちづくりを推進するため、防災活動等に関し専門的な見地から指導及び助言を行うアドバイザー。

◆自主防災組織

地震、風水害、火災等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、被害を防止し若しくは軽減し、または予防するため、住民が自主的に結成する組織をいう。

◆実質公債費比率

地方債の元利償還金が及ぼす財政負担の程度を表す指標。地方税や普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた公債費相当額(普通交付税が措置されるものを除く)に充当されたものの占める割合で、過去3か年の平均値で表す。

◆実質収支

形式収支から翌年度に繰越す事業に必要となる財源を差し引いた額をいう。

◆指定管理者制度

公(おおよけ)の施設の管理に、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成するため創設された制度で、最も適切なサービスの提供者を議会の議決を経て指定するもの。

◆指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する。(災害対策基本法第49条の4)

◆指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する。(災害対策基本法第49条の7)

◆シティプロモーション

観光客増加、定住人口獲得、企業誘致等を目的として地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動。

◆地場産品

地元で生産されたり、加工された物品。

◆自伐型林業

森林の経営や管理、施業を山林所有者や地域が自ら行う自立・自営型の林業。

◆姉妹、友好都市

親善や文化交流を目的とした、国を越えての地方同士の関係を示す。両首長による提携書がある場合を姉妹都市、友好都市としている。花巻市においては、姉妹都市がアメリカ合衆国ホットスプリングス市とラットランド市、友好都市がオーストリア共和国ベルンドルフ市と中華人民共和国の大連市西崗区である。

◆社会教育

学校教育以外の主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動。

◆就学前教育

0歳から小学校入学までの乳幼児期における教育。小学校以降の学習内容を早期に取り入れることなく、生涯にわたる人間形成の基礎となる基本的な生活習慣*や行動様式を乳幼児の発達段階に応じて適切に教え、育んでいくこと。

◆住宅確保要配慮者

安全安心な住宅を確保することが困難と思われる、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯などで、支援が必要と思われる者。

◆循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のことをいう。

◆少年センター

少年の非行防止及び健全育成を推進するため市が設置した組織。主な活動として、少年補導委員による補導活動、少年の非行防止または福祉に関する相談及び関係機関等との連絡協調などを実施している。

◆ジョブカフェはなまき

市が平成22年4月に開設した、若年者(概ね35歳以下)を中心とした求職活動支援施設。専門の相談員による就職相談や求人情報の提供に加え、職業適性診断や面接指導など様々なサポートを行っている。

◆振興作物

市とJAいわて花巻が生産を振興(奨励)する作物。米、小麦、大豆、雑穀、野菜(トマト、ミニトマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、レタス、えだまめ、アスパラガス、しいたけ、たまねぎ)、果樹(りんご、ぶどう、洋なし、ブルーベリー)などがある。

◆振興センター

本市において、地域づくりやコミュニティ活動、地域住民に身近な生涯学習の拠点として27か所に設置。

◆浸水想定区域

河川の氾濫(はんらん)により、住宅などが水につかる「浸水」が想定される区域のこと。

◆水位周知河川

国土交通大臣(または都道府県知事)は、洪水予報指定河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、この水位に達したときは、その旨を水位または流量を示して通知・周知する。(水防法第13条)

◆水産多面的機能

国民に安全で新鮮な水産物を提供する役割、河川・湖沼の生態系保全、教育の場の提供など、水産業の有する様々な機能。

◆スマートアグリ・スマート農業

ロボット技術やICT*等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業。

◆生活習慣病

食事、運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が発症・進行に関与する病気の総称で、がん、脳血管疾患、心臓病、糖尿病などが含まれる。

◆製造品出荷額等

製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出たくず並びに廃物の出荷額の一年間の合計で、消費税等内国消費税額を含んだ額。

◆成長分野

成長拡大の可能性が高く見込まれる分野のこと。医療、福祉、自動車関連など。

◆成年後見制度

福祉サービス等の利用手続きや日常的な金銭の管理を行う人を選任するなど、判断能力が不十分な日常生活に困難や不安がある方を保護し、支援する制度。

◆総合型地域スポーツクラブ

市民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブで、①複数のスポーツ種目が用意され、②市民の誰もが集い、それぞれが年齢、興味・関心、体力、技術・技能レベルなどに応じて活動でき、③定期的・継続的なスポーツ活動を行い、④個々のスポーツニーズに応じた指導力を有するものとされている。本市では、花巻市体育協会とNPO法人SUMはなまきが活動している。

◆Society5.0

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

◆素材生産

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太にする工程。素材生産量は、丸太にした量。

た 行

◆第三セクター

国や地方公共団体の公共部門(第一セクター)と民間部門(第二セクター)との共同出資で設立された事業主体。

◆耐震基準

昭和56年5月31日以前に適用されていた建築基準法における耐震基準は、震度5程度で倒壊・崩壊等しないことを想定していたが、昭和53年の宮城県沖地震(震度5)で甚大な家屋倒壊被害に見舞われたため抜本的な見直しが行われ、新耐震基準(昭和56年6月1日施行)へ移行した。新耐震基準では、おおそ震度6強から7程度において倒壊・崩壊等しないことを想定しており、この基準で建築された建物は平成7年の阪神淡路大震災(震度7)においても被害が少なかったことが報告されており効果が実証されている。

◆多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

◆多面的機能

洪水や土砂崩壊の防止、自然環境の保全、良好な景観の形成など、農業・農村や森林が有する様々な機能。

◆地域医療ビジョン

花巻市が将来の医療供給体制の姿と今後の必要な施策をビジョンとして示したもの。

◆地域おこし協力隊

都市圏から過疎地域等の地域に住民票の移動含め生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊」として委嘱し、一定期間地域に居住して、地域ブランドや地場産品*の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事など地域協力活動を行いながら、その地域への定住定着を図る総務省の制度。

◆地域支え合い体制

高齢者や障がい者など支援が必要な方に対し、地域社会における互助共助の仕組みにより日常的な支え合い活動を行う体制。

◆地域支援事業

高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要支援・要介護状態となった場合でも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として実施する事業。

◆地域ブランド

地域資源の持つ固有な特徴を生かした商品のこと。平成 18 年から地域団体商標登録制度が始まっており、県内では、いわて短角和牛、江刺りんごなどがある。

◆地域優良賃貸住宅

高齢者、障がい者、子育て世帯など配慮すべき世帯へ良好な住宅を提供するため、国の助成を受けて整備する住宅。

◆地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費する取組で、食料自給率の向上や6次産業化*などにもつながるもの。直売所等での地場農産物の販売や学校給食、福祉施設、観光施設、食品加工関係での地場農産物の利用などがある。

◆知的財産権

特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利または法律上保護される利益に係る権利。特許権や著作権などの創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」と、商標権や商号などの使用者の信用維持を目的とした「営業標識についての権利」に大別される。

◆地方分権

国の事務権限や財源を地方(県・市町村)に移したり、国から地方に対する関与を廃止・縮小したりすることで、住民に身近な行政はできるだけ住民に近い地方が行うことができるように、行政の仕組みを変えていこうとする考え方。

◆チャーター便

定期便が運航していない路線に、お客様のニーズに合わせて運航される不定期便のこと。

◆中間支援組織

協働*を推進する上で、市民と行政、団体と行政などの間に入ってそのパイプ役として中立的な立場でそれぞれの活動を支援する組織。

◆特産品

地元で生産されたり、加工された物品で、地域を代表し、その土地の気候風土を生かした物品。

◆特殊詐欺

対面することなく、電話、メール、はがきなどを使って信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）の総称。

◆特定外来生物

海外から日本にもたらされた外来生物であって、生態系や人の命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのあるものの中から「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により指定されたもの。特定外来生物は生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

◆特定妊婦

出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

◆特定不妊治療

体外受精、顕微授精による治療。

◆特用林産物

保有山林から生産または採取し販売したもののうち、建築などの用材、ほだ木用原木を除く林産物。食用の天然きのこ類、工芸用材となる竹材、燃料用の薪や木炭など。

◆土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる区域。

◆土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる区域。

な 行

◆二次医療機関

入院や手術を必要とする中度から重度の傷病者の治療を行う医療機関。

◆二次交通

二次交通目的地まで複数の交通機関等を使用する場合、2種類目の交通機関のこと。主には鉄道駅から路線バスなどを使って観光地などへ赴く交通手段をいう。

◆二次保健医療圏

医療法第30条の4第2項第12号の規定により、入院医療を中心とする一般の医療需要に対応するほか、広域的、専門的な保健サービスを効果的、効率的に提供するために都道府県が設定する圏域。

◆2024年問題

働き方改革関連法により、2024(令和6年)4月1日からトラックドライバーの時間外労働時間が年間960時間以内に制限されることに伴い、会社の売上(利益)の減少やトラックドライバーの収入の減少やそれに伴う離職、荷主側における運賃の上昇など、運送業や物流業に生じるおそれがある諸問題のこと。

◆認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持っている施設のこと。

◆農業資源管理面積

農振農用地における地域共同活動を行っている面積(農地・水保全管理活動面積＋中山間地域協定面積)。

◆農業者一人当たりの農業所得金額

毎年度、総務省が実施する「市町村税課税状況等の調」における農業所得者の「総所得金額等」を「納税義務者数」で案分した金額。

◆農工商観連携

農林水産業者、商工業者及び観光業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、連携して新商品・新サービスの開発等に取り組むこと。

◆ノーマライゼーション

障がい者と健常者とはお互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策なども含まれる。

は 行

◆バイオマス燃料

動植物などから生まれた生物資源から作る燃料のこと。

◆バイオマス発電

バイオマス燃料*を利用する発電方法のこと。

◆ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

◆はなまきスポーツコンベンションビューロー

スポーツを通じた交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るための組織のこと。市や花巻市体育協会、各競技協会などで構成し、大規模スポーツ大会・イベント・スポーツ合宿の誘致と開催支援を主な業務としている。

◆ビックデータ

インターネットなどのネットワークを通じて収集される膨大なデータ。

◆避難行動要支援者

障がいのある方や要介護認定を受けている方など、災害が発生した場合に自力で避難することが困難な方。

◆避難行動要支援者名簿

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、市町村に作成が義務付けられた名簿。この名簿は、自主防災組織や民生委員などの避難支援等関係者に提供され、平常時には個別避難支援計画の作成や見守り活動などに、災害時には安否確認や、個別避難支援計画に基づく避難支援などに活用される。平常時の名簿情報の提供を拒否することもできる。

◆病院群輪番制

休日・夜間等の救急重症患者の診療に対応するため、医療圏単位に対応病院が輪番制で診療を行う制度。

◆病診連携

「病院」と「診療所(かかりつけ医)」が連携し、必要に応じて患者を相互に紹介、診療にあたること。

◆5G

「超高速・大容量」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった特徴を持つ次世代の移動通信システム。

◆復興ありがとうホストタウン

内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局より「復興ありがとうホストタウン」に登録された被災 3 県(岩手県、宮城県、福島県)の自治体が、これまで支援してくれた海外の国・地域に復興した姿を見せつつ、東京オリンピック・パラリンピックに向けて相手国と住民との交流を行うもの。

◆レジャー

Business(ビジネス)とLeisure(レジャー)を組み合わせた造語。出張等の機会を活用し、出張先等で滞在を延長するなどして余暇を楽しむこと。

◆プロジェクトマネージャー

成長分野に進出しようとする市内企業に対して、成長分野へ進出するために必要な指導、助言等を行うため設置。

◆包括的な支援

住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、医療や介護保険制度などによる公的サービスのみならず、ボランティアや地域の助け合いなどを含めた多様な社会資源を地域住民である利用者自身が活用できるように支援すること。

◆防災士

防災士は、「自助」「共助」「協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得した者を、認定特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する民間資格。

◆防災重点ため池

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。平成 30 年 7 月豪雨により多くのため池が決壊し、小規模なため池で甚大な被害が生じたことから、認定基準の見直しが行われた。

◆保護・措置

家族の虐待等により、介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、市町村が職権をもって必要なサービスを提供する制度。

◆ボトルネック

「ビン(bottle)の首(neck)」の意で、道路をビンに見立て、途中で道路の幅が細くなっていることを指す。交通の流れが阻害され、渋滞が発生して円滑な交通を確保できなくなり、産業や物流、生活環境、救急搬送などに影響を与える。

◆保幼小接続期カリキュラム

小学校就学後における教科等の学びに円滑につなぐため、保育園・幼稚園・認定こども園での幼児教育において育てたい学びの土台となる力や身に着けさせたい力を示し、子どもたちの資質・能力を伸ばしていくことを目的に教育委員会が作成したもので、「花巻市アプローチカリキュラム全体像」と「花巻市スタートカリキュラム全体像」がある。

ま 行

◆マイナンバーカード(個人番号カード)

マイナンバーのほか、氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真等が表示された IC チップ付きカード。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Tax の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスが利用できる。

◆民俗芸能

民族それぞれの社会生活の中で、住民みずからが演者となって伝承してきたきわめて地域性の濃い演劇、音楽の類をいう。いずれも、地域の生活・風土と結びついて伝承されるものだけに郷土色が濃いことから、郷土芸能とも呼ばれる。

や 行

◆U・I・Jターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

◆有効求人倍率

公共職業安定所(ハローワーク)に登録された有効期限内(通常2か月間)の求人数を有効求職者数で割った数値。労働市場の需要超過・供給超過の状態を示す数値で、1よりも大きければ求人が多く、1よりも小さければ求人が少ない状況を示す。

◆ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無などに関わらず、できるだけ多くの人々が利用できるようにデザインすること。

◆ユネスコ無形文化遺産

ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)事業の一つ。有形の文化遺産は「世界の文化遺産及び自然遺産の保護による条約」により保護する仕組みが整えられたが、その枠組みで保護することが難しい、芸能、伝承、社会的慣習、儀礼、祭礼、伝統工芸技術、文化空間などの無形文化遺産の中で、「無形文化遺産の保護に関する条約」にたぐいえない価値を有するものとして登録されたもの。日本では、能楽や人形浄瑠璃文楽、歌舞伎などが登録されており、本市の早池峰神楽は平成 21 年に登録された。

◆要支援者

福祉介護サービスや医療サービスの支援を必要とする者。

◆予約応答型乗合交通

道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業として運行する予約応答型の乗合交通。

ら行

◆立地適正化計画

平成 26 年 8 月 1 日に施行された改正都市再生特別措置法で創設された制度。居住と都市機能の密度の向上、公共交通ネットワークの充実を通じて、持続可能な都市経営を確立することを目的に策定された計画。

◆リノベーション

既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えること。

◆流通備蓄

物資を市場で流通する状態で備蓄する方法。

◆6次産業化

1次産業としての農林漁業と2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等、事業の総合的かつ一体的な推進を図り、農林水産物などの農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

わ行

◆ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と「家庭生活(家事・子育て・介護・地域の活動等)」を、個人が希望するバランスで「両方とも充実させている状態」のこと。

◆ワーケーション

Work(仕事)と Vacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、リゾート地や温泉地、国立公園等、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ、仕事を行うもの。休暇主体と仕事主体の2つのパターンがある。

制定・改訂等履歴

年 月	内 容
令和2年10月	新規策定
令和4年5月	計画ローリング
令和5年3月	計画ローリング

花巻市まちづくり総合計画
第3期中期プラン（令和2年度～令和5年度）

岩手県花巻市
総合政策部秘書政策課

〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号
TEL0198-24-2111 FAX0198-24-0259